

**地域建設業における監理技術者数の現状と  
将来の増減予測並びに技術者確保へ向けた  
受発注者の取り組み  
(中間とりまとめ)**

令和8年3月

一般財団法人 建設業技術者センター



# 目 次

<b>第 1 章 調査の趣旨</b>	<b>1</b>
1. 1 建設業就業者に関する現状	2
1. 2 国土交通省による建設技術者確保に向けた取り組み	6
1. 3 調査の趣旨	13
<b>第 2 章 調査の概要</b>	<b>14</b>
2. 1 監理技術者数の現状と将来分析	15
2. 2 取材先の選定	18
2. 3 取材の実施方法	20
<b>第 3 章 取材結果</b>	<b>22</b>
3. 1 徳島県	
3. 1. 1 徳島県建設業協会・会員企業	26
3. 1. 2 徳島県県土整備部建設管理課	49
3. 2 北海道	
3. 2. 1 北海道建設業協会・会員企業	62
3. 2. 2 北海道建設部建設政策局建設管理課	83
<b>第 4 章 まとめ</b>	<b>103</b>
4. 1 徳島県における技術者数の現状と課題、技術者確保に向けた取り組み	104
4. 2 北海道における技術者数の現状と課題、技術者確保に向けた取り組み	107
4. 3 2道県の調査から見た技術者数の現状と課題	109
4. 4 監理技術者および建設技術者不足の解消に向けた方策	
4. 4. 1 国に求められる役割	110
4. 4. 2 発注者（都道府県等）に求められる役割	111
4. 4. 3 受注者（建設会社）に求められる役割	111
4. 4. 4 三者の取り組みの相互関係	111
4. 5 おわりに	111

# 第 1 章 調査の趣旨

## 1.1 建設業就業者に関する現状

総務省統計局の「人口推計の結果の概要」<sup>1</sup>によると、我が国の総人口は令和6年（2024年）で1億2,380万人、総人口に占める65歳以上人口は3,624万人で、高齢化率は29.3%である。これは平成22年（2010年）の総人口の1億2,806万人、総人口に占める65歳以上人口の2,948万人（高齢化率：23.0%）と比較すると、総人口が約400万人減少しているだけでなく、高齢化率が約6ポイント上昇（65歳以上人口が676万人増加）し、急速に進んでいることが分かる。また国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」<sup>2</sup>によると、令和9年（2027年）には高齢化率が30%を超える（出生中位・死亡中位推計）とされ、人口減少に加えて高齢化がさらに進むとの推計結果が示されている。

建設業においても人口減少と高齢化は深刻な問題である。国土交通省がまとめた建設業就業者の現状<sup>3</sup>によれば、

- ・建設業就業者数は477万人（令和6年（2024年））と、平成2年（1990年）以降で最も少ない人数となっており、ピーク時の平成9年（1997年）の685万人から27年間で約200万人減少（約30%の減少）している。また、建設業就業者が全産業に占める割合を見ると、平成9年（1997年）には10.45%だったものが、令和6年（2024年）には7.03%と3.42ポイント低下している。このことから全産業の中で建設業へ就職する割合は年々減少していることが考えられる（図表1-1）。
- ・さらに年齢階層別の就業者の割合を見ると、平成9年（1997年）は55歳以上が全産業、建設業ともに24%前後であったが、令和6年（2024年）には全産業が32.4%に対し建設業が36.7%と高い割合を示している一方で、29歳以下の割合は平成9年（1997年）には全産業が23.5%、建設業が22.0%であったが令和6年（2024年）には全産業が16.9%に対し建設業が11.7%と、全産業が6.6ポイントの減少に対し、建設業が10.3ポイントの減少と、全産業に対する建設業の若年層の減少割合が大幅に大きい結果となっている（図表1-2）。

このように、建設業は全産業と比較して高齢化層の比率が高く、若年層の割合が低いという特徴が見られ、このことから建設業への就職割合が年々減少していることの一つの証左であると考えられる。

今後の建設業を考えると、入職者の確保と育成は喫緊の課題であり、他産業と比べて長い年間出勤日数や年間実労働時間等の大幅な改善が強く求められている（図表1-3）。

また、建設業の技能労働者の賃金は製造業と比較しても低い水準にあり<sup>4</sup>、労働時間等の改善と合わせて給与水準を製造業並みに底上げすることは、人材確保のうえでも重要な課題である。

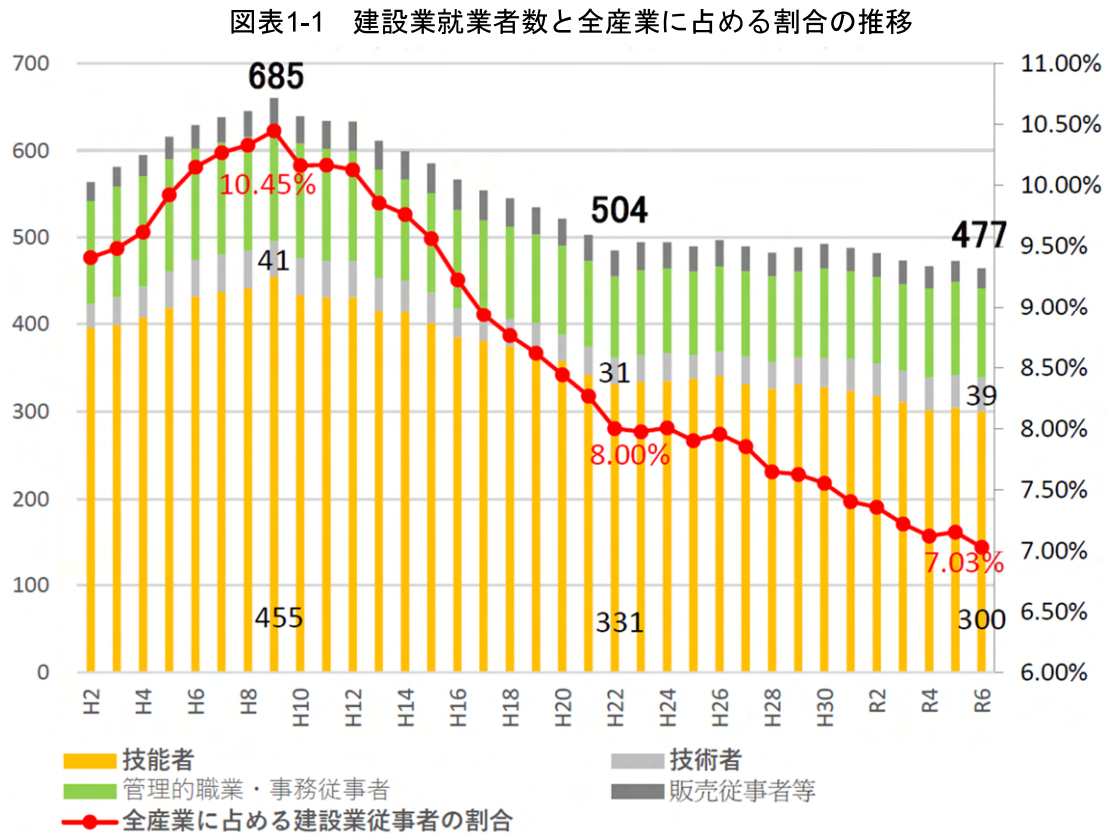
<sup>1</sup> <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html>

<sup>2</sup> [https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp\\_zenkoku2023.asp](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)

<sup>3</sup> 令和7年（2025年）9月 国土交通省「最近の建設産業行政について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001566406.pdf>

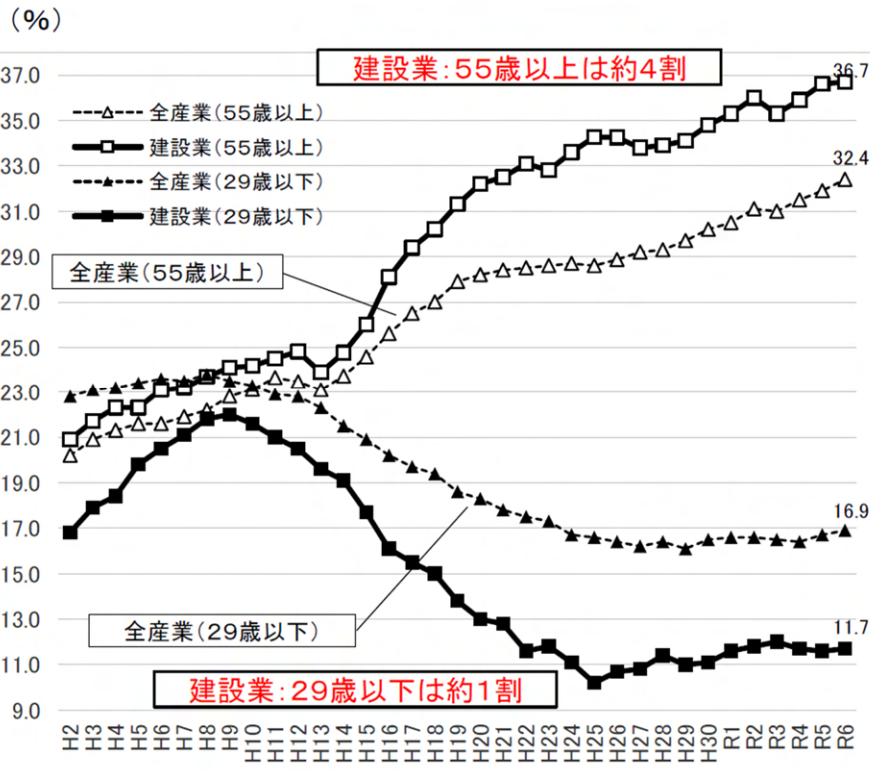
<sup>4</sup> [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/ccus\\_background.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/ccus_background.pdf)

さらに、建設業における就業者数の減少と高齢化が進行している現状に鑑み、ICT活用など業務の一層の効率化や、監理技術者の専任要件の緩和など、制度面での見直しも含めた対応が求められている。



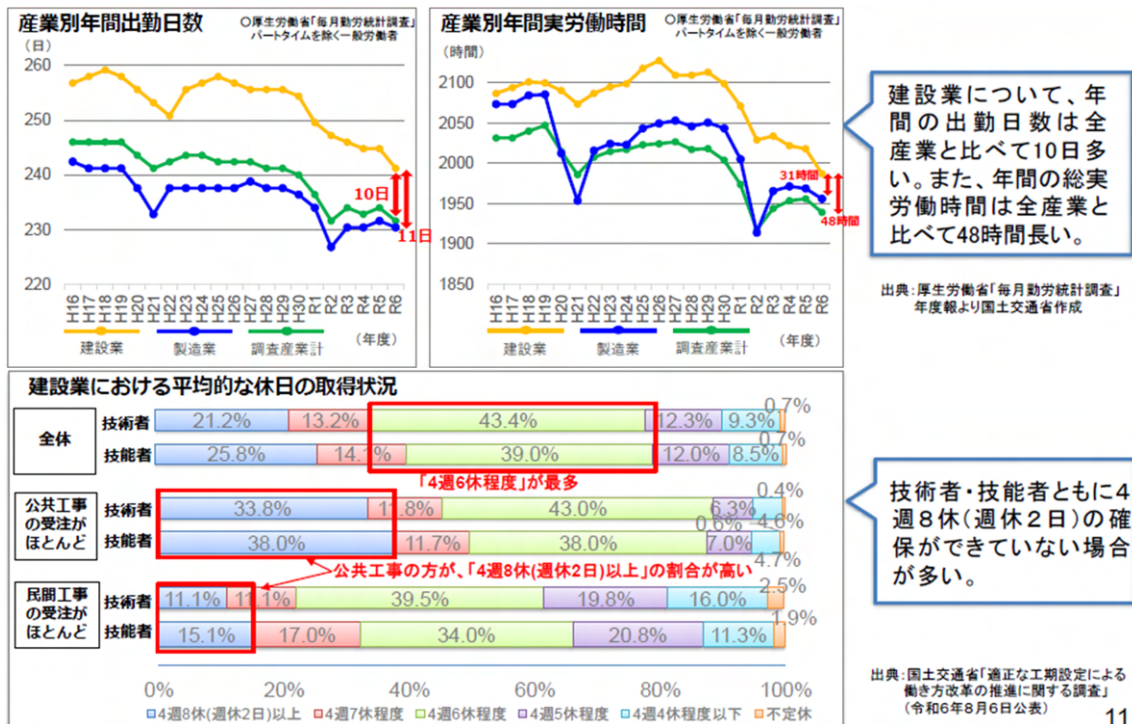
(出典) 令和7年(2025年)9月 国土交通省「最近の建設産業行政について」

図表1-2 建設業就業者の高齢化率の推移



(出典) 令和7年(2025年)9月 国土交通省「最近の建設産業行政について」

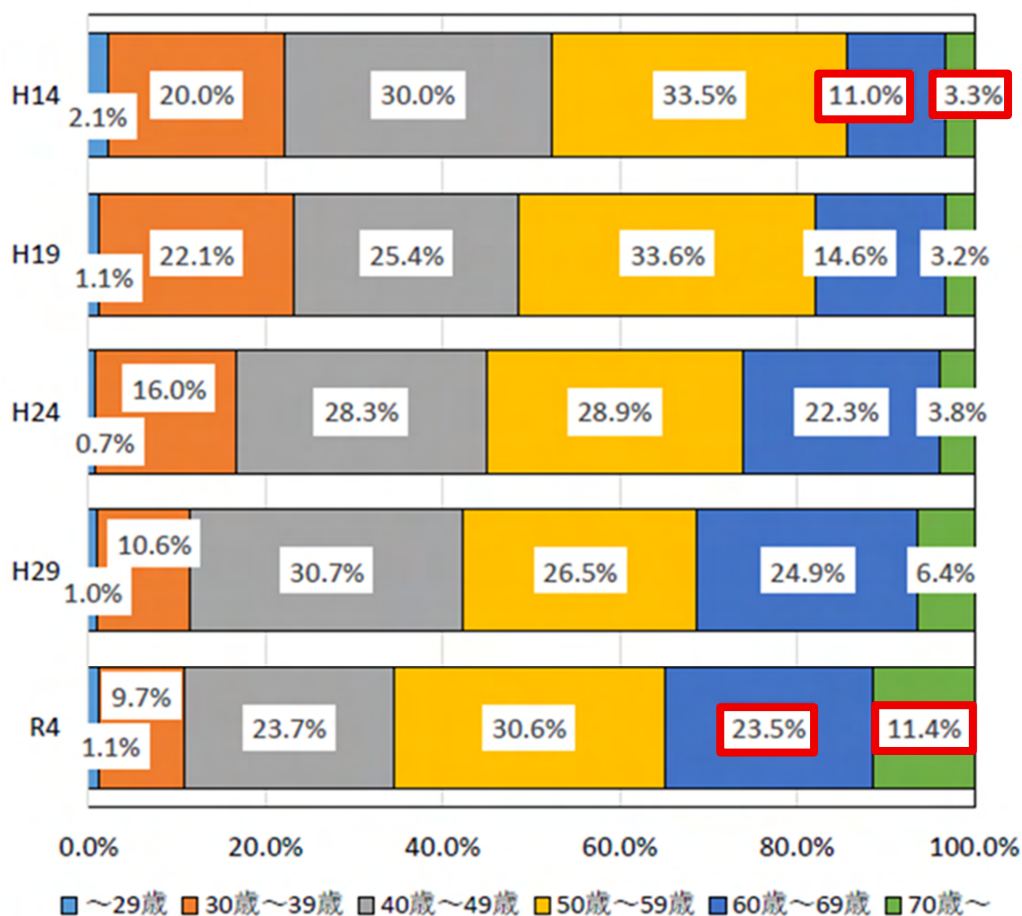
図表1-3 建設産業における働き方の現状



(出典) 令和7年(2025年)9月 国土交通省「最近の建設産業行政について」

また、国土交通省作成の監理技術者資格者証保有者の年齢構成について示したグラフ<sup>5</sup>を図表 1-4 に示す。図表 1-4 より、監理技術者資格者証保有者のうち 60 歳以上の者の割合について、平成 14 年（2002 年）の 14.3% に対し、令和 4 年（2022 年）では 34.9% と 20 年間で約 2.4 倍に増加しており、監理技術者資格者証保有者についても高齢化が確実に進んでおり、退職者数が増加していくと考えられる。その一方で、建設業への新規学卒者の入職者数は令和 3 年（2021 年）以降減少を続けており<sup>6</sup>、建設需要への対応の可否について懸念される。

図表 1-4 監理技術者資格者証保有者の年齢構成



全職種合計（業種間の重複無し、各年度末時点での数値）

（出典）令和 5 年（2023 年）12 月 国土交通省「建設業（技術者制度）をとりまく現状」を一部編集

<sup>5</sup> 令和 5 年（2023 年）12 月 国土交通省「建設業（技術者制度）をとりまく現状」  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001715124.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001715124.pdf)

<sup>6</sup> 一般社団法人日本建設業連合会「建設業デジタルハンドブック 建設業の現状 4.建設労働 新規学卒者の入職状況」  
<https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-4/index.html#link04>

## 1.2 国土交通省による建設技術者確保に向けた取り組み

### (1) 第3次・担い手3法<sup>7</sup>

平成26年(2014年)に、公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という。)と建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)が一体として改正され、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された。

平成26年(2014年)の担い手3法改正後、一定の成果が見られたものの、2024年(令和6年)度の改正労働基準法による時間外労働の上限規制の建設業への適用、i-Constructionの推進等による生産性の向上、自然災害の頻発化・激甚化に対する地域建設業の対応への期待の高まりなどが、依然として建設業が応えるべき課題としてあった。そのため、品確法・入契法・建設業法の一体的改正が令和元年(2019年)に行われた。これは新・担い手3法と呼ばれる。特に品確法では、公共工事の発注者・受注者を対象に基本的な責務として、働き方改革の推進や生産性向上への取組、災害時の緊急対応を強化する施策に取り組むことを挙げている。

令和4年(2022年)に発足した「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」では、地域の守り手としての建設業の重要性を再確認しつつ、建設資材価格の急激な変動と担い手不足が、建設業の持続可能性を妨げる2つの課題として議論された。「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」が取りまとめた提言では、資材の価格変動に対応する受発注者間での協議プロセスを確保すること、建設業従事者に適切な処遇を確保すること、またそれらの施策の実効性を確保するための指導監督強化策がとられることの大きく3点にまとめられている。これらを踏まえ、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、令和6年(2024年)に担い手3法が改正された。これを「第3次・担い手3法」という。第3次・担い手3法の全体像を図表1-5、第3次・担い手3法への改正の背景と方向性を図表1-6、担い手3法のこれまでの改正経緯を図表1-7に示す。

---

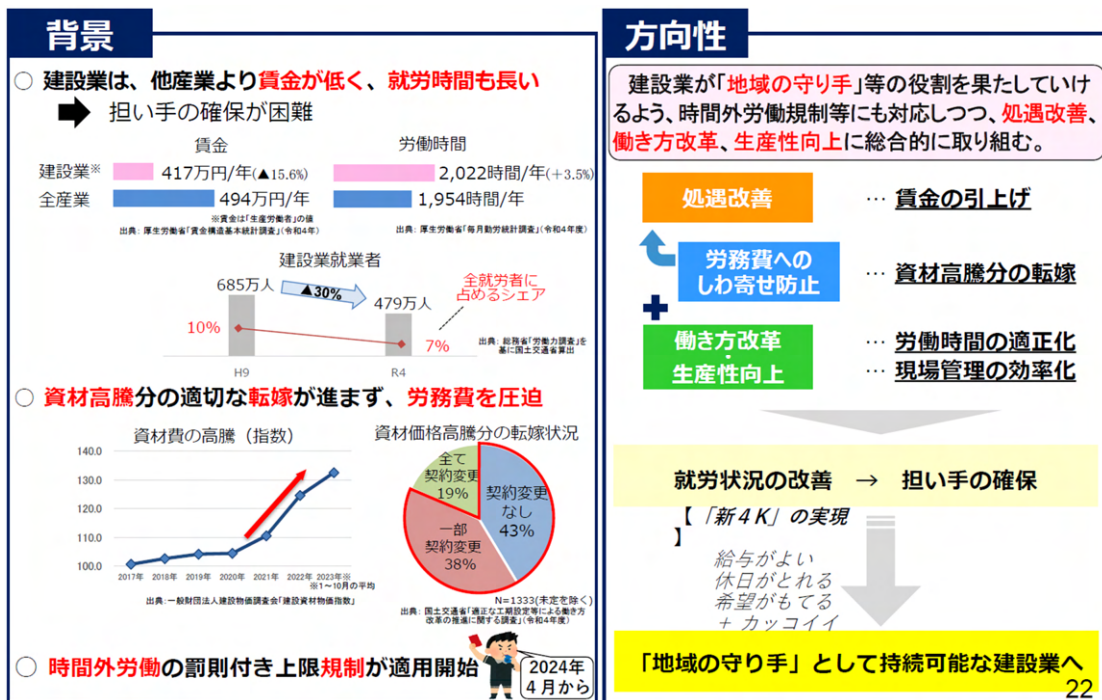
<sup>7</sup> 品確法、建設業法、入契法を合わせて「担い手3法」という。

図表 1-5 第3次・担い手3法の全体像

		議員立法 公共工物品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用 (変更契約)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ)</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入)</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共工物品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ)・誘導的手法 (理念、責務規定)</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ)・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

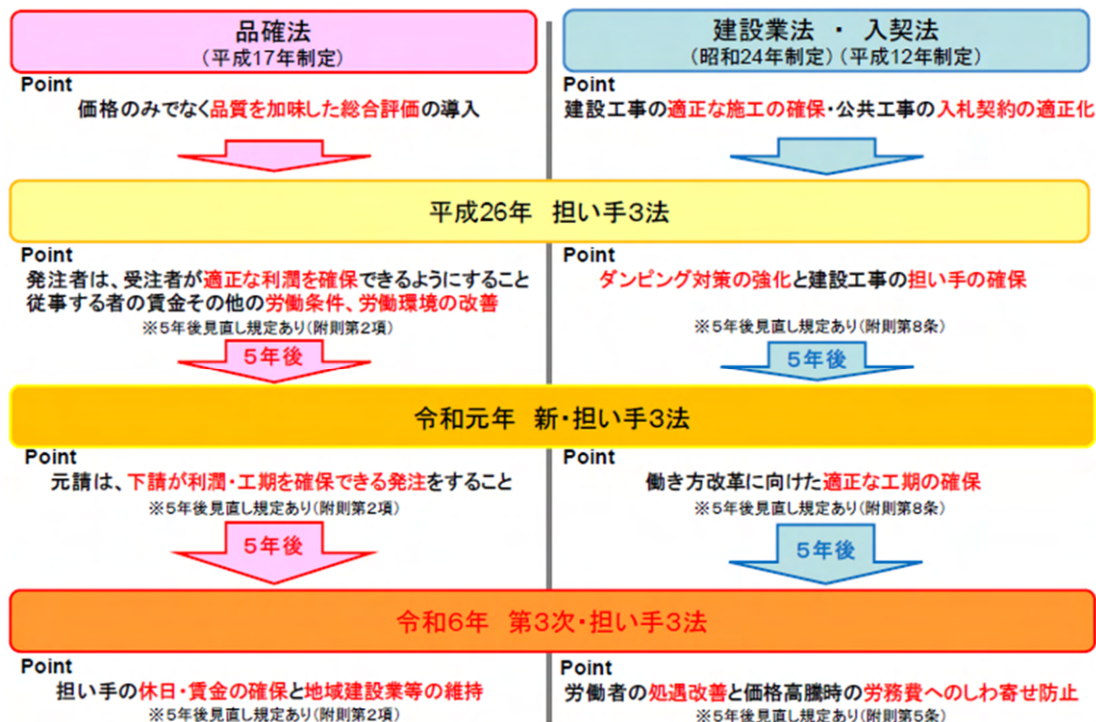
(出典) 令和7年(2025年)6月 国土交通省「建設業の働き方改革に向けた国土交通省の取り組み」

図表 1-6 第3次・担い手3法への改正の背景と方向性



(出典) 令和7年(2025年)6月 国土交通省「建設業の働き方改革に向けた国土交通省の取り組み」

図表 1-7 担い手 3 法のこれまでの改正経緯



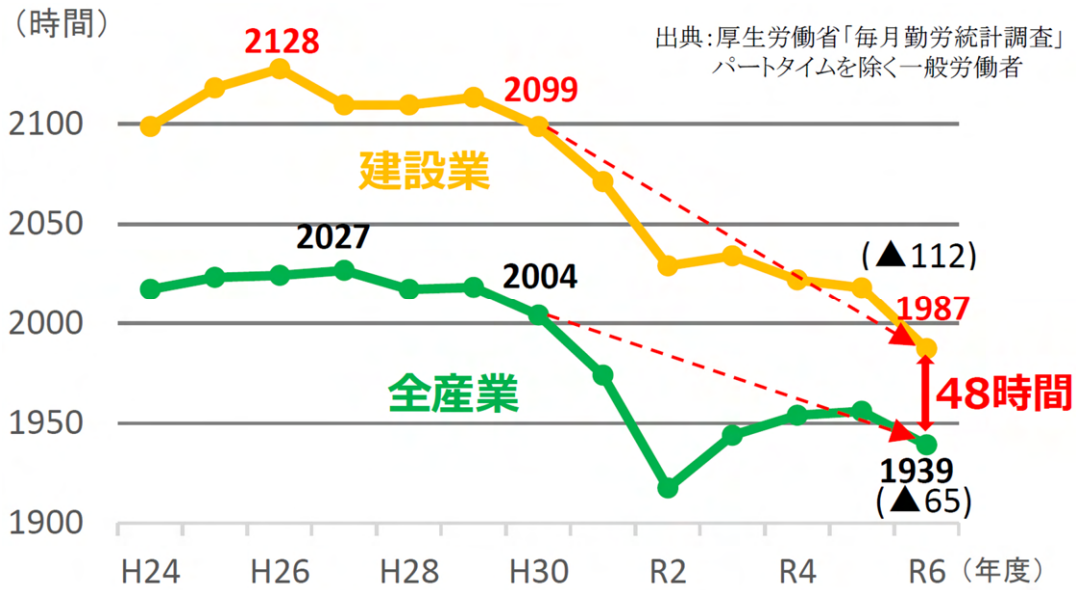
(出典) 令和 7 年 (2025 年) 6 月 国土交通省「建設業の働き方改革に向けた国土交通省の取り組み」

## (2) 働き方改革

図表 1-8 は、全産業と建設業の年間実労働時間を比較したものである。図表 1-8 より、平成 30 年 (2018 年) 度から令和 6 年 (2024 年) 度にかけて、全産業の年間実労働時間が 65 時間減少したのに対し、建設業の年間実労働時間は 112 時間減少しており、これまでの働き方改革の取り組みによって建設業の労働時間は他産業よりも大きく減少しているものの、令和 6 年 (2024 年) 度における建設業の年間実労働時間は全産業の年間実労働時間を 48 時間上回っており、高水準であることがわかる。このことから、令和 6 年 (2024 年) 4 月から適用された時間外労働の上限規制に的確に対応するとともに、将来にわたって担い手を確保していくため、引き続き働き方改革に注力する必要があるといえる。

建設業における最近の働き方改革の取り組みを図表 1-9 に示す。国をはじめ、時間外労働上限規制など規制内容の周知徹底、公共工事における週休 2 日工事の対象拡大、適正な工期設定、生産性の向上に注力して取り組んでいる。

図表 1-8 建設業と全産業の年間実労働時間の比較



(出典) 令和 7 年 (2025 年) 9 月 国土交通省「最近の建設産業行政について」

図表 1-9 建設業における最近の働き方改革の取り組み

<p><b>1. 規制内容の周知徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請</li> <li>一般国民にも動画等によって周知・啓発</li> </ul> <p>■建設業者向けリーフレット (厚生労働省)</p> <p>■動画による広報 (厚生労働省)</p>	<p><b>3. 適正な工期設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央建設業審議会が「<b>工期に関する基準</b>」を策定(R6.3改定)</li> <li>&lt;改定の主な内容&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>○注文者は、<b>時間外労働規制を遵守</b>して行う工期の設定に協力</li> <li>○自然要因 (<b>猛暑日</b>) における<b>不稼働</b>を考慮して工期設定</li> </ul> </li> <li>→ <b>基準を踏まえた適正工期の設定</b>を自治体・民間発注者へ働きかけ</li> <li>適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、<b>厚労省と連名で官民発注者に要請</b></li> <li>建設Gメンが<b>実地調査し、是正指導</b></li> </ul>
<p><b>2. 公共工事における<b>週休2日工事</b>の対象拡大</b></p> <p>(直轄) 週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援</p> <p>(都道府県) <b>原則全工事</b>で週休2日を目指して取組を一層強化</p> <p>(市町村) 国と都道府県が連携し<b>全市町村</b>での導入を働きかけ</p>	<p><b>4. 生産性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働時間削減のノウハウ等を整理した<b>好事例集</b>を作成・横展開</li> <li>建設業従事者が活用可能なICT機器導入<b>支援策</b>の周知・拡大</li> <li>直轄工事における<b>工事関係書類の簡素化</b></li> </ul>

(出典) 令和 7 年 (2025 年) 9 月 国土交通省「最近の建設産業行政について」

### (3) 現場技術者の専任の合理化

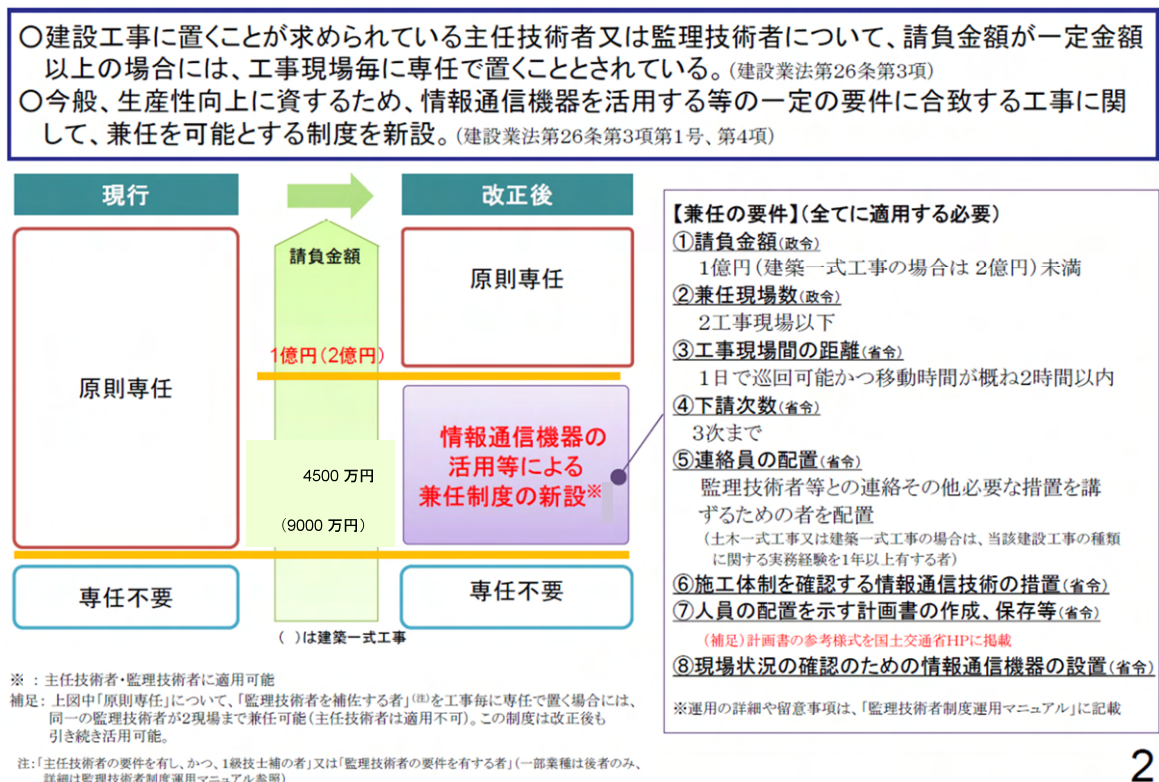
国土交通省では、建設業の生産性向上や技術者不足への対応を目的として、令和6年(2024年)に建設業法を一部改正し、現場技術者の専任の合理化に取り組んでいる。

#### ① 専任工事現場の兼任

令和6年(2024年)12月13日に、建設工事の請負金額が一定金額以上の場合、工事現場毎に専任で設置することが求められている主任技術者または監理技術者について、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度が新設された(図表1-10)。

なお、図表1-10において、建設業法施行令の改正により令和7年(2025年)2月1日以降、主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限が4,000万円から4,500万円(建築一式工事は8,000万円から9,000万円)に引き上げられた。

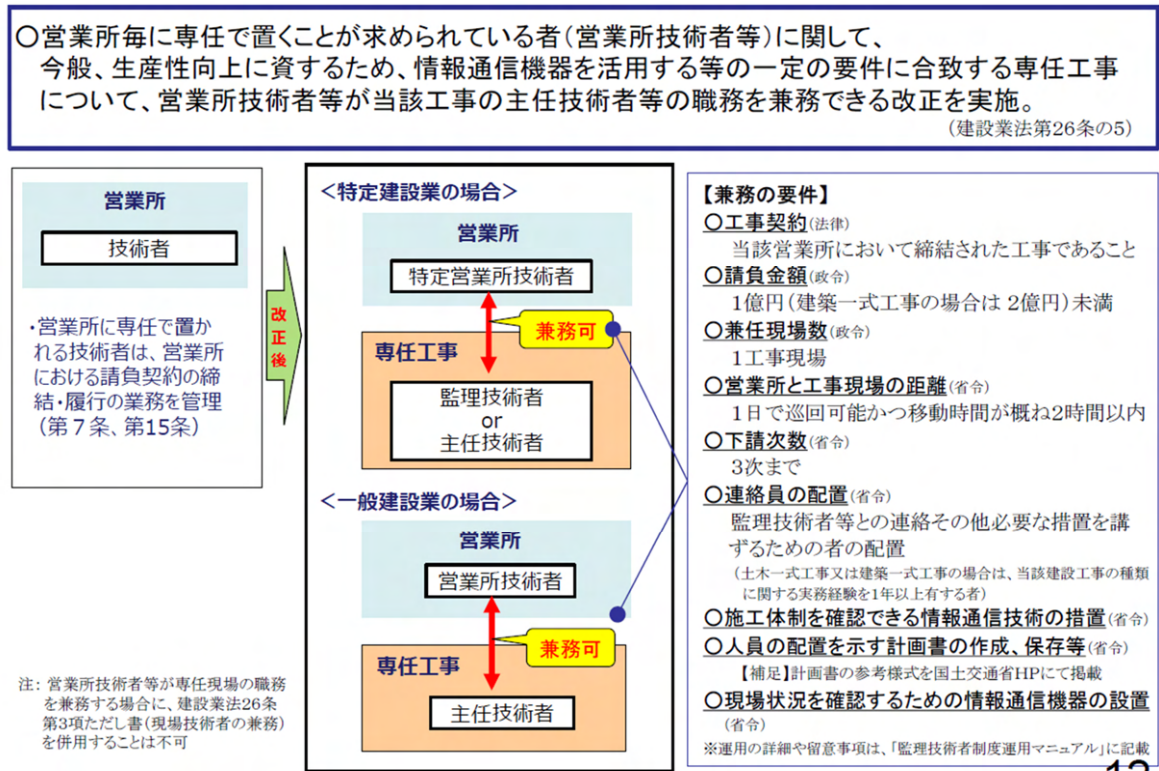
図表 1-10 専任工事現場の兼任



## ② 営業所技術者等の専任現場兼務

令和6年(2024年)12月13日に、営業所毎に専任で置くことが求められている者(営業所技術者等<sup>8</sup>)に関して、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の監理技術者または主任技術者の職務を兼務できる制度が新設された(図表1-11)。

図表 1-11 営業所技術者等の専任現場兼務



12

(出典) 令和6年(2024年)12月 国土交通省「【建設業法】現場技術者の専任合理化」

<sup>8</sup> 特定建設業の場合、特定営業所技術者。一般建設業の場合、営業所技術者。

#### (4) 技術検定の受検資格の見直し

国土交通省では、建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図るため、建設業法に基づく技術検定の受検資格の見直しを令和6年（2024年）度<sup>9</sup>に実施した<sup>9</sup>（図表1-12）。

図表 1-12 技術検定の受検資格の見直し

○ 1級の受検資格		
<b>(改正前)</b>		
学 歴	第1次検定	第2次検定
大学（指定学科）		卒業後 3年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 5年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 10年実務
大 学		卒業後 4.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 7.5年実務
高 等 学 校		卒業後 11.5年実務
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外		15年実務
<small>(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)</small>		
<b>(改正後)</b>		
学 歴	第1次検定	第2次検定 ※1
	19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験 <sup>※2</sup> (1年)を含む 実務経験 3年 等
<small>※1 実務経験について、1次検定合格後、 ・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年 ・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年 ・その他の実務経験の場合は5年 その他の受検資格等については、次ページ以降参照 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能</small> <small>※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の 建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する 者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験</small>		
○ 2級の受検資格		
<b>(改正前)</b>		
学 歴	第1次検定	第2次検定
大学（指定学科）	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務
<b>(改正後)</b>		
学 歴	第1次検定	第2次検定 ※3
	17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	・ 1次検定合格後、 実務経験 3年 ・ 1級1次検定合格後、 実務経験 1年
<small>※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年 その他の受検資格等については、次ページ以降参照 令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能</small>		

(出典) 令和5年（2023年）5月「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等の公布 ～建設業における技術者制度の見直しが行われます～

<sup>9</sup> 令和5年（2023年）5月12日 「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等の公布 ～建設業における技術者制度の見直しが行われます～

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00176.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00176.html)

### 1.3 調査の趣旨

建設業においては、1.1 で示したとおり就業者数の減少と高齢化が進んでおり、監理技術者資格者証保有者についても同様に高齢化が進行していることから、入職者の確保や監理技術者の増員、監理技術者一人当たりの担当できる現場数を増やすことを目的として、国土交通省は1.2 で示した「現場技術者の専任合理化」「技術検定の受検資格の見直し」といった取り組みを実施している。

以上を踏まえたうえで、本調査ではまず、

- ・特に公共工事において受注件数を左右する「監理技術者」は充足しているのか
- ・「監理技術者」の過不足に地域性はあるのか
- ・災害発生時に、地域の建設業は十分な対応ができるのか

といった観点から、一般財団法人建設業技術者センター(以下、「当センター」という。)が管理している「監理技術者資格者証保有者数」という独自のデータを基に、その現状と将来の予測値について分析を行うこととした。

そのうえで、監理技術者資格者証保有者数が大きく減少している都道府県において、受発注者双方へ監理技術者数や建設技術者数の現状に関する認識や、不足しているという認識の場合は、例えば「〇〇県(及び自社)において、監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題」「監理技術者や建設技術者の不足を解消するために、〇〇県(及び自社)で行っている取り組み」等についてヒアリングすることにより、地域のインフラ整備の担い手である地域建設業の対応に加え、災害発生時の主役となる技術者の必要性や、監理技術者に関する課題を洗い出すことを目的に、調査を行うこととした。

## 第2章 調査の概要

## 2.1 監理技術者数の現状と将来分析

本項では、当センターが管理する「監理技術者資格者証保有者数」（以下、「保有者数」という。）について、都道府県別の保有者数の現状および、令和 12 年（2030 年）の保有者数の予測値について述べる。なお、都道府県別の保有者数は、保有者の居住する都道府県での集計となるため、保有者が所属する企業が所在する都道府県の保有者数とは異なることに留意する必要がある。

図表 2-1 は、平成 23 年（2010 年）3 月と令和 7 年（2025 年）3 月時点の都道府県別の保有者数から得られた増減率から、令和 12 年（2030 年）の保有者数の予測値を算出し、保有者数の増減率が上位 5 位および下位 5 位の都道府県を示したものである。

図表2-1 都道府県別の監理技術者資格者証保有者数および令和 12 年（2030 年）の予測値

2010/2025 保有者数の 増減率の 順位	都道府県	監理技術者資格者証保有者数（人）		2010/2025 保有者数の 増減（人）	2010/2025 保有者数の 増減率（%）	2010/2025 保有者数の増減率より 算出した2030.3 保有者数の予測値（人）
		2010.3	2025.3			
1	東京都	46,333	56,646	10,313	22.26	60,849
2	大阪府	38,553	43,295	4,742	12.30	45,070
3	埼玉県	33,444	36,674	3,230	9.66	37,855
4	宮城県	16,444	17,738	1,294	7.87	18,203
5	和歌山県	5,473	5,825	352	6.43	5,950
43	広島県	18,356	16,340	-2,016	-10.98	15,742
44	高知県	5,270	4,649	-621	-11.78	4,466
45	奈良県	8,209	7,214	-995	-12.12	6,923
46	北海道	39,510	34,469	-5,041	-12.76	33,003
47	徳島県	4,961	4,274	-687	-13.85	4,077

※2030年の予測値は、世代別の更新率等は考慮していない

※各都道府県の保有者数は居住地を基に算出しており、必ずしも勤務地（所属会社の所在地）とは一致しない

次に、平成 23 年（2010 年）から令和 7 年（2025 年）の保有者数の増減率が上位 5 位および下位 5 位の都道府県における、同期間の人口の増減率を図表 2-2 に示す。図表 2-2 より、保有者数の増減率の順位が 1 位の東京都、2 位の大阪府、3 位の埼玉県では人口が増加しており、都市部に位置するこれらの都府県における保有者数の増加は、人口の増加とリンクしていることが分かる。また、保有者数の増減率 4 位に宮城県が入っているが、これは平成 24 年（2011 年）の東日本大震災の復興需要により、保有者数が増加したためと考えられる。一方、保有者数の増減率が下位 5 位の道県はいずれも、平成 23 年（2010 年）から令和 7 年（2025 年）の 15 年間で人口が減少しており、人口減少に伴って保有者数も減少したものと考えられる。

図表2-2 保有者数の増減率が上位・下位 5 位の都道府県における人口増減率

2010/2025 保有者数の 増減率の 順位	都道府県	2010.1.1 人口（人）	2025.1.1 人口（人）	2010/2025 人口増減（人）	2010/2025 人口増減率（%）	2010/2025 保有者数の 増減率（%）
1	東京都	12,609,912	14,002,534	1,392,622	11.04	22.26
2	大阪府	8,683,035	8,771,961	88,926	1.02	12.30
3	埼玉県	7,123,084	7,374,294	251,210	3.53	9.66
4	宮城県	2,329,344	2,224,980	-104,364	-4.48	7.87
5	和歌山県	1,032,779	901,193	-131,586	-12.74	6.43
43	広島県	2,856,308	2,728,771	-127,537	-4.47	-10.98
44	高知県	772,401	664,863	-107,538	-13.92	-11.78
45	奈良県	1,411,715	1,303,867	-107,848	-7.64	-12.12
46	北海道	5,520,894	5,044,825	-476,069	-8.62	-12.76
47	徳島県	796,897	700,409	-96,488	-12.11	-13.85

※人口は住民基本台帳による

また、平成 23 年（2010 年）から令和 7 年（2025 年）の保有者数の増減率が上位 5 位および下位 5 位の都道府県における、公共工事投資額（実質値）の増減率を図表 2-3 に示す。図表 2-3 より、保有者数の増減率の順位が 2 位の大阪府では公共工事投資額が約 60%増加していることが分かる。これは、大阪・関西万博の影響によるものと考えられ、大阪府における保有者数の増加は、公共工事投資額の増加とリンクしているものと考えられる。一方、その他の都道府県については保有者数の増減と公共工事投資額の増減の相関性は低いと考えられる。

図表2-3 保有者数の増減率が上位・下位 5 位の都道府県における公共工事投資額の増減率

2010/2025 保有者数の 増減率の 順位	都道府県	2010年度 公共工事投資額 ※実質値 (億円)	2025年度 公共工事投資額 ※実質値 (億円)	2010/2025 公共工事投資額増減 ※実質値 (億円)	2010/2025 公共工事投資額増減率 ※実質値 (%)	2010/2025 保有者数の 増減率 (%)
1	東京都	16,293	13,769	-2,524	-15.49	22.26
2	大阪府	7,060	11,362	4,302	60.93	12.30
3	埼玉県	4,659	4,919	260	5.58	9.66
4	宮城県	4,353	3,779	-574	-13.19	7.87
5	和歌山県	1,991	1,984	-7	-0.35	6.43
43	広島県	4,456	4,255	-201	-4.51	-10.98
44	高知県	2,203	2,311	108	4.90	-11.78
45	奈良県	1,411	1,291	-120	-8.50	-12.12
46	北海道	13,981	14,016	35	0.25	-12.76
47	徳島県	1,532	1,427	-105	-6.85	-13.85

※公共工事投資額は一般財団法人建設経済研究所 公表資料による

## 2.2 取材先の選定

取材先となる2つの都道府県については、以下の手順で選定した。

- ① 平成23年（2010年）から令和7年（2025年）の15年間における保有者数の増減率が下位5位の道県について、最も順位の低い2つの道県をSランク、次に順位の低い3県をAランクとして、取材先となる道県の候補とした。
- ② 手順①でSランクとした徳島県（47位）および北海道（46位）を、受発注者（県庁・道庁の建設管理課および建設業協会とその会員企業）への取材を行う2つの道県として選定した。

上記の手順によって、平成23年（2010年）から令和7年（2025年）の15年間における保有者数の増減率が下位5位の道県をSランクとAランクにランク付けした結果を図表2-4に示す。

また、以上の通り選定した取材先を、図表2-5に示す。

図表2-4 取材先の候補とした5道県のランク付け

ランク	都道府県	2010/2025 保有者数の 増減率の 順位	2010/2025 保有者数の 増減率 (%)
S	徳島県	47	-13.85
S	北海道	46	-12.76
A	奈良県	45	-12.12
A	高知県	44	-11.78
A	広島県	43	-10.98

図表2-5 取材先一覧

道県名	団体・会社名
徳島県	徳島県建設業協会
	株式会社西村建設
	株式会社大日
	有限会社平田組
	徳島県県土整備部建設管理課
北海道	北海道建設業協会
	岩田地崎建設株式会社
	勇建設株式会社
	伊藤組土建株式会社
	北海道建設部建設政策局建設管理課

## 2.3 取材の実施方法

取材は各道県の建設業協会及びその会員企業、道庁・県庁の建設管理課に伺い、事前に依頼した以下の取材内容を基に実施した。

### ○各道県の建設業協会及び会員企業に対する取材内容

- ・道（県）及び自社における、監理技術者数や建設技術者数に関する認識（例：不足している、不足しつつある等）
- ・道（県）及び自社において、監理技術者や建設技術者の不足が原因で入札への参加を断念したり、落札を逃したりする頻度（例：全体の○%程度等）
- ・道（県）及び自社において、監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題（例：地域のインフラ整備・災害対応等、本来地域の建設業が担うべき業務を遂行することが困難である等）
- ・監理技術者や建設技術者の不足を解消するために、道（県）及び自社で行っている取り組み
- ・上記の取り組みによって、これまでに得られた効果や効果を上げていくうえで苦労した点や工夫した点、取り組む上でネックとなっている課題（制度・ルール等）

また、会員企業については取材内容に加えて、各社の概要を基礎データとして、様式を定めて作成・提供いただいた（参考資料 2-1）。

### ○道庁・県庁の建設管理課に対する取材内容

- ・道（県）における、監理技術者数や建設技術者数に関する認識（例：不足している、不足しつつある等）
- ・道（県）における、監理技術者や建設技術者の不足が原因による不調や不落の頻度（例：全体の○%程度等）
- ・道（県）における、監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題（例：地域のインフラ整備・災害対応等、本来地域の建設業が担うべき業務を遂行することが困難である等）
- ・監理技術者や建設技術者の不足を解消するために、道（県）で行っている取り組み
- ・上記の取り組みによって、これまでに得られた効果や効果を上げていくうえで苦労した点や工夫した点、取り組む上でネックとなっている課題（制度・ルール等）

**参考資料 2・1** 基礎データ作成の依頼様式

- 社名 :
- 設立年 :
- 会社概要 (URL : )
  - 本社所在地 :
  - 資本金 : 円
  - 従業員数 : 人(うち監理技術者資格者証保有者 人・その他技術者 人)
  - 事業内容 :
  - 建設業許可 :

## 第 3 章 取材結果

徳島県、北海道の2道県において、監理技術者数や建設技術者数の現状に関する認識や将来への課題、監理技術者や建設技術者の確保に向けた取り組み等について取材を実施した。以下に、道県の受注者である各建設業協会及びその会員企業、発注者である道庁・県庁の建設管理課を対象に実施した計4件の取材結果を記載する。

### 3.1 徳島県

一般社団法人徳島県建設業協会（以下、「徳島県建設業協会」という。）及びその会員企業、徳島県県土整備部建設管理課に対して、監理技術者数や建設技術者数の現状に関する認識や将来への課題、監理技術者や建設技術者の確保に向けた取り組み等について取材した。

取材結果について記載する前に、徳島県における建設業の経営指標等について簡単に述べる。図表 3-1 は、全国の完成工事高経常利益率および総資本経常利益率について地区別にまとめ、さらに四国地区の4県（香川県、徳島県、愛媛県、高知県。以下、「四国4県」という。）について示したものである。図表 3-1 より、四国地区は令和5年（2023年）度において、完成工事高経常利益率が1.74、総資本経常利益率が2.28であり、ともに全国の最低値を示している。さらに、徳島県は完成工事高経常利益率が1.30、総資本経常利益率が1.90であり、四国4県の中でも最低値を示していることが分かる。以上より、令和5年（2023年）度における徳島県の建設業の経営指標は、非常に低い状況にあると言える。

次に、四国4県の建設業の倒産状況を図表 3-2 に示す。図表 3-2 より、令和6年（2024年）度の徳島県における倒産件数は全産業で46社、建設業で14社であり、徳島県における倒産件数のうち建設業の占める割合は30.4%と算出される。また、令和6年（2024年）度の全国における倒産件数は全産業で10,144社、建設業で1,943社<sup>10</sup>であり、全国における倒産件数のうち建設業の占める割合は19.2%と算出される。したがって、徳島県における倒産件数のうち建設業の占める割合は全国と比較して高いと言える。

以上より、徳島県における建設業の経営状況は、全国的にも厳しい状況にあると考えられる。

---

<sup>10</sup> 令和7年（2025年）4月8日 株式会社東京商工リサーチ 全国企業倒産状況  
[https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1201244\\_1610.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/status/detail/1201244_1610.html)

図表 3-1 完成工事高経常利益率および総資本経常利益率（地区別および四国4県）

(1) 完成工事高経常利益率

<全国・地区別>

地区	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
北海道	4.10	4.90	4.50	4.10	4.30
東北地区	3.27	4.23	3.96	2.90	2.45
関東地区	3.19	3.89	3.64	2.94	2.88
甲信越地区	3.04	4.22	4.44	3.51	3.35
北陸地区	3.54	4.66	4.85	4.47	3.90
東海地区	4.08	4.29	4.43	3.72	3.47
東日本平均	3.39	4.14	4.06	3.30	3.07
近畿地区	3.33	3.39	3.49	2.79	2.25
中国地区	4.40	4.61	4.48	3.49	3.02
四国地区	3.31	3.97	3.95	3.08	1.74
九州地区	3.15	3.71	4.03	3.17	2.69
西日本平均	3.43	3.81	3.95	3.11	2.51

<四国4県>

県	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
香川県	3.32	3.53	3.38	2.23	2.09
徳島県	2.93	3.44	3.48	3.42	1.30
愛媛県	3.86	4.05	3.65	2.83	1.35
高知県	3.00	4.69	5.15	3.64	2.44
四国地区	3.31	3.97	3.95	3.08	1.74

(2) 総資本経常利益率

<全国・地区別>

地区	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
北海道	6.10	6.50	5.90	5.20	5.30
東北地区	4.86	5.68	5.04	3.65	3.15
関東地区	5.32	6.03	5.48	4.06	3.94
甲信越地区	4.63	6.11	5.96	4.45	4.43
北陸地区	5.22	6.47	6.35	5.72	5.18
東海地区	6.25	6.36	5.80	4.76	4.36
東日本平均	5.33	6.09	5.60	4.32	4.06
近畿地区	5.33	5.02	4.75	3.82	3.11
中国地区	6.26	6.48	5.39	4.40	3.75
四国地区	4.83	5.56	5.15	3.92	2.28
九州地区	5.30	5.80	5.64	4.53	3.80
西日本平均	5.41	5.68	5.30	4.24	3.42

<四国4県>

県	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
香川県	5.01	4.87	4.41	2.82	2.10
徳島県	4.43	5.19	5.20	4.21	1.90
愛媛県	5.05	5.20	4.39	3.76	2.26
高知県	4.84	6.85	6.52	4.59	2.80
四国地区	4.83	5.56	5.15	3.92	2.28

資料出所：道内建設業の財務比率（北海道建設業信用保証株式会社）  
 建設業の財務統計指標（東日本建設業保証株式会社）  
 建設業の経営指標（西日本建設業保証株式会社）

（出典）徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

図表 3-2 四国4県の建設業の倒産状況

(単位：社)

	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	四国全体	
平成25年度	5	13	13	10	41	建設業/全産業
(全産業)	37	46	56	42	181	22.7%
平成26年度	15	10	10	8	43	建設業/全産業
(全産業)	59	43	58	47	207	20.8%
平成27年度	5	9	9	4	27	建設業/全産業
(全産業)	44	40	52	31	167	16.2%
平成28年度	5	7	9	4	25	建設業/全産業
(全産業)	35	25	40	32	132	18.9%
平成29年度	6	11	7	5	29	建設業/全産業
(全産業)	38	39	42	32	151	19.2%
平成30年度	7	4	5	6	22	建設業/全産業
(全産業)	55	33	45	35	168	13.1%
令和元年度	8	10	10	6	34	建設業/全産業
(全産業)	63	49	47	38	197	17.3%
令和2年度	3	4	3	3	13	建設業/全産業
(全産業)	30	38	40	28	136	9.6%
令和3年度	7	3	9	4	23	建設業/全産業
(全産業)	38	33	43	13	127	18.1%
令和4年度	4	5	10	4	23	建設業/全産業
(全産業)	36	30	37	12	115	20.0%
令和5年度	17	3	11	4	35	建設業/全産業
(全産業)	60	40	60	21	181	19.3%
令和6年度	11	14	14	9	48	建設業/全産業
(全産業)	54	46	67	46	213	22.5%

※東京商工リサーチ調べ

建設業/全産業：30.4%

(上段は建設企業の倒産件数、下段は全産業の倒産件数)

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料をもとに作成

### 3.1.1 徳島県建設業協会・会員企業

取材日時：令和7年（2025年）11月20日（木）14：30～16：30

取材場所：徳島県建設業協会（徳島県建設センター 2階会議室）

出席者：事務局2名

会員企業3名（株式会社西村建設1名、株式会社大日1名、有限会社平田組1名）

取材概要：依頼していた取材項目に沿って、質疑応答を交えながらご回答いただきました。

※取材にご出席いただいた会員企業のほか、会員企業2社（株式会社広瀬組、株式会社大竹組）に、取材項目に書面にてご回答いただきました。

#### <参考> 基礎データ（西村建設株式会社）

※令和7年（2025年）11月20日時点

- 社名：株式会社西村建設
- 設立年：昭和39年（1964年）
- 会社概要（URL：<http://kk-nishimura.com/>）

本社所在地	徳島県三好市山城町大川持 523・4
資本金	2,100万円
従業員数	27人（うち監理技術者資格者証保有者13人・その他技術者9人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	徳島県知事許可（特・04）第1117号

#### <参考> 基礎データ（株式会社大日）

※令和7年（2025年）11月20日時点

- 社名：株式会社大日
- 設立年：昭和49年（1974年） ※創立は昭和45年（1970年）
- 会社概要（URL：<http://www.dk2.co.jp/>）

本社所在地	徳島県徳島市北田宮 4・6・76
資本金	5,000万円
従業員数	114人（うち監理技術者資格者証保有者27人・その他技術者34人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	国土交通大臣（特、般・07）第13180号

<参考> 基礎データ（有限会社平田組）

※令和7年（2025年）11月20日時点

- 社名 : 有限会社平田組  
○設立年 : 平成元年（1989年） ※創業は昭和45年（1970年）  
○会社概要（URL：[kensetumap.com/company/637105/](http://kensetumap.com/company/637105/)）

本社所在地	徳島県美馬市穴吹町古宮字長尾 562-14
資本金	4,000万円
従業員数	27人（うち監理技術者資格者証保有者13人・その他技術者9人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	徳島県知事許可（特・03）第4042号

<参考> 基礎データ（株式会社広瀬組）

※令和7年（2025年）11月20日時点

- 社名 : 株式会社広瀬組  
○設立年 : 昭和39年（1964年）  
○会社概要（URL：<http://www.hirose-gumi.com/index.html>）

本社所在地	徳島県那賀郡那賀町土佐字南町 84-1
資本金	3,400万円
従業員数	31人（うち監理技術者資格者証保有者17人・その他技術者7人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	徳島県知事許可（特・03）第169号

<参考> 基礎データ（株式会社大竹組）

※令和7年（2025年）11月20日時点

- 社名 : 株式会社大竹組  
○設立年 : 大正10年（1921年）  
○会社概要（URL：<https://otake.co.jp/company.html>）

本社所在地	徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 85-1
資本金	3,000万円
従業員数	38人（うち監理技術者資格者証保有者17人・その他技術者14人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	徳島県知事許可（特・04）第901号

## (取材結果)

以下にご回答いただいた内容を取材項目ごとに、県全体の現状に関する内容、出席者の各会社の現状に関する内容に分けて記載する。ただし、取材結果が徳島県内の建設会社すべてを示すものではないことに留意が必要である。

### (1) 監理技術者数や建設技術者数に関する認識

#### <徳島県全体の認識>

○徳島県建設業協会会員企業の常用労働者のうち、建設技術者の年代別割合を図表 3-3 に示す。図表 3-3 より、29 歳以下が 8.6%、30～39 歳が 6.7%、40～49 歳が 22.0%、50～59 歳が 27.1%、60 歳以上が 35.6%で、50 歳以上の建設技術者が全体の 6 割以上を占めていることがわかる。

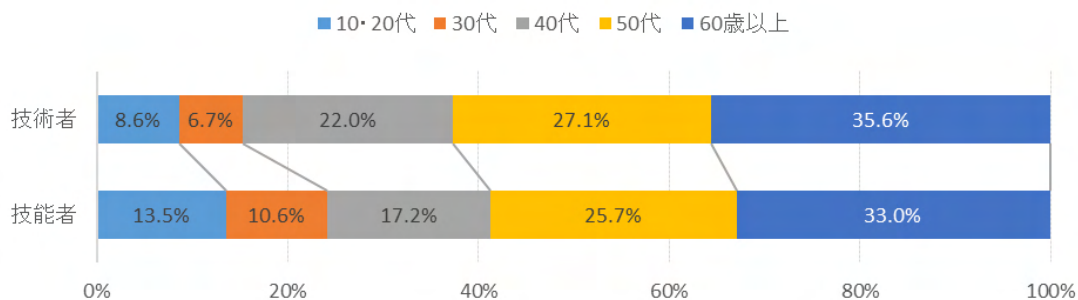
また、徳島県建設業協会会員企業の常用労働者について、建設技術者と技能者の割合を比較したものを図表 3-4 に示す。図表 3-4 より、徳島県内において建設技術者の高齢化は技能者よりも進行しており、10 年後には深刻な技術者不足に陥ることが懸念される。

図表 3-3 建設技術者の年代別割合

	人数	割合
29歳以下	65	8.6%
30歳～39歳	51	6.7%
40歳～49歳	166	22.0%
50歳～59歳	205	27.1%
60歳以上	269	35.6%
合計	756	100.0%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料をもとに作成

図表 3-4 建設技術者と技能者の年代別割合の比較



(出典) 徳島県建設業協会より提供

### ＜出席者の各会社の認識＞

- 計画的な受注を行っているため、現時点で監理技術者や建設技術者の不足は感じていない。無理な人員増は仕事量減少時の負担となるため、喫緊の課題とは捉えていない。しかし、20代の建設技術者が少なく、将来的な不安を抱えている。
- 仕事量自体が減少しているため、監理技術者や建設技術者は不足していない。ただし、高齢化が進んでおり次世代の育成が不可欠であると認識している。
- 技術者と言っても、実態としては施工管理だけでなく現場作業も兼務しており、絶対数として監理技術者や建設技術者は不足している。特に、国や県の大型工事に対応できる技術者が少ない点が課題である。
- 監理技術者については何とか確保できているが、余裕はない。書類の簡素化が進められており、提出する書類は減少しているものの、バックデータとして作成する書類が多く、建設技術者への負担が増している。また、1件の工事に4人から5人の建設技術者を付けることもあるため、建設技術者は慢性的に不足傾向にある。
- 定年退職により、監理技術者は少し減少しているが、若手社員が1級土木施工管理技術検定に合格して、監理技術者になっているので不足はしていない。

## (2) 監理技術者や建設技術者の不足が原因で入札への参加を断念したり、落札を逃したりする頻度

### ＜徳島県全体の現状＞

- 不調・不落は多くはないものの、地域によっては発生している。
- 県内建設業者の状況を見る限り、1割から2割程度、建設技術者不足のために入札への参加を見送るケースがあると認識している。国土交通省の発注工事においては、積算の精度が上がり、ほぼ正確に工事金額が積算できるが、受注できるかどうかは、監理技術者の実績の点数と会社の工事成績評点で決まる。

○国土交通省の工事に参画したいと考える業者も多いが、地方公共団体における同種の工事実績では加点の配分が低いため、国土交通省の工事の実績の少ない企業は受注が困難となっている。

#### ＜出席者の各会社の認識＞

- 物価高騰に対し、公共工事の予算がほぼ横ばいであるため、発注件数は減少している。このため、現時点では監理技術者や建設技術者の不足が原因で入札への参加を断念したり、落札を逃したりすることはほとんどない。
- 監理技術者や建設技術者が不足しており、受注できる工事数が限定されるため、結果として他の工事への入札参加を諦めるケースが発生している。
- 工事实績が無いと言うことで入札参加を見送ることはあるが、監理技術者がいないことが理由で参加を断念したことはない。

### **(3) 監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題**

#### ＜徳島県全体の課題＞

##### **【受注能力の低下】**

- 技術者が不足すると施工能力が低下し、発注者の求める工期の遵守、品質確保が困難となる恐れがある。その結果、不調・不落が増え、より簡単で利益の見込める工事だけを受注するケースが多くなると考えられる。
- 現実には入札参加業者数は減少している。利益の出ない工事は不調・不落となる傾向がある。
- 監理技術者だけでなく、建設業に従事する者が不足している。また、生コン工場等、工事や災害復旧に欠かせない関連業種も社員不足により存続の危機になってきている。

##### **【災害対応能力の低下】**

- 災害が発生した場合、技術者不足により対応が困難になる可能性が高い。

#### ＜出席者の各会社の課題＞

##### **【受注能力の低下】**

- 監理技術者や建設技術者の高齢化により、将来的に受注できる仕事量が確実に減少する。
- 国の直轄工事を受注すると、建設技術者を2～3名配置する必要があるため、直轄工事の入札には参加していない。国土交通省が監理技術者の現場兼務を促す施策を行っても、建設技術者が直轄工事に多く配置される現状では、現実的には兼務は困難である。

#### 【災害対応能力の低下】

○徳島県は台風・豪雨災害が多い地域である。とりわけ当社の地区においては急峻な地形と脆弱なインフラの為、度々台風被害にあってきたが、災害時の応急対応力も年々低下してきている。災害復旧には技術者が不可欠であるが、余剰な人員がないため、災害時には現有の工事を止めて応急対策を行っている。しかしながら、本復旧工事は対応できる件数が少なくなり、迷惑をかけてしまうと思う。

#### 【監理技術者の負担増大、後継者不足】

○監理技術者の負担が過重で、なり手がいない。技術者の高齢化が進んでおり、技術の継承に支障が出ている。今後さらに顕著になると思われる。

○監理技術者の配置要件の緩和により、会社として工事を受注する機会は増えているが、監理技術者一人当たりの仕事量が増えており、負担が大きくなってしまっている。退職者が出る可能性もある。時間外労働上限規制や働き方改革に相反していると思う。

### (4) 監理技術者や建設技術者の不足を解消するために行っている取り組み

#### <徳島県全体の取り組み>

徳島県建設業協会が中心となって、以下の取り組みを実施している。

#### 【イメージアップ広告の掲載】

建設業の果たしている「まちをつくり、地域を守る」役割を広く正しく知っていただき、建設業に対する理解の増進やイメージアップを図るため、地元新聞（購読率約 90%）に紙面広告を掲載している（図表 3-5）。



### 【遍路みち清掃活動】

お遍路さんや観光客が安全・安心に気持ちよく巡礼、参拝、観光できるようになることを目的として、平成22年（2010年）度から遍路みちの県内一斉での清掃活動に取り組んでいる（図表3-6）。

図表 3-6 遍路みち清掃活動



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【防災訓練・防災教育】

国土交通省や県、市町村との合同防災訓練を実施している（図表3-7）。

また、地域の幼稚園や小学校と合同で防災訓練・防災教育を実施している（図表3-8）。

図表 3-7 国土交通省四国地方整備局、徳島県との合同防災訓練  
（大型土のうづくり、道路啓開）



（出典）徳島県建設業協会より提供

図表 3-8 地域の幼稚園や小学校との合同防災訓練・防災教育



（出典）徳島県建設業協会より提供

【高校生向けの建設現場見学会・建設現場体験セミナー】

県内の土木・建築系の学科を有する高校の生徒の卒業後の進路選択の参考としてもらうとともに、建設業に対する関心や建設業界への入職意欲の向上を図ることを目的として、国土交通省や県と連携して建設現場見学会を20年以上継続して実施している（図表3-9）。

また、県内の土木・建築系の学科を有する高校の生徒を対象に、実際の建設現場で検査や測量などの作業を体験してもらう建設現場体験セミナーを開催している（図表3-10）。

建設現場見学会・建設現場体験セミナーを通して、高校生に建設業の魅力や現場の雰囲気などを伝え、建設業に対する関心や興味を高めてもらうことにより、参加後に「建設業への就職を考えてみようと思う」との意見が多く出ている。

図表 3-9 建設現場見学会



（出典）徳島県建設業協会より提供

図表 3-10 建設現場体験セミナー



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【高校への出前講座】

現役の建設業従事者の仕事内容や現場経験を伝え、高校生の建設業への関心や入職意欲の向上を図っている（図表 3-11）。

図表 3-11 高校への出前講座



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【建設業経理事務士（3級・4級）特別研修】

建設業経理事務士（3級・4級）の資格取得による建設業への入職促進を目的として、県内の土木・建築系などの学科を有する高校の生徒を対象とした「高校生建設業経理事務士特別研修」を実施している。

### 【ヘルメットの贈呈】

県内の建設系学科で学ぶ高校生全員に、学校名などの入ったヘルメットを贈呈して、学校での技能実習などで活用いただくとともに、地震などによる落下物から身を守るための防災備品として、教室の各自の机に配備していただいている（図表 3-12）。

図表 3-12 ヘルメットの贈呈



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【体幹・メンタルトレーニング】

建設業の枠を超えた地域・社会貢献として、スポーツ少年団や中学校・高校の部活動に励む若者を支援する「体幹・メンタルトレーニング」を開催している。体幹トレーニングやメンタルトレーニングの第一人者や著名なスポーツ選手を講師に招き、指導いただくことを通して、若者の夢の実現をサポートしている（図表 3-13）。

図表 3-13 体幹・メンタルトレーニング



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【建設機械試乗体験】

小学生以下の園児・児童や保護者などに、建設業に興味を持ってもらうことを目的として、県内のイベントにブースを出展し、建設機械の試乗体験などを実施している（図表 3-14）。

図表 3-14 建設機械試乗体験



（出典）徳島県建設業協会より提供

【イベントでのパネル展示】

イベント出展時には、これまでに取り組んできた災害ボランティアや防災訓練などの活動を紹介するパネルを展示し、災害時の建設業の役割などを広く PR している（図表 3-15）。

図表 3-15 イベントでのパネル展示



（出典）徳島県建設業協会より提供

【中学校への出前講座】

建設業の担い手確保に関する取り組みの一環として、中学生に建設業へ興味を持ってもらうため、県と合同で県内の中学校を訪問し、現役で活躍する建設技術者から直接、建設業に関する話を聞き、交流してもらう機会を提供している（図表 3-16）。

図表 3-16 中学校への出前講座



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【小学校への出前講座】

県と合同で県内の小学校を訪問し、日々の暮らしを支え、生活を便利で快適にして、台風や地震・津波などの災害から命と財産を守る「建設の仕事」と、南海トラフ巨大地震などに対する「防災」について説明している（図表 3-17）。

図表 3-17 小学校への出前講座



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【けんせつ体幹体操】

徳島県建設業協会において、建設現場での墜落・転落・転倒などの労働災害の未然防止のため、体幹を鍛えて身体のバランス感覚を高める「けんせつ体幹体操」の企画および一般財団法人建設業振興基金への制作の依頼を実施した（図表 3-18）。

図表 3-18 けんせつ体幹体操



（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【女性部会の活動】

徳島県建設業協会は、令和6年（2024年）3月8日に女性部会を設立した。女性部会では、高校生の建設現場見学会・体験セミナーや、小学生・中学生・高校生を対象とした出前講座への参加などの活動を行っている（図表3-19）。

図表 3-19 女性部会の活動

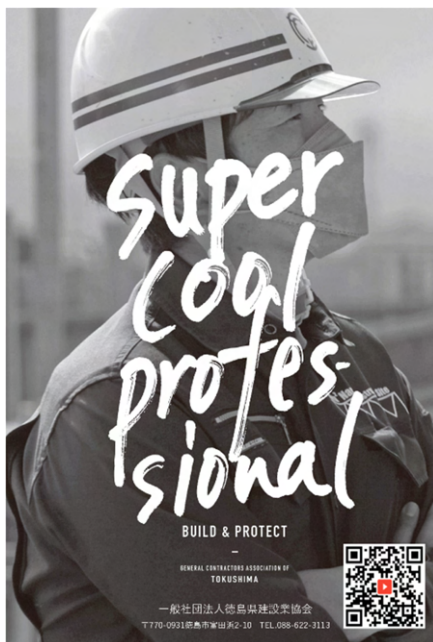


（出典）徳島県建設業協会より提供

### 【YouTube による情報発信】

「super cool professional」という動画を制作し、建設業の魅力を積極的に発信している（図表3-20）。

図表 3-20 YouTube による情報発信



（出典）徳島県建設業協会より提供

## <出席者の各会社の取り組み>

### 【人材の採用と育成】

- 若い人材の採用を常に意識し、チャンスがあれば採用したいと考えている。
- 新卒採用では、同期や先輩等の存在が定着に繋がっており、複数名の同時採用を試みている。
- IターンやUターン希望者に対応するため、転職サイトを活用し、成功報酬型で人材紹介を受けている。
- 徳島県には色々な施策を講じていただいているが、新規入職者の増加には至っていない。建設業では新卒の場合、公務員(国・県・市町村) ⇒ コンサルタント ⇒ 大手建設業 ⇒ 県外の建設業 ⇒ 地元建設業の順に志望するため、そもそも地元の建設業に人が回ってこない。当社の場合、新卒者の募集もしているが、現在はUターン族などを対象とした中途採用も行っており、社員をリクルーターにして当社の良さをPRしている。このような取り組みによって、年間数人は入社している。今後は会社にかヌー一部を設け、地元高校のかヌー一部ならびに県外の高校や大学のかヌー一部のスポンサーとなり、かヌーを続けたい若者に投資をして、当地の魅力と若い人材の生きがいをマッチングする計画を練っている。
- 若手職員が土木施工管理技士の資格を取得できるよう社内で勉強会を実施している。

### 【資格取得支援と処遇改善】

- 資格試験に合格した従業員に対して、資格一時金や毎月の資格手当を支給している。
- 若手職員が土木施工管理技士の資格を取得できるよう、資格取得のための社内勉強会を先輩が講師となり実施している。
- 高額な資格取得講座の受講費用を会社で負担している。
- 会社全体の利益をボーナスとして社員に分配し、モチベーション向上を図っている。

### 【女性技術者の採用と環境整備】

- 女性技術者の採用に向け、現場や会社女性専用トイレを設置するなど、環境整備を進めている。女性技術者の存在が現場の雰囲気をも明るくし、安全管理にも好影響を与えるとの期待がある。

(5) (4) の取り組みによって、これまでに得られた効果や効果を上げていくうえで苦労した点や工夫した点、取り組む上でネックとなっている課題

① 得られた効果や苦労・工夫した点

＜出席者の各会社で得られた効果や工夫した点＞

- 会社全体の利益をボーナスとして社員に分配することにより、社員のモチベーションが向上し、仕事に一生懸命取り組む効果がある。
- 休暇申請システムの電子化により、社員（特に若手）が気軽に休暇を申請できるようになった。（若手は休暇を重視し、ベテランは成果に応じた報酬を求める傾向がある。）

② 取り組む上でネックとなっている課題

＜徳島県全体の課題＞

【予算不足による工事量減少】

○徳島県全体における公共工事<sup>11</sup>の請負金額について、令和元年（2019年）度から令和6年（2024年）度の増加率が2.6%であるのに対し（図表3-21）、主要資材価格の上昇が平均5割程度と著しい（図表3-22）。なお、徳島県による発注工事の件数も減少している（図表3-23）。公共工事の予算が物価の高騰に追いついておらず、発注件数が減少していることが最大のネックである。仕事の数が減り、企業の存続や若手雇用への投資が困難になっている。

図表 3-21 徳島県全体における公共工事の請負金額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
請負金額（億円）	1,330	1,480	1,372	1,327	1,321	1,365
令和元年度からの増加率	—	111.3%	103.2%	99.8%	99.3%	102.6%

西日本建設業保証(株)徳島支店調

（出典）徳島県建設業協会からの提供資料をもとに作成

<sup>11</sup> 発注者が国、県、市町村、独立行政法人等、その他公共的団体のいずれかである工事。

図表 3-22 徳島県の主要資材価格調査結果

◆徳島県の主要資材価格調査結果◆

出典：経済調査会 月刊「積算資料」（表示価格は消費税抜き）

品目	規格	単位	令和2年4月	令和7年4月	令和2年4月と令和7年4月の比較	
					変動額（円）	変動率（％）
異形棒鋼（鉄筋用）	SD295A 16mm（電炉品）③	t	66,000	98,000	32,000	148.5%
等辺山形鋼（中形）	6×65mm ③	t	84,000	121,000	37,000	144.0%
H形鋼（構造用細幅）	200×100×5.5×8 ③	t	82,000	119,000	37,000	145.1%
普通鋼板（熱延薄板）	2.3 914×1829（SPHC）③	t	81,000	115,000	34,000	142.0%
//（厚板）	16~25 914×1829（無規）③	t	89,000	137,000	48,000	153.9%
リップみぞ形鋼	100×50×20×2.3 ③	t	103,000	169,000	66,000	164.1%
セメント	普通ポルトランド バラ物	t	11,200	16,200	5,000	144.6%
//	// 袋物（25kg）	袋	510	640	130	125.5%
コンクリート用砕石	20~5mm	m <sup>3</sup>	3,200	3,800	600	118.8%
砂	荒目	m <sup>3</sup>	3,900	4,600	700	117.9%
クラッシャーラン	40~0mm 道路用	m <sup>3</sup>	2,600	3,200	600	123.1%
生コンクリート	強度21 スランプ18 粗骨材20	m <sup>3</sup>	15,300	21,300	6,000	139.2%
PHCパイプA種	350mm×60mm×10m	本	36,700	44,700	8,000	121.8%
鉄筋コンクリートU型	300B 300×300×600mm	個	1,310	2,210	900	168.7%
再生加熱アスファルト混合物	密粒度（13mm）表層用	t	12,300	14,600	2,300	118.7%
ヒューム管	外圧管1種B型 内径300mm	本	8,250	12,200	3,950	147.9%
杉正角	3m×10.5×10.5cm 特1等	m <sup>3</sup>	59,000	75,000	16,000	127.1%
型わく用合板	1.2×90×180（cm）	枚	1,370	1,860	490	135.8%
ラワン合板（Ⅱ類）	2.3（25）×910×1820mm	枚	560	980	420	175.0%
電線Ⅳ	1.6mm 単線	m	20.4	41.8	21	204.9%
// CV	2.2mm <sup>2</sup> 600V 3心	m	610	1,303	693	213.6%
配管用炭素鋼管	黒管ねじなし 25A 5.5m	本	2,240	3,880	1,640	173.2%
//	白管ねじつき 25A 4.0m	本	2,180	3,600	1,420	165.1%
硬質塩化ビニル管	水道管（VP）13 18×2.5×4m	本	254	375	121	147.6%
//	薄肉管（VU）100 114×3.1×4m	本	1,290	2,270	980	176.0%

変動率の平均（％） 149.7%

（出典）徳島県建設業協会からの提供資料をもとに作成

図表 3-23 徳島県による発注工事の件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発注件数	1,961	2,265	2,055	1,906	1,803	1,843
令和元年度からの増加率	—	115.5%	104.8%	97.2%	91.9%	94.0%

西日本建設業保証(株)徳島支店調

（出典）徳島県建設業協会からの提供資料をもとに作成

### 【設計品質の問題】

- コンサルタントから現場の実情に合わない設計図面が提示されることが多く、施工者が設計のやり直しや修正に多大な労力を費やしている。コンサルタントが現場を見ずに設計を行っているケースもある。

### 【公共工事の書類と管理負担】

- 国土交通省の工事は書類作成など技術者が行う業務が多い。書類の簡素化が進んでいないことが、大きな負担となっている。
- DXは業務効率化のツールに過ぎず、発注者に人と人との信頼関係構築意識が不足しているため、データが信頼されず過剰なチェックが発生している。
- 技術者アンケート集計表の設問「書類簡素化が進んでいない、実感できない原因は？」への回答について、徳島県では「完成検査で提示を求められる」「発注者側から提出書類以外の作成依頼がある」「電子データで提出しても、結局紙ベースでの書類を求められる」といった、発注者側に原因があると考えられる書類作成に関する回答が合計で81%を占める結果となっている（図表 3-24）。

また、技術者アンケート集計表の設問「書類を作成する上での発注者への不満はありますか？」への回答について、徳島県では「はい」が41%、「いいえ」が59%という結果であり、半数近くの建設技術者が不満を持っていることが明らかになった（図表 3-25）。

さらに、前問で「はい」と回答した方に対する設問「どこに不満を感じますか？」への回答について、「発注者側が作成すべき書類を多く作らされる」「担当者によって作成する書類が異なる」「マニュアルで必要のない書類であっても要求される」「担当職員及び現場技術員の作成書類を業者に要求してくる」「検査官によって求めてくる書類内容が変わってくる」といった、業務範囲の不明確さに不満を感じていると考えられる回答が合計で92%を占める結果となっている（図表 3-26）。

図表 3-24 書類簡素化が進んでいない、実感できない原因

	①完成検査で提示を求められる	②発注者側から提出書類以外の作成依頼がある。	③会社側から求められる書類が多い。	④電子データで提出しても、結局紙ベースの書類を求められる。	⑤今までのOKだったので、減らすと評価が下がるという不安がある。	⑥その他	Σ
愛媛	16 (31%)	13 (25%)	4 (8%)	9 (18%)	3 (6%)	6 (12%)	51 (100%)
香川	8 (25%)	10 (31%)	3 (9%)	5 (16%)	6 (19%)	0 (0%)	32 (100%)
徳島	3 (27%)	3 (27%)	1 (9%)	3 (27%)	0 (0%)	1 (9%)	11 (100%)
高知	6 (35%)	5 (29%)	0 (0%)	4 (24%)	2 (12%)	0 (0%)	17 (100%)
合計	33	31	8	21	11	7	111
R7年度	29.7%	27.9%	7.2%	18.9%	9.9%	6.3%	100%
R6年度	26.5%	29.1%	10.3%	16.2%	12.8%	5.1%	100%
R5年度	35.8%	24.1%	5.8%	16.1%	13.1%	5.1%	100%
R4年度	33.5%	19.0%	8.2%	19.0%	14.6%	5.7%	100%
R3年度	34.1%	21.5%	8.9%	24.6%	8.9%	2.1%	100%
R2年度	34.1%	20.2%	11.0%	16.2%	15.6%	2.9%	100%
R1年度	24.3%	26.3%	7.2%	19.7%	16.4%	5.9%	100%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

図表 3-25 書類を作成する上での発注者への不満の有無

	①はい	②いいえ	Σ
愛媛	49 (38%)	79 (62%)	128 (100%)
香川	32 (60%)	21 (40%)	53 (100%)
徳島	9 (41%)	13 (59%)	22 (100%)
高知	22 (50%)	22 (50%)	44 (100%)
合計	112	135	247
R7年度	45.3%	54.7%	100%
R6年度	47.2%	52.8%	100%
R5年度	55.5%	44.5%	100%
R4年度	47.9%	52.1%	100%
R3年度	53.1%	46.9%	100%
R2年度	54.4%	45.6%	100%
R1年度	54.2%	45.8%	100%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

図表 3-26 書類を作成する上で発注者へ不満を感じる点

	①発注者側が作成すべき書類を多く作られる。	②普通なら unnecessary な書類(工事着手段階の変更関係書類)が多い。	③担当者によって作成する書類が異なる。	④マニュアルで必要のない書類であつても要求される。	⑤協議書など発注者側への説明資料が膨大である。	⑥担当職員及び現場技術員の作成書類を業者に要求してくる。	⑦検査官によって求めてくる書類内容が変わってくる。	⑧発注者側が要求する様式や文書表現が分からない。	⑨発注者側からの説明が不十分だったり、指示内容が不明確である。	⑩その他	Σ
愛媛	11 (15%)	6 (8%)	23 (32%)	8 (11%)	9 (13%)	3 (4%)	8 (11%)	0 (0%)	1 (1%)	3 (4%)	72 (100%)
香川	4 (9%)	7 (15%)	9 (20%)	2 (4%)	7 (15%)	2 (4%)	10 (22%)	3 (7%)	1 (2%)	1 (2%)	46 (100%)
徳島	2 (17%)	1 (8%)	3 (25%)	3 (25%)	0 (0%)	1 (8%)	2 (17%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (100%)
高知	2 (8%)	2 (8%)	12 (50%)	0 (0%)	2 (8%)	0 (0%)	3 (13%)	1 (4%)	0 (0%)	2 (8%)	24 (100%)
合計	19	16	47	13	18	6	23	4	2	6	154
R7年度	12.3%	10.4%	30.5%	8.4%	11.7%	3.9%	14.9%	2.6%	1.3%	3.9%	100%
R6年度	14.5%	15.1%	32.1%	2.5%	12.6%	0.6%	11.9%	2.5%	4.4%	3.8%	100%
R5年度	18.1%	13.3%	27.1%	6.4%	10.1%	6.4%	7.4%	3.7%	4.8%	2.7%	100%
R4年度	13.9%	13.3%	27.1%	10.8%	7.8%	2.4%	19.3%	1.2%	3.6%	0.6%	100%
R3年度	19.7%	14.3%	30.0%	4.6%	10.6%	3.2%	15.2%	2.3%	2.8%	1.8%	100%
R2年度	19.7%	8.6%	24.2%	8.6%	8.1%	7.1%	14.1%	3.0%	3.5%	3.0%	100%
R1年度	17.8%	10.8%	21.6%	7.5%	10.8%	4.2%	15.0%	1.9%	6.1%	4.2%	100%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

#### 【資格取得の難化】

○施工管理技士の検定試験の難易度が高くなりすぎており、1級・2級ともに合格者が少ない状況である。検定試験の対策講習を開催しているが、受講生も減ってきている。

#### 【人材採用・育成の課題】

○工業高校の定員自体が減少していることに加え、工業高校を卒業しても建築や土木と関係のない職業に就職する人が増えている。過去3年の統計を見ると、県内の建設企業に就職する工業高校生は土木系で17.8%、建築系で33.0%に留まり、多くが進学や県外（特に東京）へ流出している（図表 3-27）。徳島県では中学3年の生徒数が、令和22年（2040年）度には令和8年（2026年）度から約4割減る予測もあり<sup>12</sup>（図表 3-28）、若者が建設業界に入職するかどうかは大きな課題である。

○就職先を決める際に、親の意向が強くなっている。本人が建設業への就職を目指しているも、親の意見で大手メーカー等の製造業に流れるケースが多々ある。技術者アンケート集計表の設問「あなたの家族が就職する際、建設業種を勧めますか？」への回答について、徳島県では「はい」が39%、「いいえ」が61%という結果となっている（図表 3-29）。建設業従事者へのアンケート結果において「家族に建設業への就職を勧めたくない」との回答が多いという結果は、重く受け止める必要がある。

<sup>12</sup> 第1回徳島県公立高等学校の在り方検討会議 資料4「本県公立高等学校の現状」  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/attachment/1008898.pdf>

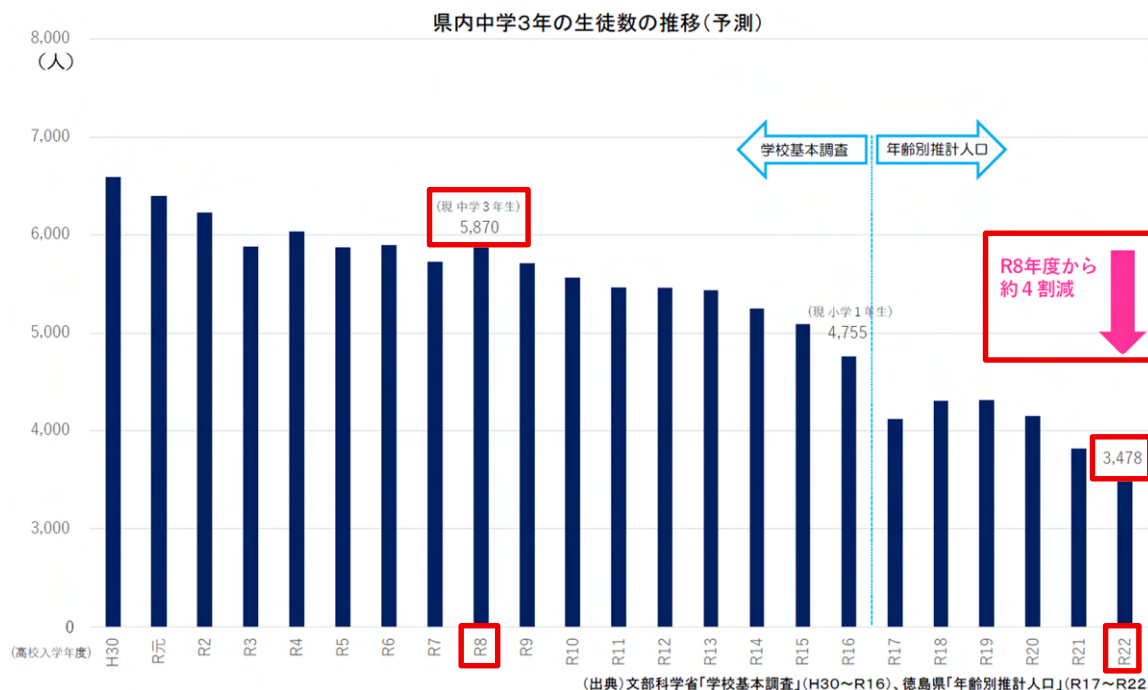
- 大手ゼネコンが地方まで採用の手を広げており、給与や福利厚生で太刀打ちできない。また、地元の建設会社の優秀な人材を引き抜く動きもある。
- 学生向けの就職イベントにおいて、コンサルタントのブースには学生が多く集まる一方、施工会社のブースには学生が少ない現状がある。建設業よりも「コンサルタントの方が偉い・かっこいい」と思っている人が多いことを懸念している。

図表 3-27 直近 3 ケ年度の徳島県内高等学校建設系学科卒業生の進路状況（3 校計）

	コース	卒業 生徒数	建設企業 (県内)		建設企業 (県外)		建設関係 コンサル等		その他		進学		割合計	建設企業 (県内+県外) 割合
			就職人数	割合	就職人数	割合	就職人数	割合	就職人数	割合	人数	割合		
令和 4年度	土木系	55	16	29.1%	6	10.9%	4	7.3%	11	20.0%	18	32.7%	100.0%	40.0%
	建築系	37	14	37.8%	3	8.1%	0	0.0%	5	13.5%	15	40.5%	100.0%	45.9%
令和 5年度	土木系	54	4	7.4%	11	20.4%	8	14.8%	15	27.8%	16	29.6%	100.0%	27.8%
	建築系	35	9	25.7%	9	25.7%	0	0.0%	5	14.3%	12	34.3%	100.0%	51.4%
令和 6年度	土木系	60	10	16.7%	11	18.3%	5	8.3%	13	21.7%	21	35.0%	100.0%	35.0%
	建築系	37	13	35.1%	7	18.9%	0	0.0%	4	10.8%	13	35.1%	100.0%	54.1%
合計	土木系	169	30	17.8%	28	16.6%	17	10.1%	39	23.1%	55	32.5%	100.0%	34.3%
	建築系	109	36	33.0%	19	17.4%	0	0.0%	14	12.8%	40	36.7%	100.0%	50.5%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

図表 3-28 徳島県内における中学 3 年の生徒数の推移



(出典) 第 1 回徳島県公立高等学校の在り方検討会議 資料 4 「本県公立高等学校の現状」を一部編集

図表 3-29 家族が就職する際、建設業種を勧めるか

	①はい	②いいえ	Σ
愛媛	29 (22%)	100 (78%)	129 (100%)
香川	14 (26%)	39 (74%)	53 (100%)
徳島	9 (39%)	14 (61%)	23 (100%)
高知	13 (28%)	33 (72%)	46 (100%)
合計	65	186	251
R7年度	25.9%	74.1%	100%
R6年度	19.9%	80.1%	100%
R5年度	16.6%	83.4%	100%
R4年度	20.6%	79.4%	100%
R3年度	15.8%	84.2%	100%
R2年度	14.8%	85.2%	100%
R1年度	16.8%	83.2%	100%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

<出席者の各会社の課題>

【人材採用・育成の課題】

- ハローワーク経由などで建設技術者を採用しても、現場の職人と合わずに辞めるケースが多い。
- 監理技術者の資格を取得しても、現場を任せられる監理者として一人前になるには 10 年程度かかるため、実際に配置できる人は少ない。
- 地方における人口減少は避けられず、建設技術者においても外国人材の活用が必要である。しかし、言語の習得（特に漢字）が課題になっている。

【制度に関する課題】

- 工期の平準化や週休二日の実施等で工期が長くなると、技術者が長く拘束され、受注できる工事の件数が減る。
- 資格取得に向けた高額の講習費用を会社が負担しているため、補助金を充実させてほしい。

**【資格取得の難化】**

○土木施工管理技士の検定試験を受検できる年齢も下がり、受検する人は増えてきたが、問題が難しくなりすぎている。ただでさえ若者が不足しているところに、定年をむかえ離職する人数は増えるため、土木施工管理技士は減る一方である。

### 3.1.2 徳島県県土整備部建設管理課

取材日時：令和7年（2025年）11月21日（金）10：00～11：30

取材場所：徳島県県土整備部建設管理課（徳島県庁 8階会議室）

出席者：徳島県県土整備部建設管理課3名

取材概要：依頼していた取材項目に沿って、質疑応答を交えながらご回答いただいた。

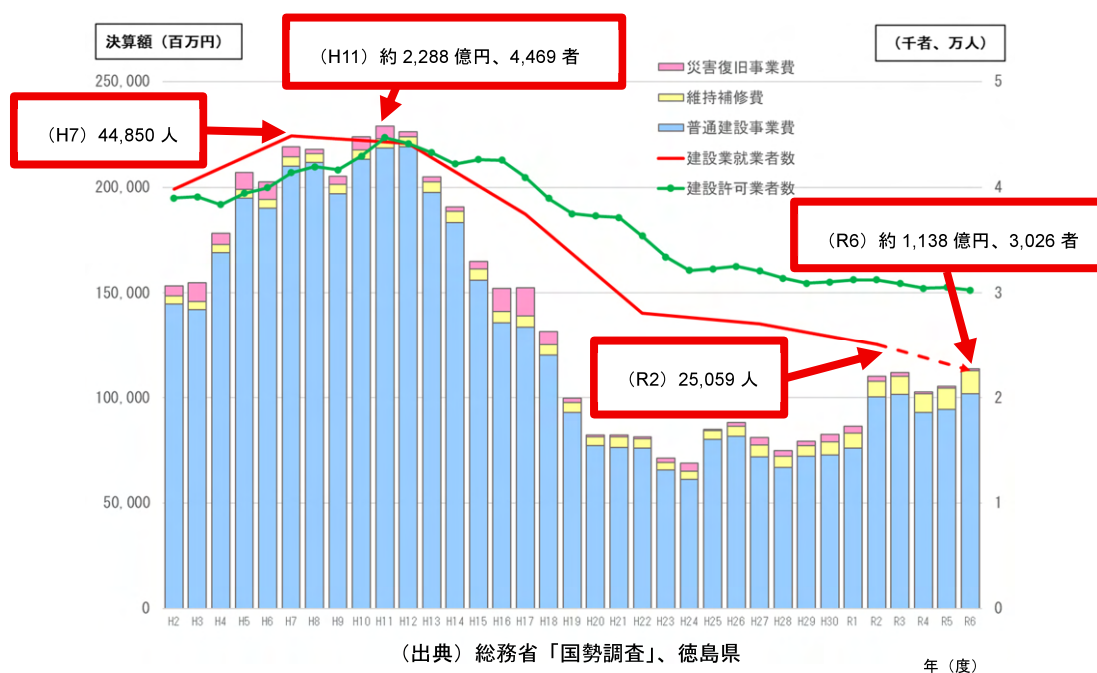
#### （取材結果）

以下にご回答いただいた内容を取材項目ごとに分けて記載する。

#### （1）監理技術者数や建設技術者数に関する認識

○まず、平成2年（1990年）度以降の徳島県の決算額、許可業者数及び建設業就業者数等の推移を図表3-30に示す。図表3-30より、令和6年（2024年）度の普通建設事業費等の決算額は約1,138億円であり、ピーク時である平成11年（1999年）度の約2,288億円から半減し、令和6年（2024年）度末の建設業許可業者数は3,026者で、ピーク時である平成11年（1999年）度末の4,469者から約32%減少している。また、令和2年（2020年）の建設業就業者数は25,059人であり、ピーク時である平成7年（1995年）の44,850人から約44%減少しているなど、急速な労働力不足が進む、極めて厳しい状況にある。

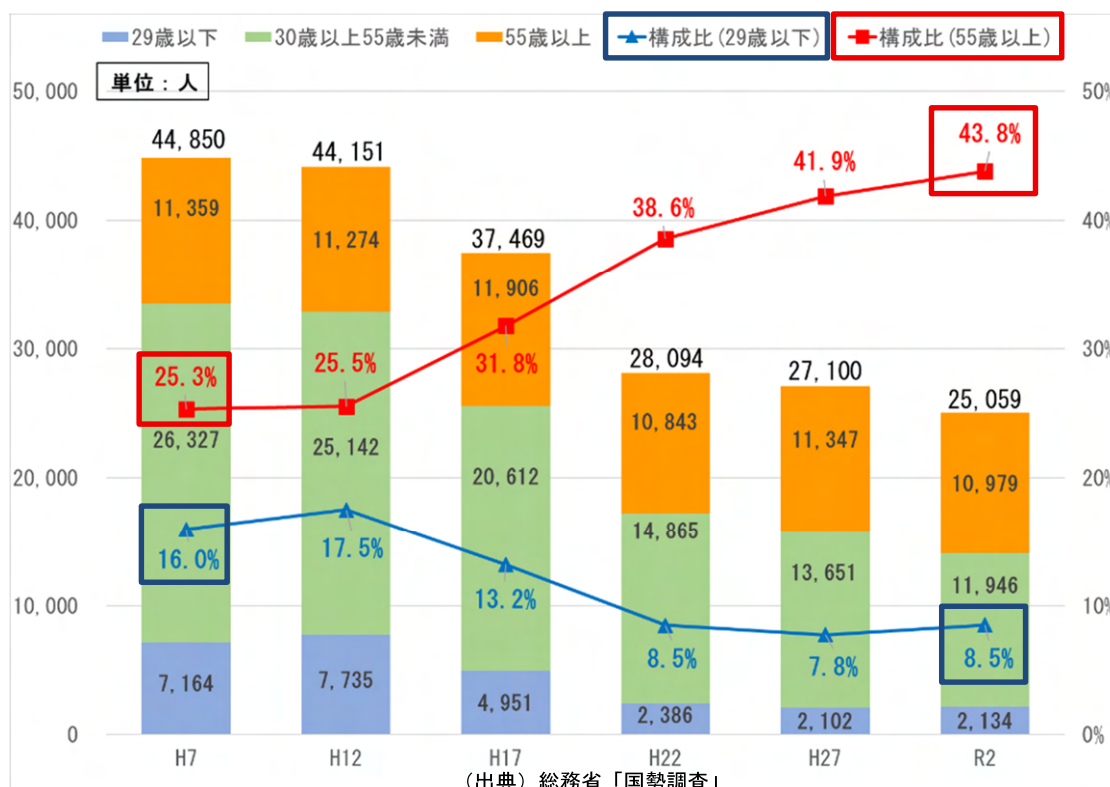
図表 3-30 徳島県の決算額、許可業者数及び建設業就業者数等の推移



（出典）徳島県県土整備部建設管理課からの提供資料を一部編集

○次に、徳島県における建設業就業者数と年齢別構成比の推移を図表 3-31 に示す。図表 3-31 の折れ線グラフより、29 歳以下の建設業就業者の構成比は平成 7 年(1995 年)の 16.0% から令和 2 年(2020 年)の 8.5%へ減少しているのに対し、55 歳以上の建設業就業者の構成比は平成 7 年(1995 年)の 25.3%から令和 2 年(2020 年)の 43.8%まで増加していることがわかる。これより、徳島県の建設業では、高齢化と若者離れが深刻な状況にあり、今後、建設業就業者数と建設業許可業者数のさらなる減少が危惧されている。このため徳島県では、中長期的な建設業の担い手確保への対策が不可欠であると認識している。

図表 3-31 建設業就業者数と年齢別構成比の推移



(出典) 徳島県県土整備部建設管理課からの提供資料を一部編集

## (2) 監理技術者や建設技術者の不足が原因による不調や不落の頻度

### 【不調・不落の頻度】

○令和 6 年(2024 年)度の不調・不落件数は、建設工事と維持管理業務を含めて、1,818 件の開札のうち 80 件発生しており、約 4%の発生率となっている。不調・不落の内訳は、不調(応札者なし)が 51 件、不落(全員失格等)が 29 件である。

#### 【不調・不落の原因】

○施工者にとって収益性の低い工事が不調になりやすい傾向にあり、明確に監理技術者や建設技術者の不足という理由は見出しにくく、事業者の経営判断により、入札する案件を精査した結果、不調・不落が発生しているものと考えている。

#### 【不調・不落の多い案件の特性】

○維持管理・修繕関係の工事・業務とともに、発注金額が 3,000 万円未満の工事の不調・不落が多い。

#### 【不調・不落件数の推移】

○不調・不落件数は年々減少している。これは徳島県がこれまで取り組んできた、現場代理人や主任技術者等の兼務要件の緩和や山間部等における間接工事費の補正など地域実態を踏まえた積算対応を実施等、様々な取り組みの成果であると考えている。

### (3) 監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題

#### 【現時点での状況】

○現時点では、技術者の兼務要件の緩和により、公共事業の円滑な執行が図られている状況である。

#### 【今後生じる恐れのある課題】

○下請代金総額が 5,000 万円以上の元請工事<sup>13</sup>では、監理技術者を配置しなければならないため、監理技術者が不足することによって、大規模災害への対応をはじめとする大規模工事の請負が困難になると想定される。

○建設工事 1 件ごとに建設技術者の配置が必要であるため、建設技術者が不足することによって、受注可能な件数が制限され、計画的なインフラ整備や急な災害対応などが困難になる恐れがある。県としては、技術者の育成、生産性向上などの対策が必要であると考えている。

---

<sup>13</sup> 建築一式工事では、下請代金総額が 8,000 万円以上の元請工事。

#### (4) 監理技術者や建設技術者の不足を解消するために行っている取り組み

##### 【徳島県建設産業ビジョンの策定】

○徳島県では、建設産業をインフラの整備や維持管理を通して、県民の安全安心や地域経済・雇用を支え、災害時には応急復旧活動を行う「地域の守り手」と位置付けている。また徳島県では、建設産業が次世代にとって「憧れの産業」となり、地域を支え続ける「希望の光」となるよう、10年後（令和17年（2035年）度）の方向性と今後5年間（令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度）の具体的な施策を「見える化」した「徳島県建設産業ビジョン」（以下、「建設産業ビジョン」という。）を令和8年（2026年）3月に策定した。

建設産業ビジョンでは、10年後の目指す姿を『徳島の未来を、拓き、守り、つなぐ』～人とデジタル技術が融合し地域を支える『スマートで強靱な建設産業』へ～』と示しており、以下の3つの目指すべき姿を掲げている。

- ・デジタル技術の実装により、  
多様な人材が誇りを持って働き活躍できる【人（ひと）がつなぐ】産業へ
- ・建設DXの加速により、  
匠の技術伝承と生産プロセスの革新を実現する【技（わざ）で切り拓く】現場へ
- ・「人」と「技」の融合により、  
将来にわたりワンチームで地域を支える【地（ち）を守り抜く】強靱な徳島へ

そして、10年後の目指す姿を実現するため、「建設投資額の確保」を基盤の施策とし、今後5年間に実施する具体的な柱として「担い手確保・育成」「働き方改革の推進」「生産性の向上」「建設産業の維持・存続」を示している。建設産業ビジョンの概要を図表3-32に示す。

図表 3-32 建設産業ビジョンの概要



(出典) 徳島県県土整備部建設管理課より提供

【資格取得の支援】

○1級土木施工管理技士の技術検定試験に向けた「受験準備講習会」の開催を支援する業務を公益財団法人徳島県建設技術センターに委託し、実施している。専門分野に熟練し、質の高い講義が可能な講師を手配する等、1人でも多くの受講者の試験合格に向けて、効果的かつ効率的な講習会となるように支援を行っている。令和7年（2025年）度における受験準備講習会の概要を図表3-33に示す。

図表 3-33 受験準備講習会の概要【令和7年（2025年）度】

区分	I 級（第一次検定）	I 級（第二次検定）
1. 講習日	令和7年6月2日(月)～6月4日(水)	令和7年9月4日(木)～9月5日(金)
2. 模擬試験	令和7年6月5日(木) ※1)	
3. 場 所	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター 6階 栄の間	徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター 6階 栄の間
4. 主 催	(一社)徳島県建設業協会 徳島県土木施工管理技士会	(一社)徳島県建設業協会 徳島県土木施工管理技士会
5. 協 力	徳島県 (公財)徳島県建設技術センター	徳島県 (公財)徳島県建設技術センター
6. 受講料	14,300円 (税・支給教材費込)	14,300円 (税・支給教材費込)
7. 模擬試験代	1,650円 (税込)	
8. テキスト代	7,920円 (税込)	支給教材
9. 問題集	4,290円 (税込)	3,850円 (税込・4月中旬発行予定)
10. 申込期限 ※2)	令和7年5月2日(金)	令和7年8月22日(金)※3)

※1) 模擬試験は自己採点方式です。希望者のみの受講となります。

※2) 定員(55名)になり次第締め切ります。

※3) 令和7年度第一次検定受験準備講習会の受講者には、一次検定終了後、改めて二次検定受験準備講習会のご案内をメールにて送信いたします。

(出典) 徳島県県土整備部建設管理課より提供

### 【担い手の確保・育成】

○建設業者と小学校・中学校・高校に出向いて、児童・生徒と技術者との意見交換会等の出前授業を実施しており、建設業の魅力や仕事のやりがいを発信している。受講した生徒からは、「これまで建設業の仕事に興味はなかったが、出前授業を受けて興味がわいた」との声が多数寄せられている。また、とくしま防災フェスタに出展し、建設業の楽しさや面白さを学ぶ3Dゲームの体験会や、地震時の液状化現象を再現する実験を実施した（図表3-34）。参加者は、重機を操縦する3Dゲームに夢中になり、液状化の様子に目を見開いて驚いていた。出前授業、とくしま防災フェスタへの出展ともに、今後も継続して行っていく予定である。

図表 3-34 とくしま防災フェスタ



（出典）徳島県県土整備部建設管理課より提供

### 【工事現場における週休2日の取り組み】

○徳島県では、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、平成30年（2018年）度から「担い手確保モデル工事」として、週休2日工事を導入するとともに、工事現場の週休2日の確保に向けた余裕ある工期設定を標準とした。

令和元年（2019年）度には「発注者指定型」を導入するとともに、4週8休を確保した場合に工事成績評価において評価することとした。

その後も、令和6年（2024年）4月の建設業への時間外労働規制の適用に向け建設現場の週休2日制の取組を加速するため、順次対象工事の拡大等に取り組んでいる。

○令和7年（2025年）度より、土木工事においては「月単位の週休2日<sup>14</sup>」を前提に発注し

<sup>14</sup> 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているとみなす。

ている。また、「完全週休 2 日（土日）<sup>15</sup>」を達成した場合は、経費加算と工事成績評点の加点を行っている。建築工事においても、発注者指定型により「通期の週休 2 日<sup>16</sup>」で発注しており、さらに「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、経費加算と工事成績評点の加点を行っている。

#### 【建設企業の評価制度の見直し】

○建設企業の格付けにおいて、「健康経営の実施」を重視しており、社員にがん検診を受診させている場合、令和 8 年（2026 年）度以降の格付けにおいて、5 点の加点を行う取り組みを進めている。

#### 【重層的下請構造の改善】

○重層的下請構造の改善のため、令和 7 年（2025 年）度から当初請負対象金額 5,000 万円以上の「土木工事」では 2 次下請、「建築一式工事」では 3 次下請までに下請次数を制限したモデル工事を試行的に実施している。

#### 【工事関係書類等の簡素化・適正化の加速】

○受注者の書類作成の負担軽減に向けて、県独自の様式を廃止して国土交通省発注工事の様式に合わせるほか、削減可能な工事書類や設計変更に係る考え方等を紹介する「工事関係書類等の適正化ガイドライン」の見直しを進めている。

○ASP（公共工事における情報共有システム）を活用することによって、工事帳票の処理の迅速化や整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、日程調整の効率化を図っている。

#### 【移動時間の軽減】

○従来は受注者が県の分庁舎まで持参していた契約書類について、電子契約を採用するほか、一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者となったときの確認書類についても、電子メールでの提出を認めるなど、受注者の移動時間の軽減を図っている。

#### 【ICT 施工の推進】

○県内企業への ICT 活用工事の普及拡大を図るため、平成 28 年（2016 年）度に ICT 活用工事の「試行要領」を策定し、県発注工事において試行を開始した。

---

<sup>15</sup> 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所日を土日とし 1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。また、夜間工事においては、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日に跨ぐ夜間、日曜日から月曜日に跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

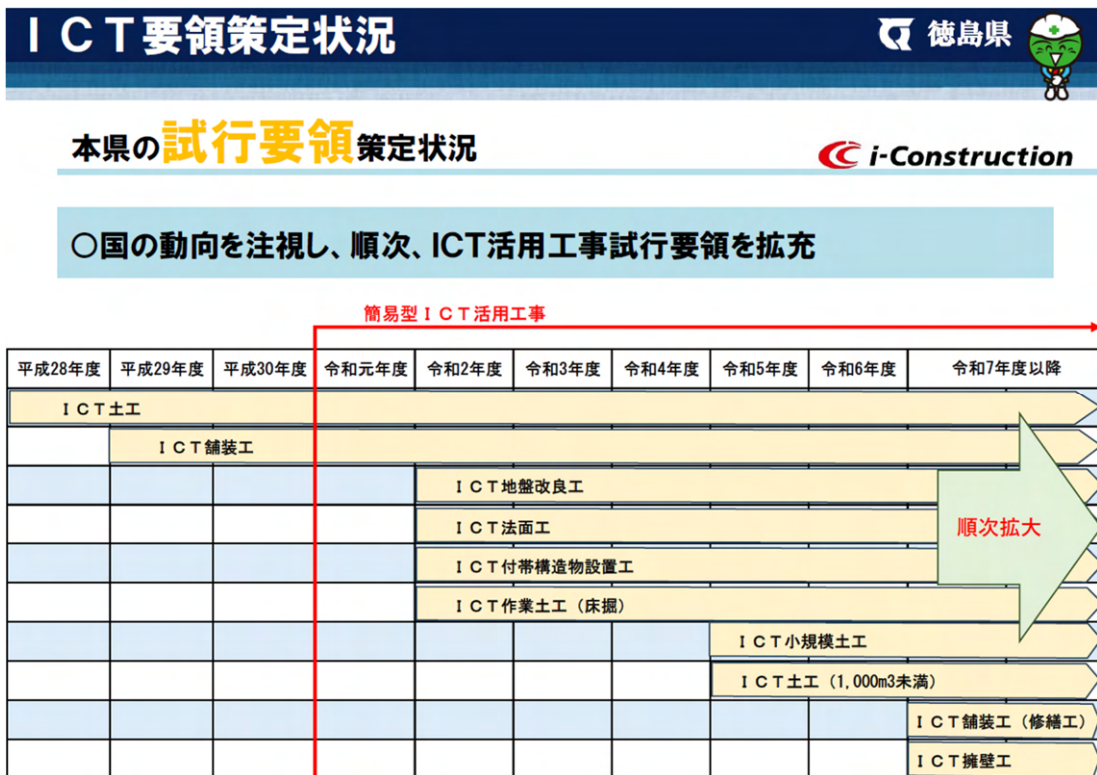
<sup>16</sup> 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休（現場閉所率が 28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

また、令和元年（2019年）度からは、部分的にICT技術を活用する「簡易型ICT活用工事」を試行し、生産性向上を図った。

さらに、ICTの普及促進の加速を図るため、令和2年（2020年）3月には「地盤改良工」「法面工」「付帯構造物設置工」「作業土工（床掘）」、令和5年（2023年）5月には「小規模な土工」にも「受注者希望型」の適用を拡大し、令和6年（2024年）5月には「土工」の「発注者指定型」の試行を開始した。

令和7年（2025年）度より、ICT活用工事（土工）の「発注者指定型」の対象を、従来の土工量5,000m<sup>3</sup>以上から3,000m<sup>3</sup>以上へと拡大するとともに、擁壁工や舗装修繕工を「受注者希望型」として適用を拡大した。平成28年（2016年）度からの試行要領の策定状況を図表3-35に示す。また、令和2年（2020年）度から令和7年（2025年）度の施工実績を図表3-36に示す。

図表 3-35 ICT 試行要領の策定状況



（出典）徳島県県土整備部建設管理課より提供

図表3-36 ICT施工実績

○ICT活用工事集計(全体)

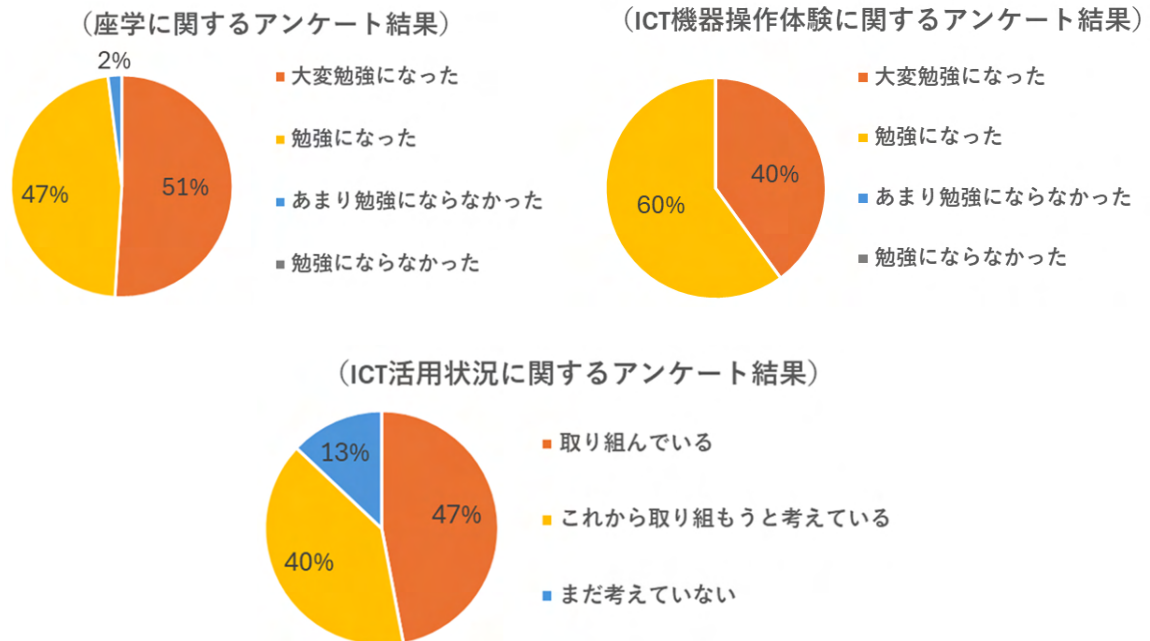
R7.9.30時点

	ICT土工			ICT土工 (小規模土工、1,000m3未満)			ICT舗装工			ICT地盤改良工			ICT舗装修繕工 他			小計	
	対象件数	実施件数	ICT実施率	対象件数	実施件数	ICT実施率	対象件数	実施件数	ICT実施率	対象件数	実施件数	ICT実施率	対象件数	実施件数	ICT実施率	対象	実施
R2年度	76	36	47%	-	-	-	11	3	27%	2	0	0%	-	-	-	89	39
R3年度	51	27	53%	-	-	-	8	0	0%	6	2	33%	-	-	-	65	29
R4年度	60	35	58%	-	-	-	17	4	24%	7	5	71%	-	-	-	84	44
R5年度	47	28	60%	102	18	18%	2	0	0%	5	4	80%	-	-	-	156	50
R6年度	38	18	47%	105	17	16%	1	0	0%	1	1	100%	-	-	-	145	36
R7年度	33	22	67%	63	14	22%	8	5	63%	4	2	50%	72	9	13%	180	52
小計	305	166	54%	270	49	18%	47	12	26%	25	14	56%	72	9	13%	719	250

(出典) 徳島県県土整備部建設管理課より提供

○現場の生産性向上、省力化を目的に、実務に直結する3次元データ作成やICT機器操作体験などの講習会を平成29年（2017年）度から毎年開催しており、受注者のICTに対する知識・技術力向上を図っている。令和7年（2025年）度を実施した講習会のアンケート結果より、座学・ICT機器操作体験共に9割以上の参加者が「大変勉強になった」「勉強になった」と回答している。また、参加者の約5割が既にICT活用に「取り組んでいる」、4割が「これから取り組もうと考えている」と回答していることから、積極的にICT活用に取り組む姿勢が窺える（図表3-37）。令和7年（2025年）度の講習会開催状況を図表3-38に示す。

図表3-37 講習会のアンケート結果



(出典) 徳島県県土整備部建設管理課提供資料を基に当センターにて作成

図表3-38 令和7年（2025年）度 ICT講習会開催状況



（出典）徳島県県土整備部建設管理課より提供

○上記の取組以外にも、令和2年（2020年）度には「優良企業表彰」に「i-Construction 優良企業表彰」の創設、令和3年（2021年）度には「優良工事表彰」に「ICT活用工事部門」の追加及び「総合評価落札方式」において「ICT施工プロセス」の評価を適用することにより生産性向上に取り組む企業を適切に評価している。

(5) (4) の取り組みによって、これまでに得られた効果や効果を上げていくうえで苦勞した点や工夫した点、取り組む上でネックとなっている課題

① 得られた効果や苦勞・工夫した点

【工事現場における週休2日の取り組みの効果】

○工事現場における週休2日の取り組みの効果として、徳島県の建設業界としても休暇を確保しなければ人材は集まらないという認識が浸透しており、特に土木工事においては「月単位の週休2日」の実施は当然のことになっている（図表3-39）。

図表 3-39 建設企業の休暇取得状況

	①完全週休2日	②4週6休	③日曜のみの休日	④その他	Σ
愛媛	86 (67%)	34 (26%)	5 (4%)	4 (3%)	129 (100%)
香川	27 (51%)	20 (38%)	1 (2%)	5 (9%)	53 (100%)
徳島	16 (70%)	5 (22%)	1 (4%)	1 (4%)	23 (100%)
高知	29 (64%)	10 (22%)	3 (7%)	3 (7%)	45 (100%)
合計	158	69	10	13	250
R7年度	63.2%	27.6%	4.0%	5.2%	100%
R6年度	51.7%	35.4%	7.7%	5.2%	100%
R5年度	29.5%	50.6%	12.7%	7.2%	100%
R4年度	25.9%	48.3%	16.3%	11.2%	100%
R3年度	19.5%	48.3%	24.3%	7.8%	100%
R2年度	21.2%	45.9%	20.0%	12.9%	100%
R1年度	14.4%	53.2%	22.1%	10.4%	100%

(出典) 徳島県建設業協会からの提供資料を一部編集

【健康経営の促進】

○社員にがん検診を受診させている建設企業に対し、令和8年(2026年)度以降の格付けにおいて加点を行う取り組みの効果として、社員にがん検診を受診させる建設企業が急速に増えており、建設業界における健康経営の促進に寄与している。

【ICT施工の推進】

○ICT 活用工事の適用工種の拡大に加え、内製化に向けた施策を導入することとした結果、業界全体で生産性向上への意識が高まり、令和7年(2025年)度の建設企業向けICT講習会は大盛況となった。

## ② 取り組む上でネックとなっている課題と今後の対応

### 【多様な人材の確保】

○工業高校を志望する生徒が減少しており、普通科に進学する生徒が増えている。また、工業高校から大学へ進学する生徒が増加しており、大学卒業後も県内の建設企業に就職しないケースが多くなっている。

このため、建設産業従来の「3K（きつい・汚い・危険）」のイメージを払拭し、「新 4K（給与が良い・休暇が取れる・希望が持てる・かっこいい）」に向け、価値やイメージを再構築するリブランディングを図る。具体的には、小中学校や工業系高校への出前授業に加え、新たに普通科や商業科の高校生も対象に含め、ICT 活用やドローン操縦など、文系・理系を問わず、活躍できる多様なフィールドがあることを広くアピールする。

○県内の建設産業においても、外国人労働者数は増加傾向にあり、貴重な担い手として、現場を支える存在となっている。一方、言語・文化の違いによるコミュニケーションの課題は、労働災害のリスクや生産性の低下に直結するため、単なる人手不足の穴埋めではなく、共に働く「仲間」として定着してもらおう環境整備が急務である。

このため、新設される育成就労制度への理解を深めるセミナーの開催、音声翻訳・多言語対応アプリの活用支援など、コミュニケーションの壁を取り払う実践的な支援を展開する。

### 【ICT 施工の標準化】

○ICT 推進の取組の効果として、実施件数は増加している一方で、県内の多数の建設企業で 3次元設計データ作成や 3次元出来形管理等の内製化は進んでいない。建設企業のデジタル化には心理的・技術的ハードルがあり、業界全体での DX 浸透や、ICT 活用工事の利潤・ノウハウ確保に直結する内製化への取り組みをいかに広げていくかが、ICT 施工の標準化に向けた重要な鍵となる。

このため、ICT 施工の内製化や AI 技術などの活用に向けては、DX 推進人材の育成が不可欠であることから、実務に直結する 3次元データ作成などの技術研修を開催するとともに、高度なデジタルスキル習得の外部研修への助成や、ICT アドバイザーによるきめ細かな伴走支援を展開する。

### 3.2 北海道

一般社団法人北海道建設業協会（以下、「北海道建設業協会」という。）及びその会員企業、北海道建設部建設政策局建設管理課に対して、監理技術者数や建設技術者数の現状に関する認識や将来への課題、監理技術者や建設技術者の確保に向けた取り組み等について取材した。

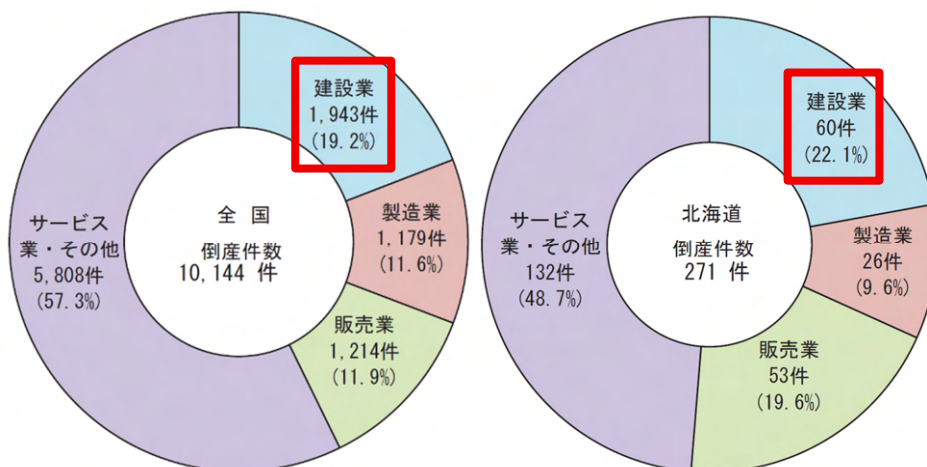
取材結果について記載する前に、北海道の建設業の経営状況を把握するために、北海道の建設業の倒産状況を図表 3-40 に示す。図表 3-40 より、令和 6 年（2024 年）度の北海道における倒産件数は全産業で 271 件、建設業で 60 件であり、建設業の占める割合は 22.1%と算出される。また、令和 6 年（2024 年）度の全国における倒産件数は全産業で 10,144 社、建設業で 1,943 社であり、建設業の占める割合は 19.2%と算出される。したがって、令和 6 年（2024 年）度の北海道における倒産件数のうち建設業の占める割合は全国と比較して高いと言える。

特に令和 5 年（2023 年）度と令和 6 年（2024 年）度と 2 年続けて全国の割合を超えており、近年の北海道における建設業の経営状況は、厳しい状況にあると考えられる。

図表 3-40 北海道の建設業の倒産状況

区分 年度	全産業			建設業			建設業 / 全産業 (%)	
	全国	北海道	北海道 / 全国	全国	北海道	北海道 / 全国	全国	北海道
2020	7,163	166	2.3%	1,117	23	2.1%	15.6%	13.9%
2021	5,980	144	2.4%	1,105	16	1.4%	18.5%	11.1%
2022	6,880	214	3.1%	1,274	33	2.6%	18.5%	15.4%
2023	9,053	269	3.0%	1,777	63	3.5%	19.6%	23.4%
2024	10,144	271	2.7%	1,943	60	3.1%	19.2%	22.1%

(株)東京商工リサーチ調



(出典) 北海道建設業信用保証株式会社 道内建設業（保証契約者）の財務比率（2024 年度）を一部編集

### 3.2.1 北海道建設業協会・会員企業

取材日時：令和7年（2025年）12月8日（月）15：00～17：30

取材場所：北海道建設業協会（札幌国際ビル 3階会議室）

出席者：事務局2名

会員企業3名

（岩田地崎建設株式会社1名、勇建設株式会社1名、伊藤組土建株式会社1名）

取材概要：依頼していた取材項目に沿って、質疑応答を交えながらご回答いただいた。

#### <参考> 基礎データ（岩田地崎建設株式会社）

※令和7年（2025年）12月3日時点

○社名：岩田地崎建設株式会社

○設立年：平成19年（2007年）

岩田建設株式会社と株式会社地崎工業の合併により設立

※創業は大正11年（1922年）

○会社概要（URL：<https://www.iwatachizaki.jp/>）

本社所在地	北海道札幌市中央区北2条東17-2
資本金	20億円
従業員数	815人（うち監理技術者資格者証保有者392人・その他技術者156人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	国土交通大臣許可（特・4）第1453号

#### <参考> 基礎データ（勇建設株式会社）

※令和7年（2025年）12月3日時点

○社名：勇建設株式会社

○設立年：昭和31年（1956年）

○会社概要（URL：<https://www.isami-con.co.jp/>）

本社所在地	北海道札幌市中央区北6条西14-4
資本金	1億円
従業員数	88人（うち監理技術者資格者証保有者50人・その他技術者13人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	北海道知事許可（特・4）石第19725号

<参考> 基礎データ（伊藤組土建株式会社）

※令和7年（2025年）12月3日時点

- 社名 : 伊藤組土建株式会社
- 設立年 : 昭和21年（1946年） ※創業は明治26年（1893年）
- 会社概要 (URL : <https://www.itogumi.co.jp/>)

本社所在地	北海道札幌市中央区北4条西4-1
資本金	10億円
従業員数	433人（うち監理技術者資格者証保有者203人・その他技術者112人）
事業内容	土木工事業、建築工事業 他
建設業許可	国土交通大臣許可（特-4）第1881号

## (取材結果)

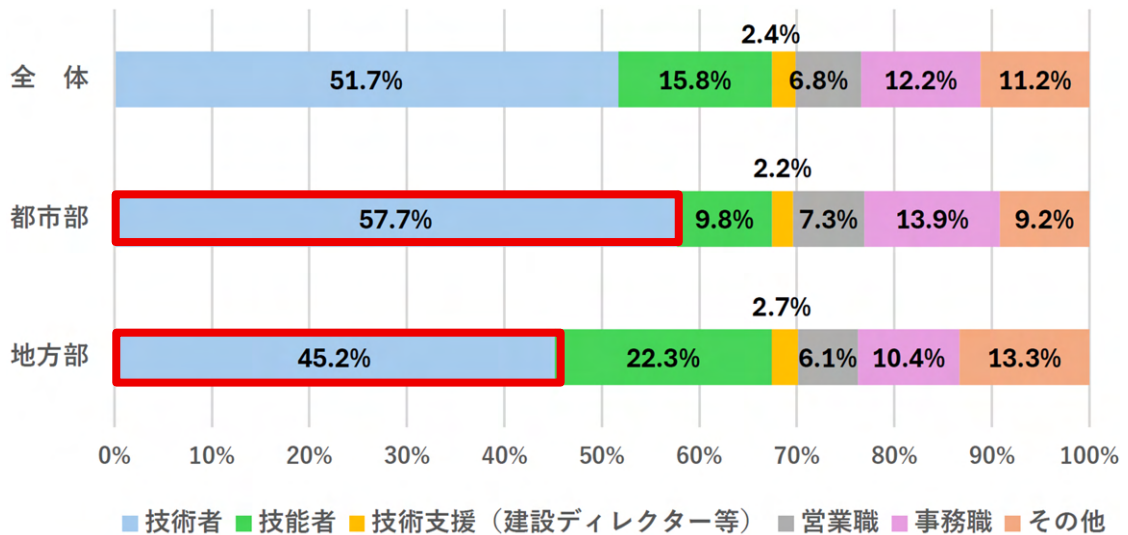
以下にご回答いただいた内容を取材項目ごとに、北海道全体の現状に関する内容、出席者の各会社の現状に関する内容に分けて記載する。ただし、取材結果が北海道内の建設会社すべてを示すものではないことに留意が必要である。

### (1) 監理技術者数や建設技術者数に関する認識

#### <北海道全体の認識>

○北海道建設業協会が令和7年(2025年)度実施した「施工体制確保に関するアンケート調査結果<sup>17</sup>」(以下、「調査結果」という。)の設問「職種別従業員の割合」への回答の結果について、図表3-41に示す。図表3-41より、全職種に占める技術者の割合は都市部で57.7%、地方部で45.2%であり、地方部の企業は都市部の企業と比較して技術者の割合が低い結果であった。

図表 3-41 会員企業の職種別従業員の割合



(出典) 北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

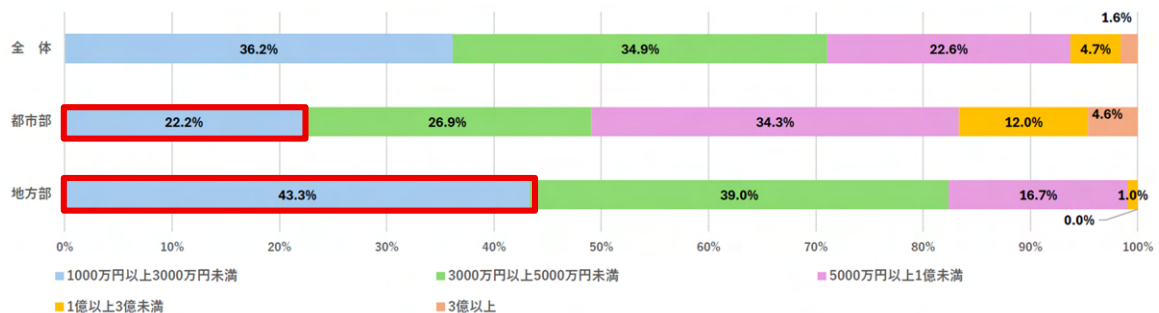
<sup>17</sup> 調査対象企業は、北海道建設業協会の各地方協会会員企業(支店・営業所を除く)576社で、うち318社から回答を得た。318社のうち地域別の内訳は、都市部(北海道庁による「北海道総合計画」の中核都市である札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市、釧路市)が108社、地方部(上記以外の市町村)が210社であった。

○調査結果の設問「資本金について」への回答の結果について、図表 3-42 に示す。

図表 3-42 より、資本金が 3,000 万円未満の企業の割合は都市部で 22.2%、地方部で 43.3% であり、地方部の企業は都市部の企業と比較して小規模の企業が多い結果となった。

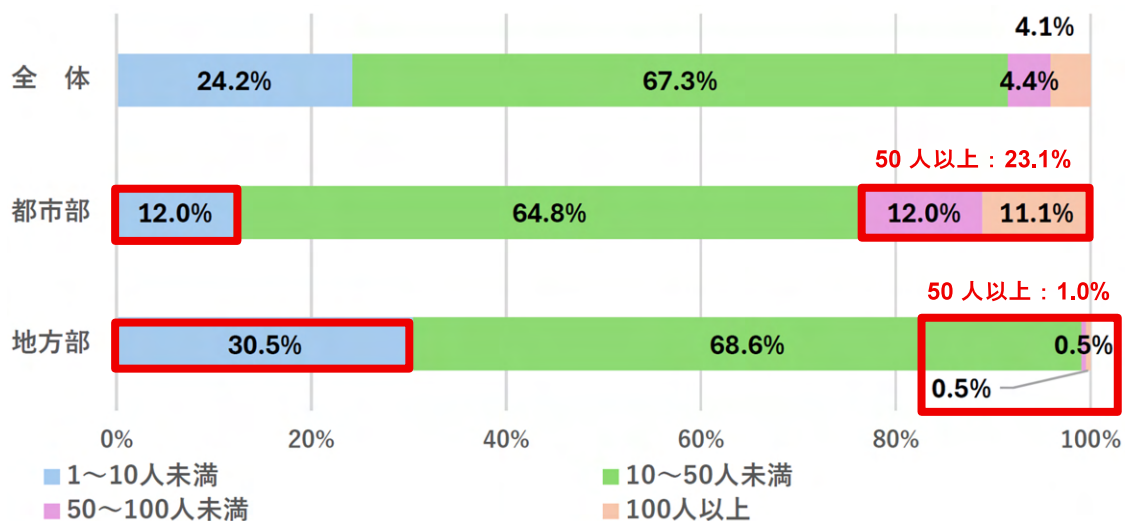
また、調査結果の設問「技術者数」への回答の結果について、図表 3-43 に示す。図表 3-43 より、技術者数が 50 人以上の企業の割合は都市部で 23.1%、地方部で 1.0% であるのに対し、技術者数が 10 人未満の企業の割合は都市部が 12.0%、地方部が 30.5% であり、地方部の企業は都市部の企業と比較して技術者数が少ない結果であった。この理由としては、図表 3-42 で示した通り、地方部の企業は都市部の企業と比較して小規模の企業が多いことが考えられる。

図表 3-42 会員企業の資本金



(出典) 北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

図表 3-43 会員企業の技術者数

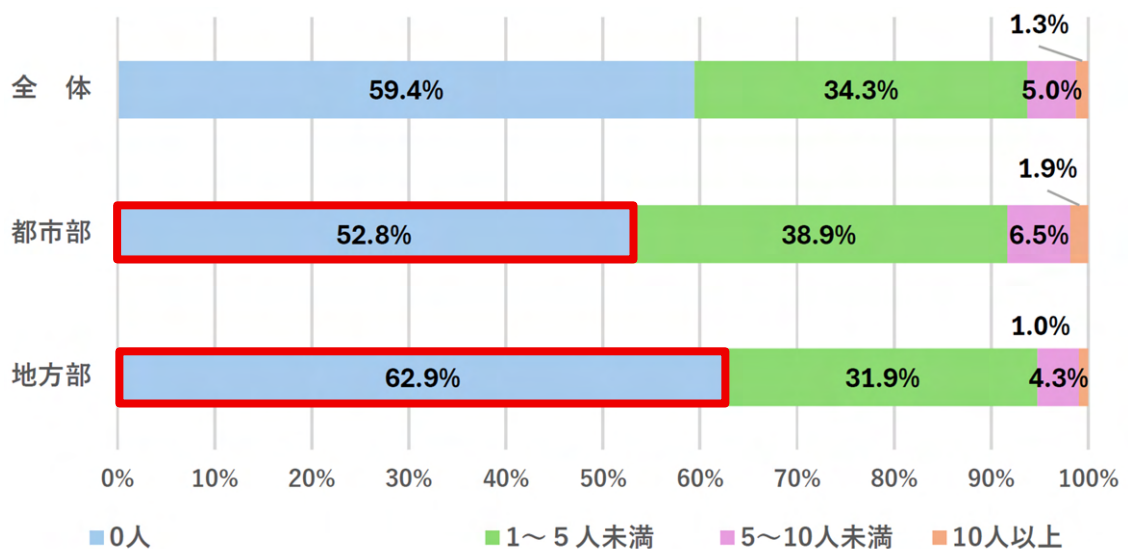


(出典) 北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

○調査結果の設問「技術支援（建設ディレクター等）<sup>18</sup>の人数」への回答の結果について、図表 3-44 に示す。図表 3-44 より、技術支援（建設ディレクター等）が 0 人の企業の割合は都市部で 52.8%、地方部で 62.9%であり、地方部の企業は都市部の企業と比較して技術者の支援体制の整備が遅れている傾向にあると考えられる。

北海道建設業協会では、建設ディレクター等による技術支援の実施は、現場での技術者の負担軽減と長時間労働の是正、生産性向上に寄与すると評価している。また、建設ディレクター等による技術支援の実施により、人材不足の解消や女性の活躍などの可能性が広がることから、人材確保・育成を図るための一般管理費のさらなる引き上げが必要であると考えている。

図表 3-44 会員企業の技術支援（建設ディレクター等）の人数

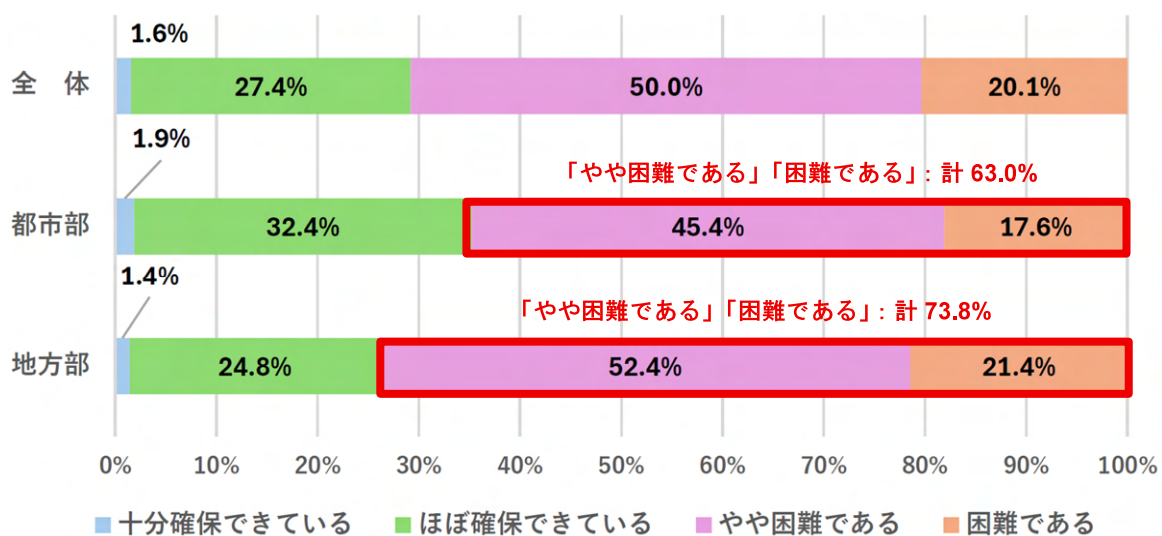


（出典）北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

<sup>18</sup> 北海道建設業協会では、職種としての「技術支援（建設ディレクター等）」を、建設ディレクターの資格取得の有無にかかわらず、バックオフィスにおいて現場の技術支援を行う、建設ディレクターに類する業務を担当する職種と位置付けている。

○調査結果の設問「技術者の確保状況」への回答結果を図表 3-45 に示す。図表 3-45 より、技術者の確保が「やや困難である」「困難である」と回答した企業の割合は都市部で 63.0%、地方部で 73.8%を占めており、全道的に技術者の確保が難しく、特に地方部では深刻な状況であることが分かる。

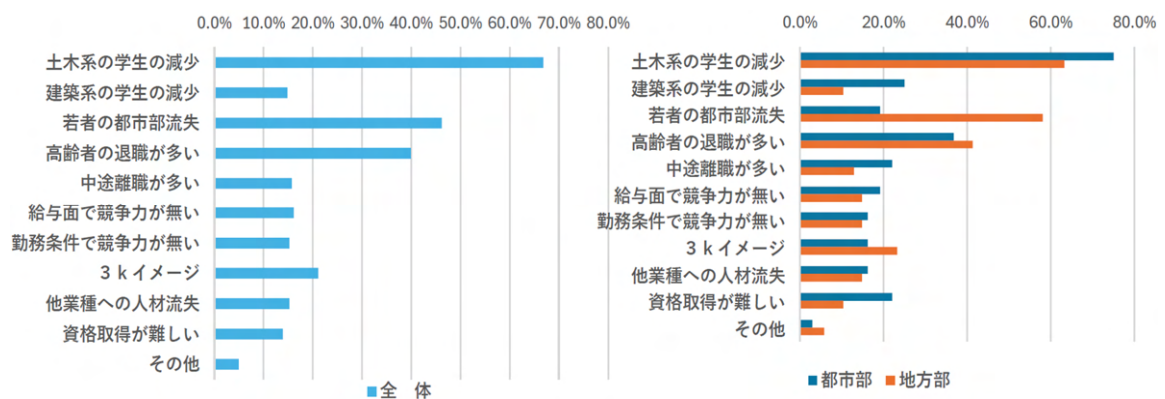
図表 3-45 会員企業の技術者の確保状況



(出典) 北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

○「技術者確保が困難な理由<sup>19</sup>」への回答結果を図表 3-46 に示す。図表 3-46 より、「土木系学生の減少」が都市部で 75.0%、地方部で 63.2%を占め、ともに最多であることがわかる。「若者の都市部流出」は地方部で 58.1%を占め、2 番目に多い理由であった。「高齢者の退職が多い」は都市部で 36.8%、地方部で 41.3%であり、都市部・地方部共通の課題であることが分かる。

図表 3-46 会員企業の技術者確保が困難な理由



	全 体		都 市 部		地 方 部	
土木系の学生の減少	149件	66.8%	51件	75.0%	98件	63.2%
建築系の学生の減少	33件	14.8%	17件	25.0%	16件	10.3%
若者の都市部流出	103件	46.2%	13件	19.1%	90件	58.1%
高齢者の退職が多い	89件	39.9%	25件	36.8%	64件	41.3%
中途離職が多い	35件	15.7%	15件	22.1%	20件	12.9%
給与面で競争力が無い	36件	16.1%	13件	19.1%	23件	14.8%
勤務条件で競争力が無い	34件	15.2%	11件	16.2%	23件	14.8%
3kイメージ	47件	21.1%	11件	16.2%	36件	23.2%
他業種への人材流失	34件	15.2%	11件	16.2%	23件	14.8%
資格取得が難しい	31件	13.9%	15件	22.1%	16件	10.3%
その他	11件	4.9%	2件	2.9%	9件	5.8%

(出典) 北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

<sup>19</sup> 理由については、複数回答（最大 3 つまで選択）。

○図表 3-47 において、平成 22 年（2010 年）から平成 27 年（2015 年）の 5 年間で全国平均・北海道ともに監理技術者（資格者証保有者）数が減少しているのは、リーマンショックや民主党政権下での公共事業費の削減等により、その期間に建設業界全体が新規の採用を控える傾向となったため、令和 7 年（2025 年）における 30 代から 40 代の建設技術者の割合が 50 代以上と比較して少なくなっていることが大きな要因と考えられる（図表 3-48）。また、平成 27 年（2015 年）以降、全国平均では監理技術者（資格者証保有者）数が増加に転じているのに対し北海道では減少が続いているが、これについては人口の減少が影響していると考えられる。

図表 3-47 北海道における監理技術者（資格者証保有者）数の将来予測

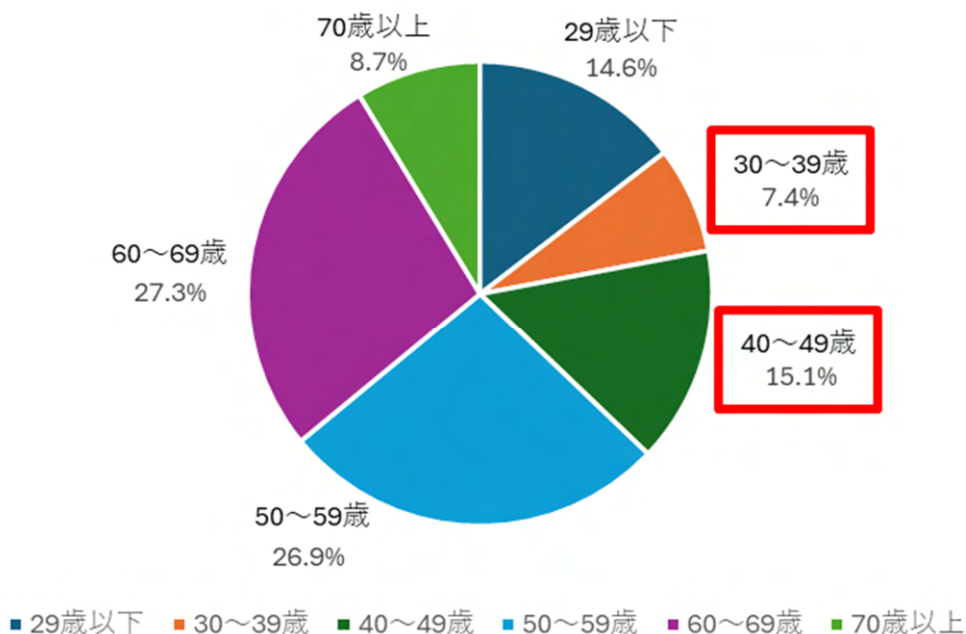
	監理技術者（資格者証保有者）数						
	2010.3	2015.3	2020.3	2025.3	2010/2025 増減	2010/2025 増減率	2010/2025 増減率より算出した 2030.3予測値
全国平均	677,083	663,236	678,896	689,516	12,433	1.84	695,431
北海道	39,510	36,547	35,501	34,469	-5,041	-12.76	33,003

※2030年の予測値は、世代別の更新率等は考慮していない

※各都道府県の保有者数は居住地を基に算出しており、必ずしも勤務地(所属会社住所)とは一致しない

(出典) 当センターにて作成

図表 3-48 北海道における建設技術者の年齢別割合 ※令和 7 年（2025 年）



(出典) 北海道建設業協会提供資料を基に当センターにて作成

#### <出席者の各会社の認識>

- 監理技術者の「数」としては不足していない。年間で受注する工事の件数に対し、監理技術者資格者証保有者は2倍程度いるが、受注するための条件（工事経験や表彰歴）を持っている監理技術者が不足している。
- 地方では高齢化が進んでおり、若手の監理技術者が少ない。札幌等の都市部も時間の問題で同じ状況になる可能性がある。
- 監理技術者に不足はないが、入札時に工種ごとの実績や表彰歴が重視されるため、監理技術者は常に同じ工種を歩み、他工種への入札ができない状態になっている。

### **(2) 監理技術者や建設技術者の「質的なミスマッチ」により、実態として必要な人数に対して不足していることが原因で入札への参加を断念したり、落札を逃したりする頻度**

#### <出席者の各会社の認識>

- 「監理技術者の経歴が合わない」「監理技術者の下につける主任クラスの現場を動かせる技術者の配置が難しい」などの理由で、2割程度の割合で入札を諦めることがある。
- 資格を取りたての若い監理技術者の名前で受注することはほとんどなく、若手は資格取得後もベテランの監理技術者の下で経験を積むのが実情である。
- 途中で若い監理技術者に交代させようとする、発注者から同等の経歴等が強く求められ交代することが難しい。そのため若手監理技術者の活用がほぼ不可能であり運用の緩和を強く求めたい。

### **(3) 監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題**

#### <北海道全体の課題>

- 北海道の中でも札幌以外の地方都市は過疎化が著しく、仕事量が激減している。若者が地方から都市部へ流出している中で、地域のインフラの維持管理や災害時の対応を担う建設会社をどのように守っていくかが課題である。
- 稚内など、工業高校が閉校している地域もあり、このような地域でどのように建設業の担い手を確保していくかが課題である。
- 若手技術者が少ない地方部においては、技術者育成型の入札要件等で、監理技術者の年齢に45歳以下などの条件が付くと応札が難しくなる。

- 工業高校の土木科や建築科の生徒であっても、親の意見で製造業などの他業種に入職してしまうケースもみられる。
- 大学生は3割程度が道外出身者で、卒業後は道外の企業に就職してしまうことが多い。特に北海道大学は半分以上が道外出身者であり、本州の大手企業に就職してしまうことが多い。

#### <出席者の各会社の課題>

- 本州の大手建設会社が北海道の私立大学や工業高校に採用枠を広げている。道内の建設会社は、給与面で大手には敵わず若手技術者の採用に苦戦している。また、高卒の若手は採用してもすぐに辞めてしまうことが多く、定着率が低い。

### **(4) 監理技術者や建設技術者の不足を解消するために行っている取り組み**

#### <北海道全体の取り組み>

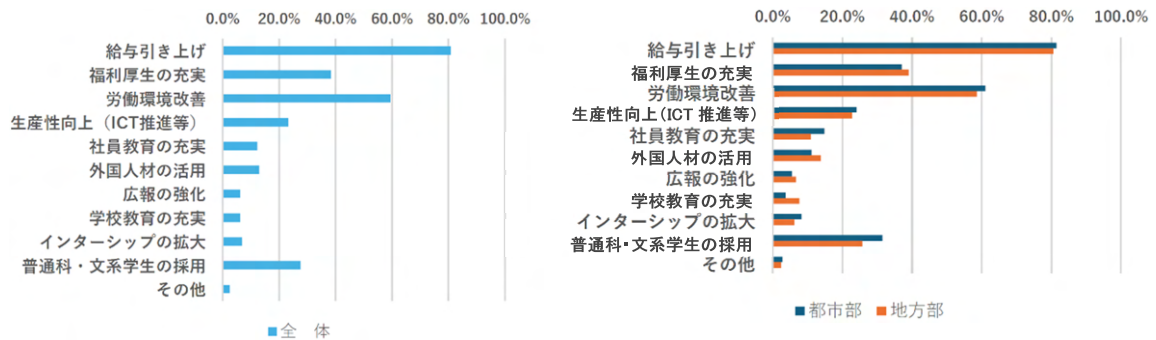
- 北海道建設業協会が会員企業に対して行った「技術者・技能者確保のために必要な対策」に係る調査結果を整理し、その概況を図表 3-49 に示す。

この調査結果によると『給与の引き上げ』を重視する企業は都市部・地方部ともに8割を超え、地域を問わず最優先事項となっている。これは、道内の他産業や本州（特に三大都市圏）との間に厳然として存在する賃金格差が技術者確保における最大の障壁であり、若手技術者等の採用競争力が低下しているという企業の危機感の表れと推察される。

次いで約6割の企業が『労働環境の改善』を指摘している。長時間労働や休日の少なさあるいは不規則な休日、過酷な屋外作業といった従来の負のイメージが人材流入を阻害しているとの認識から、ワークライフバランスの確立や休日数の安定化を求める企業が多いことが浮き彫りとなった。

続いて、『普通科・文系学生の採用』が都市部で32%、地方部で26%に達した。土木・建築等の専門学科を卒業した学生の採用が困難を極める中、人材確保のために採用対象を普通科や文系学生まで拡大せざるを得ない、各企業の逼迫した状況が浮かび上がっている。また、自由記述における具体的な指摘を整理すると、都市部では、大型案件の集中に伴う『設備業者の不足』や『採用競争の激化』が挙がり、解決策として『ICT推進や生産性向上』を志向する傾向が見られる。対して地方部では、『人口減少や工業系学校の閉門』といった地域構造の地盤沈下が、深刻な技術者不足に直面させている実態がある。特に『離島・遠隔地での確保』や『都市部大手との賃金格差』は自力解決が困難なレベルに達しており、今後は外国人材の受け入れ体制整備を含めた、より抜本的な外部リソースの活用と、地域枠組みでの維持策が不可欠になると分析される。

図表 3-49 技術者・技能者確保のために必要な対策



	全 体		都市部		地方部	
給与引き上げ	257件	80.8%	88件	81.5%	169件	80.5%
福利厚生 の 充実	122件	38.4%	40件	37.0%	82件	39.0%
労働環境改善	189件	59.4%	66件	61.1%	123件	58.6%
生産性向上 (ICT 推進等)	74件	23.3%	26件	24.1%	48件	22.9%
社員教育 の 充実	39件	12.3%	16件	14.8%	23件	11.0%
外国人材 の 活用	41件	12.9%	12件	11.1%	29件	13.8%
広報 の 強化	20件	6.3%	6件	5.6%	14件	6.7%
学校教育 の 充実	20件	6.3%	4件	3.7%	16件	7.6%
インターシ ッ プ の 拡大	22件	6.9%	9件	8.3%	13件	6.2%
普通科 ・ 文系 学生 の 採用	88件	27.7%	34件	31.5%	54件	25.7%
その他	8件	2.5%	3件	2.8%	5件	2.4%

(出典) 北海道建設業協会からの提供資料を一部編集

こうした課題意識を踏まえ、北海道建設業協会では、会員企業単独では対応が困難な人材確保・育成の課題に対し、業界全体としての底上げを図るべく、さまざまな取り組みを展開している。

以下では、監理技術者および建設技術者の不足解消に向けて、同協会が主体となって実施している主な施策について、その内容と狙いを紹介する。

### 【コンストラクション甲子園】

コンストラクション甲子園は、北海道建設業協会を中心に、北海道開発局、北海道庁、札幌市、北海道建設業信用保証株式会社の後援を得て実施している、高校生を対象とした建設業・防災・環境問題等に関するクイズ大会である。建設業への理解と関心を高めるとともに、防災リテラシーの向上を通じて“生きる力”を育むことを目的として、令和4年（2022年）度から毎年度開催している。

令和7年（2025年）度に開催した第4回大会には、普通科を含む全道各地から過去最多となる124チームが参加した。大会は、全道9会場で実施した地区予選を経て、勝ち抜いた10チームによる決勝戦が行われ、優勝チームには沖縄旅行が贈呈された。

参加した高校生からは、「事前学習を通じて建設業について理解を深めることができた」「大学では工学系を志望している。今回の経験を今後活かしたい」などの声が寄せられ、学習効果やキャリア形成への好影響がうかがえる。

なお、コンストラクション甲子園のPR用ポスターを図表3-50に、決勝大会の集合写真を図表3-51に示す。

図表 3-50 コンストラクション甲子園 PR 用ポスター



(出典) 北海道建設業協会より提供

図表 3-51 コンストラクション甲子園決勝大会の集合写真



(出典) コンストラクション甲子園ホームページ

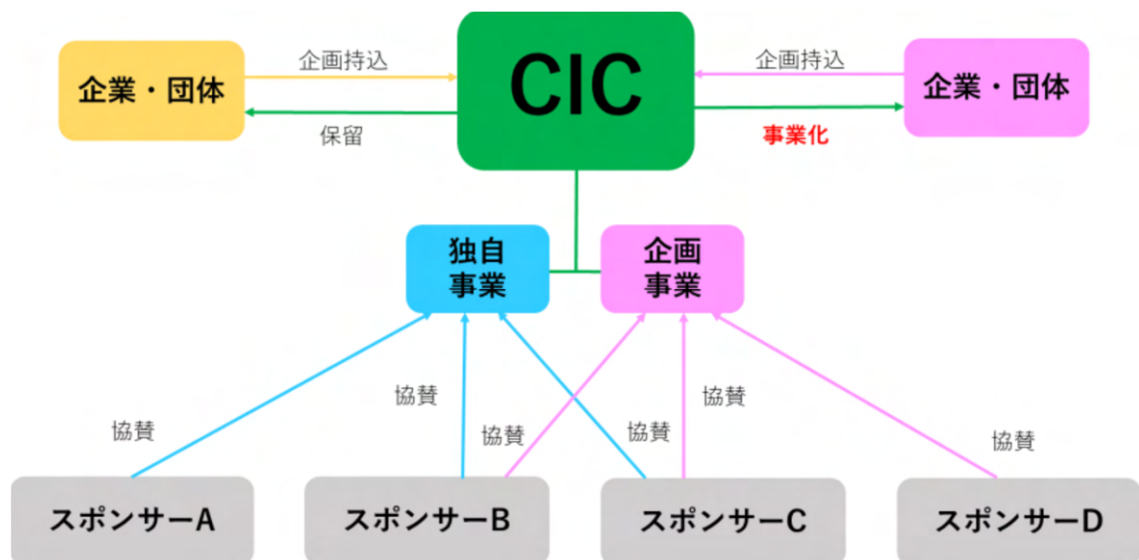
### 【建設イノベーション・コンソーシアム（CIC）の設立】

北海道内の建設会社では、自社の強みや施工事例を踏まえ、ホームページ等を通じた魅力発信に取り組んでいるものの、その多くは自社PRにとどまり、建設業界全体の魅力が十分に伝わりにくい点が課題となっている。また、北海道の建設業の多くを占める中小企業では、広報・マーケティングに充てられるリソースが限られており、発信力に大きな差が生じているのが現状である。

さらに、北海道建設業協会や北海道建青会、北海道庁をはじめとする発注者機関などでも、業界全体の魅力発信に向けた取組が進められているものの、動画やSNSなど若年層を意識したコンテンツの整備が十分とはいえず、トレンドを捉えた情報発信には必ずしも至っていない。このため、一般層へのアプローチが限定的となり、情報発信力の底上げが求められている。

こうした課題を踏まえ、北海道建設業協会をはじめとする8団体・企業は、建設業界全体の魅力を継続的かつ効果的に発信する仕組みを構築するため、建設業の情報発信を専門的に担う新組織「建設イノベーション・コンソーシアム（以下、「CIC」という。）」を令和7年（2025年）に設立した。CICの事業イメージを図表3-52に示す。

図表 3-52 CICの事業イメージ



（出典）北海道建設業協会より提供

【CICによるショートドラマの放映・発信】

CICによる初の事業として、令和8年（2026年）1月から3月にかけて、テレビの天気予報の番組内で、北海道の建設現場を舞台としたタテ型ショートドラマ（75秒×12話）を放映している。SNS（Instagram、TikTok、YouTube ショート）でも発信することで、親世代・若者双方に建設業の魅力を発信している（図表 3-53）。

図表 3-53 ショートドラマの放映・発信

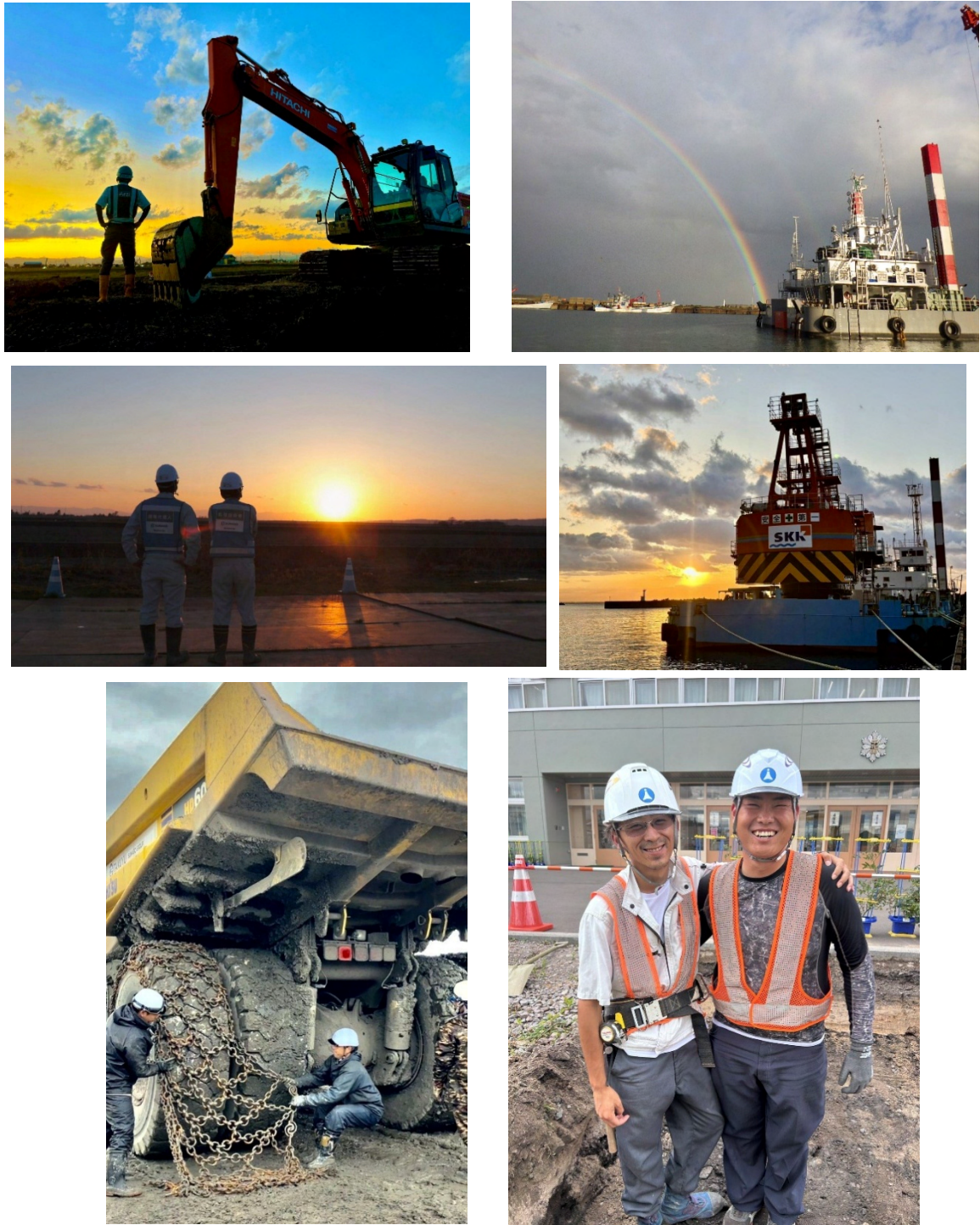


（出典）北海道建設業協会より提供

【建設フォトコンテストの開催】

建設業をより身近に感じてもらうことを目的として、一般の来場者を対象に、北海道・札幌市が主催する『建設産業ふれあい展』において、令和7年（2025年）から『みんなでえらぶ！建設フォトコンテスト』を開催している（図表 3-54）。

図表 3-54 建設フォトコンテスト（受賞作品）



（出典）北海道建設業協会ホームページ

### 【工業高校生の資格取得支援】

建設技術者の確保に向けて、早期段階から専門的知識と技能を持つ人材を育成することが重要となっている。しかし近年、工業高校においても建設系学科の志願者減少や資格取得にかかる受検費用負担が進路選択の障壁となるケースが指摘されており、若年層の建設業への参入促進が喫緊の課題となっている。

こうした背景を踏まえ、北海道建設業協会では、全道の工業高校に在籍する土木・建築系の生徒（1学年約900名）を対象に、2級施工管理技士（土木・建築）第一次検定の受検手数料を助成する取組を実施している。本助成により、資格取得に向けた生徒の意欲向上と経済的負担の軽減を図るとともに、将来の建設技術者育成につながるキャリア形成支援を推進している。

### 【建設現場見学会・PR イベント】

建設産業に対する理解促進や若年層の入職意欲の向上には、実際の現場や建設業の役割を直接体験できる機会の拡充が重要である。特に、高校生をはじめとする若年層においては、建設業に対する知識不足やイメージギャップが依然として指摘されており、地域社会との接点を広げる広報活動の必要性が高まっている。

こうした背景を踏まえ、北海道建設業協会の会員団体（各地域の建設業協会等）においても、高校生を対象とした建設現場見学会や、地域住民向けのPRイベントを積極的に実施している（図表3-55）。これらの取組を通じて、建設業の実務や社会的役割を分かりやすく伝えるとともに、地域や若い世代との交流機会を創出し、建設業に対する理解と親しみの醸成を図っている。

図表 3-55 高校生向けの建設現場見学会



（出典）（一社）札幌建設業協会ホームページ

### 【建設業の担い手確保に関する要望書の提出】

工業高校における土木・建築系学科の定員縮減により、建設技術を学ぶ教育機会が減少し、若年層の建設業への入職がますます困難となっている。こうした状況を改善するため、建設業へ入職するための基礎的技術教育を充実させる必要性が高まっている。このため、建設技術を体系的に学べる「総合産業学科（仮称）」の創設など、教育環境の整備を求める「建設業の担い手確保に関する要望書」を文部科学省へ提出した（図表 3-56）。

図表 3-56 建設業の担い手確保に関する要望書（抜粋）

## 要 望

建設業の就業者の年齢別構成比で50歳以上の就業者比率は55%を超え、高齢化が進んでいる一方で若い人の入職が進んでおりません。

少子化により若年層の人口が減少する中で、仕事がきついなど建設業のイメージが悪く若者に敬遠されてきた一方で、建設技術を習得する工業高校などでの建設技術を習得する学科の入学定員が縮減され、建設業に入職する若者が少ない状況となっております。

建設業としましては就業者の処遇改善、働き方改革の推進などに努め、若者が働きやすい環境を整えつつありますが、建設業に入職するための建設技術習得の教育の場が減少していることから若者の入職者数が増加しない状況です。

そのため、下記のとおりご要望申し上げますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 工業高校の土木学科の志願者が少なく、独立した学科として存続できない状況は理解しているところですが、建設業へ入職するための基礎的技術を習得する授業が受けられるような総合産業学科(仮称)を創設し、その中に土木コース、建築コースの設定をご考慮していただきたくお願い申し上げます。
- 2 建設業はすべての地域で必要とされており、全道で工業高校のない地域の普通高校でも総合産業学科(仮称)の創設し、その中に土木コース、建築コース、機械コースなどの設定をご考慮していただきたくお願い申し上げます。

（出典）北海道建設業協会より提供

### 【高校の普通科卒業の若手技術者を対象とした研修】

宗谷管内には工業高校が無く、地域の建設企業では高校の普通科を卒業した生徒を技術者として採用するケースが一般的となっている。そのため、入職直後の若年技術者に対して、専門的知識や現場で必要となる基礎技能を体系的に習得させる仕組みづくりが重要な課題となっていた。

こうした背景を踏まえ、稚内建設協会では、平成27年（2015年）度から、宗谷管内の建設会社に勤務する新入社員等の若手技術者を対象とした約20日間の研修を継続して実施している。研修内容は、土木・建築施工の基礎、安全・衛生・環境管理、測量およびCADの基礎と実習、現場見学会など多岐にわたり、普通科出身の若手でも早期に実務に適応できるよう構成されている。

令和7年（2025年）度には10名の若手技術者が本研修に参加した。また、同年度の建設産業ふれあい展に出展した際には、本研修の内容を紹介するパネルを展示しており、その様子を図表3-57に示す。

図表 3-57 高校の普通科卒業の若手技術者を対象とした研修



(出典) 北海道建設業協会より提供

#### ＜出席者の各会社の取り組み＞

出席いただいた各会社において若手技術者の確保に向けた取り組みも紹介する。

- 受注現場近隣の小学校の児童に対して現場見学会を実施。重機の運転席体験や模型を用いた説明をしている。
- 札幌商工会議所主催の中学生向けの出張お仕事体験会で、ドローン体験やVRでの建機体験等を提供している。しかし、費用は各社の持ち出しである。
- 各学校の先輩社員と高校生との座談会を実施。テーマを固定せず、様々な質問に対して、回答している。また、インターンシップを実施している。
- 1分程度の会社のPR動画を作成し、工事看板のQRコードを通して、通行人や学生へ建設業の魅力を発信している。
- 俳優を起用して、現場の過ごし方等を突撃インタビュー形式で撮影し、SNSで発信している。

#### (5) (4) の取り組みによって、これまでに得られた効果や効果を上げていくうえで苦労した点や工夫した点、取り組む上でネックとなっている課題

##### ① 得られた効果や苦労・工夫した点

#### ＜出席者の各会社で得られた効果や工夫した点＞

- 高校生や大学生を対象とした若手社員との座談会は効果が高く、採用にもつながっている。
- SNSによる会社情報の発信による効果が出ており、採用の応募数は増加している。

##### ② 取り組む上でネックとなっている課題

#### ＜北海道全体の課題＞

- 少子化が進む中で、各社・各地域が工夫して人材確保に向けた取り組みを行っても、「少ないパイを取り合っている」状況であり、根本的な解決には至っていない。
- 子どもが建設業に関心を持っていても、親世代が建設業によるイメージを持っていないため、製造業などの他産業に若い人材が流れてしまっている。
- 本州の大手ゼネコンに給与では勝てず、優秀な学生が本州に流れる。ある大学の土木系の学生では、50人中、道内企業に就職するのは5～6名しかいない。

#### ＜出席者の各会社の課題＞

- 建設ディレクターの活用について、建設の知識がない人には社内で育成する必要がある、特に小規模な会社で育成することは難しい。
- 外国人の技術者は優秀な人が多く、資格も早く取得するが、子どもの誕生を契機に母国に帰るケースが多く、長期戦力化が難しい。

<発注者への要望>

- 労務単価を上げてほしい。会社に利益が出れば、給料を上げることによって人材の確保ができるし、PRにお金を使って建設業の魅力を伝えることもできる。
- 北海道開発局の発注工事では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づく品質重視により監理技術者の交代要件が厳しく、若手職員に監理技術者としての経験を積ませることができないため、要件を緩和してほしい。

## 3.2.2 北海道建設部建設政策局建設管理課

取材日時：令和7年（2025年）11月21日（金）10：00～11：30

取材場所：北海道建設部建設政策局建設管理課（北海道庁 10階会議室）

出席者：北海道建設部建設政策局建設管理課2名

取材概要：依頼していた取材項目に沿って、質疑応答を交えながらご回答いただいた。

### （取材結果）

以下にご回答いただいた内容を取材項目ごとに分けて記載する。

#### （1）監理技術者数や建設技術者数に関する認識

○まず、昭和53年（1978年）度以降における北海道の建設投資額、建設業就業者数及び建設業許可業者数の推移を図表3-58に示す。

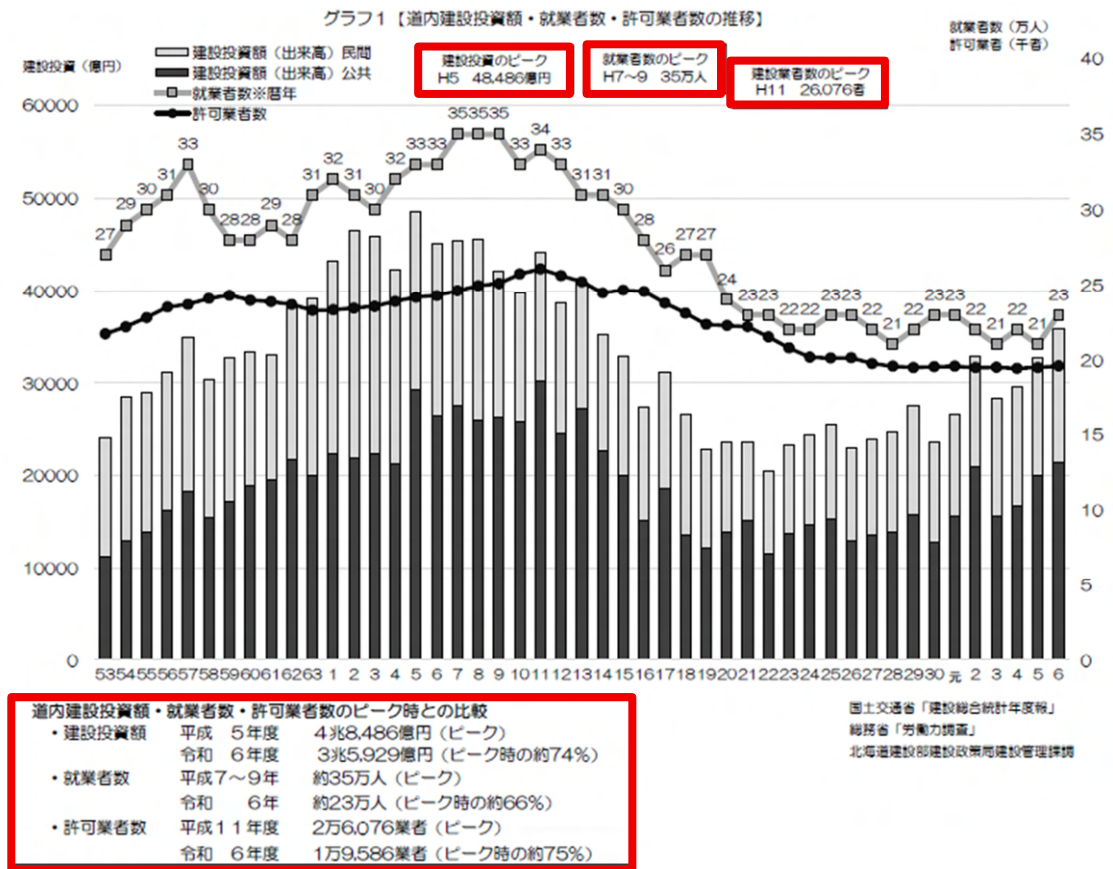
図表3-58に示すとおり、建設投資額は平成5年（1993年）度の4兆8,486億円をピークに平成22年（2010年）度まで漸減を続け、その後は緩やかに増加へ転じている。令和6年（2024年）度の建設投資額は3兆5,929億円であり、ピーク時の約74%まで減少している。

建設業就業者数については、建設投資額の動向に遅れて推移し、平成7～9年（1995～1997年）におよそ35万人でピークを迎えた後、平成23年（2011年）まで減少を続けた。その後はほぼ横ばいで推移しており、令和6年（2024年）の就業者数は約23万人で、ピーク時の約66%にとどまっている。

さらに、建設業許可業者数は平成11年（1999年）度の26,076業者をピークに平成24年（2012年）度まで減少を続け、その後は減少ペースこそ緩やかになったものの、全体としては依然として減少傾向が続いている。令和6年（2024年）度の許可業者数は19,586業者であり、ピーク時の約75%に減少している。

以上のように、建設投資額・就業者数・許可業者数はいずれもピーク時から大幅に減少しており、北海道の建設産業は中長期的な縮小傾向の中で担い手不足が深刻化していることが確認できる。

図表 3-58 建設投資額、建設業就業者数および建設業許可業者数の推移



（出典）北海道建設部「道内建設業の現状 令和7年（2025年）12月末現在

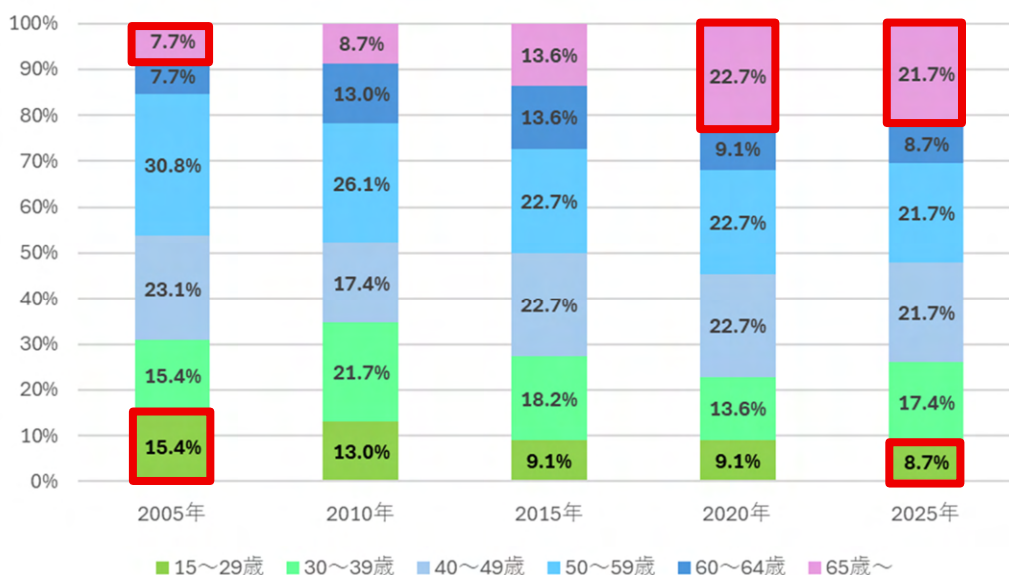
グラフ1【道内建設投資額・就業者数・許可業者数の推移】を一部編集

○次に、北海道における建設業就業者の年齢階層別構成比の推移を図表 3-59 に示す。

図表 3-59 によれば、29 歳以下の建設業就業者の割合は平成 17 年（2005 年）の 15.4% から一貫して減少し、令和 7 年（2025 年）には 8.7% まで低下している。一方で、65 歳以上の割合は平成 17 年（2005 年）の 7.7% から増加を続け、令和 2 年（2020 年）には 22.7% に達した。その後、令和 7 年（2025 年）には 21.7% とわずかに減少したものの、その水準は依然として高く、高齢化が進展する状態に変わりはない。

これらの動向を踏まえると、若年層の割合低下と高齢層の高止まりにより、建設業の年齢構成は今後も高齢化が進むことが見込まれる。その結果、建設業就業者数は中長期的に大幅な減少局面を迎えることが強く懸念される。

図表 3-59 建設業就業者の年齢階層別構成比の推移



（出典）総務省統計局 労働力調査を基に当センターにて作成

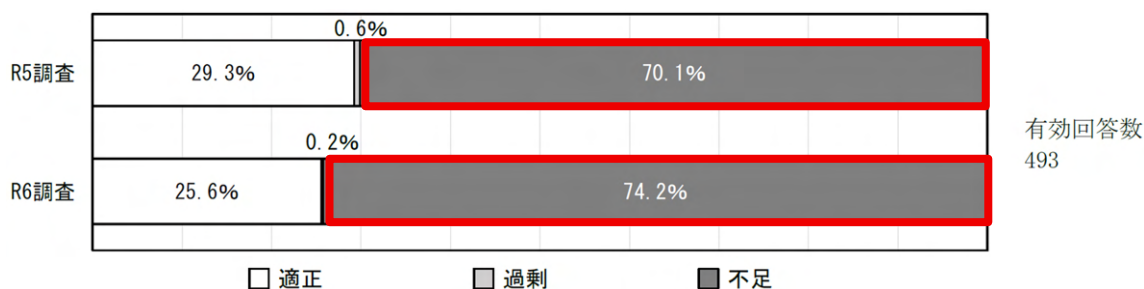
○北海道建設部建設政策局建設管理課（以下、「北海道建設管理課」という。）によると、北海道では監理技術者や建設技術者の人数を個別に把握しておらず、これらの人数に関する公式な統計は公表していない。その一方で、北海道建設管理課が実施している建設産業の現状に関するアンケート調査において、建設業許可業者における従業員の過不足状況等が把握されており、建設技術者を含む建設業全体で就業者が不足しているとの認識を有している。

令和 6 年（2024 年）度の建設産業の現状に関するアンケート調査の結果から、建設業許可業者における従業員の過不足感を図表 3-60 に、不足している職種（複数回答）を図表 3-61 に示す。図表 3-60 によれば、令和 6 年（2024 年）度に「従業員が不足している」と回答した企業は全体の 74.2% に達し、令和 5 年（2023 年）度の 70.1% から 4.1 ポイント

増加している。また、図表 3-61 に示すとおり、不足している職種の中では建設技術者が最も多く、全体の 43.8%を占めている。

北海道建設管理課では、このような技術者不足の背景として、高齢化の進展及び若年層の入職の伸び悩みを主な要因として挙げている。これらの課題に対処するため、「働き方改革」「生産性の向上」「魅力の発信」を 3 つの柱とした『建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO』を策定し、建設産業の担い手の確保と育成に向けた施策を展開している。

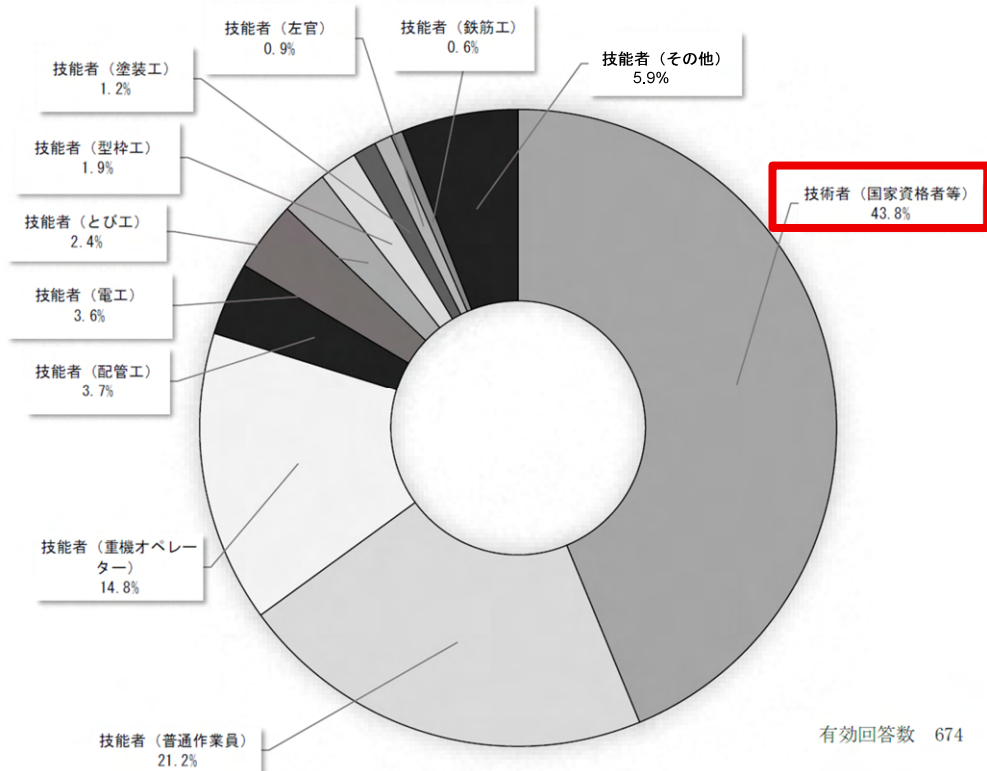
図表 3-60 建設業就業者の年齢階層別構成比の推移



(出典) 北海道建設部建設管理課「令和 6 年度 建設産業の現状に関するアンケート調査結果

グラフ 60 従業員の過不足感の状況 (全体)」を一部編集

図表 3-61 不足している職種 (複数回答)



(出典) 北海道建設部建設管理課「令和 6 年度 建設産業の現状に関するアンケート調査結果

グラフ 63 不足している職種 (複数回答)」を一部編集

## (2) 監理技術者や建設技術者の不足が原因による不調や不落の頻度

### 【不調・不落の原因】

○北海道建設管理課では、監理技術者や建設技術者の不足が、不調や不落の原因であることを裏付けるデータは収集しておらず、その関連性は確認されていない。

### 【不調・不落の頻度】

○令和3年（2021年）度から令和6年（2024年）度までの4年間における、北海道建設部及び、全道10箇所の建設管理部が発注した全工種の工事の開札件数、不調・不落件数、不調・不落率を図表3-62に示す。図表3-62に示すとおり、不調・不落率は令和3年（2021年）度が3.4%、令和4年（2022年）度が3.0%、令和5年（2023年）度が2.6%、令和6年（2024年）度が2.3%であり、4年連続で減少している。これは、北海道建設管理課が設計資材単価の改定を毎月行うことによる適切な予定価格の設定や発注ロットの拡大、入札参加資格の地域要件や等級要件の緩和に取り組んできた成果によるものと考えられる。

図表 3-62 建設業就業者の年齢階層別構成比の推移

	開札件数 (件)	不調・不落件数 (件)	不調・不落率 (%)
令和3年（2021年）度	2,346	80	3.4%
令和4年（2022年）度	2,242	67	3.0%
令和5年（2023年）度	2,135	56	2.6%
令和6年（2024年）度	2,215	50	2.3%

（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課提供資料を基に作成

### (3) 監理技術者や建設技術者の不足によって生じている、または今後生じる恐れのある課題

#### 【現時点での状況】

○北海道が管理する道路の維持補修業務等については、全道 10 箇所の建設管理部とその出張所が、地元の建設業者や維持組合にパトロールや補修、除雪などを委託して行っているため、現状では大きな問題は生じていない。

#### 【今後生じる恐れのある課題】

○担い手不足が原因で、将来的に地域のインフラ整備・維持管理、除雪への対応が困難になる恐れがあると認識している。

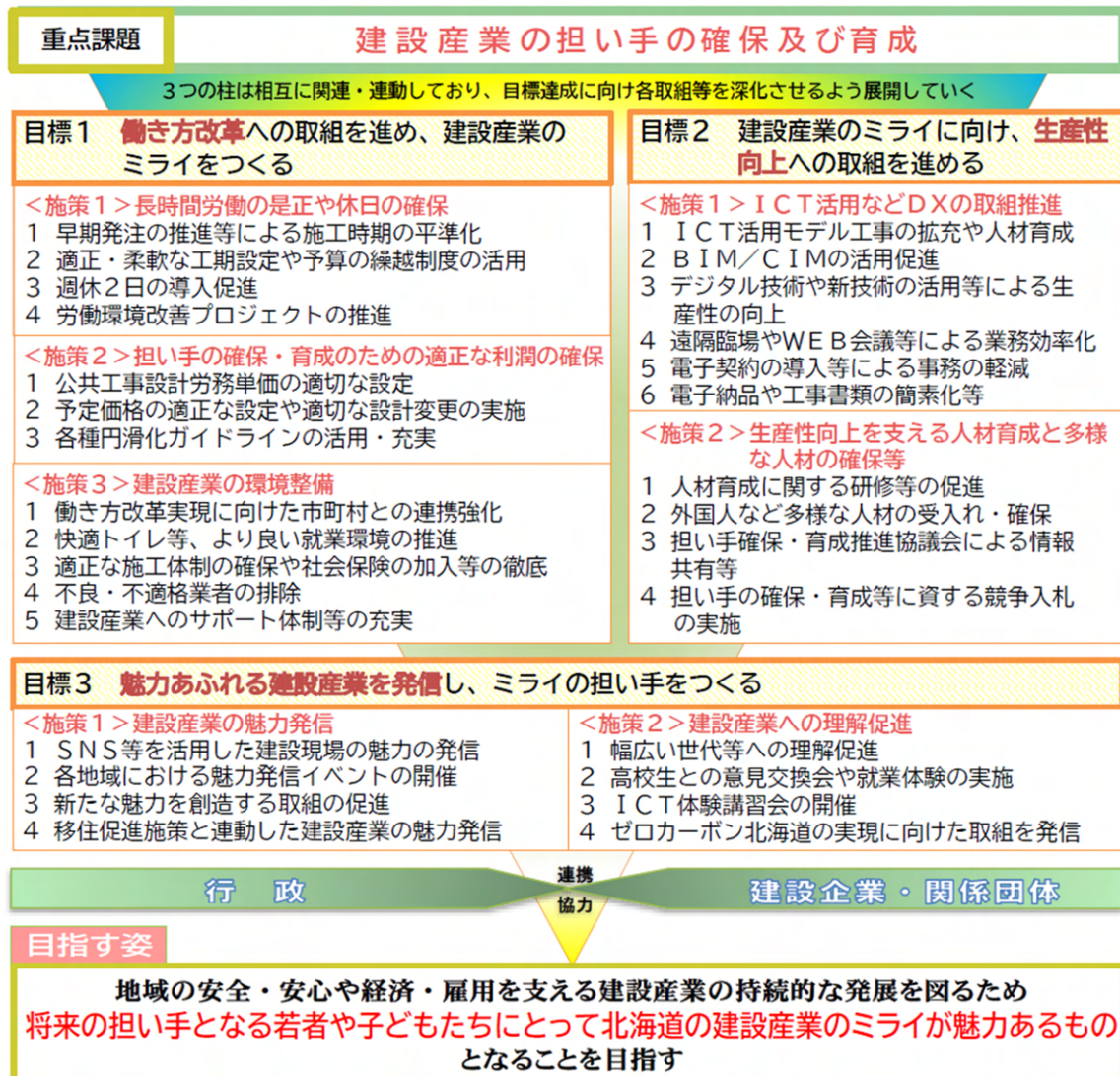
### (4) 監理技術者や建設技術者の不足を解消するために行っている取り組み

#### 【建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO の策定・推進】

○北海道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど、人材の確保・育成や生産性の向上などの課題があることから、地域の安全・安心や経済・雇用を支える建設産業の持続的な発展を図るため、将来、担い手となる若者や子どもたちにとって建設産業の未来が魅力あるものとなることを目指し、令和 5 年（2023 年）3 月に「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」（以下、「ミライ振興プラン」という。）を策定した。ミライ振興プランの推進期間は、令和 5 年（2023 年）度から令和 9 年（2027 年）度の 5 年間としている。

○ミライ振興プランの概要を図表 3-63 に示す。図表 3-63 に示すとおり、ミライ振興プランでは、「建設産業の担い手の確保及び育成」を早急に解決すべき重点課題と位置づけており、その解決に向けて以下に示す 3 つの目標達成に向けた、施策と取組を実施している。

図表 3-63 「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」の概要



(出典) 北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」では、重点課題である『建設産業の担い手の確保及び育成』の実現に向け、3つの目標とそれに対応する施策が体系的に整理されている。

【目標1：働き方改革への取組を進め、建設産業のミライをつくる】

○本目標は、長時間労働の是正や適正な賃金水準の確保等、就業環境の適正な整備を促進するという考え方のもとに定められている。

本目標達成に向けた1つ目の施策として、「長時間労働の是正や休日の確保」が講じられている。本施策は、平成30年(2018年)に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、令和6年(2024年)度から建設業においても時間外労働の上限規制に罰則規定が適用され、建設工事従事者の長時間労働の是正や週休2日

の実現、休日の確保等が必要となること及び、令和元年（2019年）に施行された「新・担い手3法」における品確法の改正により発注者の責務として「適正な工期設定」「施工時期の平準化」「適切な設計変更」等が明記されたことを踏まえ、建設産業の「働き方改革」を推進し、担い手の中長期的な育成・確保を図っていくという考え方にに基づき実施されている。

2 つ目の施策として、「担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保」が講じられている。北海道建設管理課では、平成26年（2014年）の品確法改正を受け、平成27年（2015年）に「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を改定し、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した「予定価格の適正な設定」や施工条件の変化等に応じた「適切な設計変更」、工事に関する資格審査における「技術力などの適切な反映」等に取り組んでいる。その中で本施策は、受注者の担い手確保・育成に活用するための利潤が適正に確保されるよう、これらの取り組みを強化していくという考え方にに基づき実施されている。

3 つ目の施策として、「建設産業の環境整備」が講じられている。本施策は、担い手の確保・育成のため、技能労働者がより良い処遇や将来の見通しを持ちながら、働きがいや希望をもって働くことができる就業環境の実現を目指し、安全で快適な職場環境の整備や建設キャリアアップシステムの普及促進、経営に係る相談支援等を行う「北海道建設業サポートセンター」の運営等、建設産業の環境整備を図ることを目的として実施されている。また、北海道内の国、特殊法人及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保や担い手の中長期的な育成及び確保等のために講ずべき施策について、情報交換や連絡調整を行うとともに、各発注者共通の課題への対応及び各種施策の推進を図ること等を目的とした「北海道ブロック発注者協議会」や、公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、道及び各市町村の発注者が相互の連絡調整等や調査研究等を行うこと等を目的とした「北海道公共工事契約業務連絡協議会」の場等を通じ、道内各市町村と更なる連携強化を図っている。「北海道ブロック発注者協議会」を実施した際の状況写真を図表 3-64、「北海道公共工事契約業務連絡協議会」を実施した際の状況写真を図表 3-65 に示す。

図表 3-64 北海道ブロック発注者協議会（状況写真）



（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

図表 3-65 北海道公共工事契約業務連絡協議会（状況写真）



出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

## 【目標 2：建設産業のミライに向け、生産性向上への取組を進める】

○本目標は、ICT や新技術の導入等の推進により、施工現場のほか入札契約等、事務的作業の効率化や改善を図っていくことでより一層の生産性を高めるという考え方にに基づき定められている。

本目標達成に向けた 1 つ目の施策として、「ICT 活用など DX の取組推進」が講じられている。本施策は、建設工事の計画から検査までの施工プロセスの全ての段階で ICT 等の情報通信技術を全面的に活用し、インフラ分野の DX を推進するとともに、入札契約手続き等の事務処理の効率化を進め、コスト縮減を含む生産性向上を図ることにより、魅力ある建設産業を目指すという考え方にに基づき実施されている。

2 つ目の施策として、「生産性向上を支える人材育成と多様な人材の確保等」が講じられている。本施策は、令和 4 年（2022 年）に、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れる「特定技能制度」の建設分野において、技能実習職種を含む建設業に係る作業が「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の新区分に分類されたことにより外国人材が従事可能な業務が拡大したことや、研修で知識を身に付けた職員が現場担当者の書類作成など事務作業を支援する「建設ディレクター」として働くことにより、女性社員の活躍を促進する取り組みや、コロナ禍を契機に地方で働くことへの関心の高まりを踏まえた市町村の移住施策と連携した取り組み等、生産性の向上を支える担い手の確保・育成に向け、多様な人材に対するアプローチを行うという考え方にに基づき実施されている。

## 【目標 3：魅力あふれる建設産業を発信し、ミライの担い手をつくる】

○3 つ目の目標は、「魅力あふれる建設産業を発信し、ミライの担い手をつくる」ことである。本目標は、SNS の活用や魅力発信イベント、若者との意見交換会、移住促進施策との連動等、魅力発信を強化し、より多くの方々の理解促進を図るという考え方にに基づき定められている。

本目標達成に向けた 1 つ目の施策として、「建設業の魅力発信」が講じられている。本施策は、令和元年（2019 年）に施行された「新・担い手 3 法」における品確法の改正により、建設産業の担い手育成・確保の枠組みが法的に裏付けられ、国や地方公共団体、業界全体で新 3K（給与が良く、休暇が取れ、希望がもてる）を目指す動きが加速されている中で、より一層連携を強化し、建設産業の魅力を広く発信することにより担い手の確保につなげていくという考え方にに基づき実施されている。

2 つ目の施策として、「建設産業への理解促進」が講じられている。本施策は、ICT 活用による生産性向上や働き方改革に取り組み、従来の 3K から新 3K へ変革を目指す「リアルな建設産業」を幅広い世代や多様な人材へ直接情報発信することで、建設産業への理解促進を図り、担い手の確保につなげていくという考え方にに基づき実施されている。

次に、令和 5 年（2023 年）度、令和 6 年（2024 年）度におけるミライ振興プランの主な推進事業とその成果について、以下に述べる。

#### 【週休 2 日工事の導入】

○建設産業における労働環境改善のため、週休 2 日工事を導入しており、全道 10 箇所の建設管理部における工事の週休 2 日達成率は令和 5 年（2023 年）度が 1816 件中 1815 件、令和 6 年（2024 年）度が 1838 件中 1836 件で、ともに 99.9%であった。

#### 【労働環境改善プロジェクトの実施】

○土日の作業となる依頼や勤務時間外の打合せを行わない取り組みにより、労働環境の改善を図っている。全道 10 箇所の建設管理部が発注した全ての工事を対象としたアンケートにおいて、回答を得られた工事の実施率は、令和 5 年（2023 年）度は発注者がアンケートに回答した工事で 56 件中 51 件の 92%、受注者がアンケートに回答した工事で 270 件中 264 件の 98%であり、令和 6 年（2024 年）度は発注者がアンケートに回答した工事で 136 件中 131 件の 97%、受注者がアンケートに回答した工事で 352 件中 345 件の 98%と高水準であった。

#### 【ICT を活用した工事現場での施工や書類作成の省力化による生産性の向上】

○ICT 建設機械での施工、遠隔臨場<sup>20</sup>による工事現場の確認等、ICT の活用により生産性の向上を図っている。全道 10 箇所の建設管理部における ICT 活用工事の達成率は、令和 5 年（2023 年）度は 242 件中 121 件の 50%、令和 6 年（2024 年）度は 258 件中 144 件の 56%であり 6 ポイント増加した。また、遠隔臨場活用工事の実施件数は、令和 5 年（2023 年）度は 85 件、令和 6 年（2024 年）度は 105 件であり 20 件増加した。

#### 【高校生就業体験活動推進事業】

○地域や地元の企業等が地元の高中生との相互の連携・協力関係を確立し、建設業などの職業におけるインターンシップを実施し、望ましい勤労観、職業観の育成を図っている。令和 5 年（2023 年）度の建設業体験生徒数は 1,775 名、令和 6 年（2024 年）度の建設業体験生徒数は 1,883 名であり、108 名増加した。

次に、北海道建設管理課建設産業振興係による令和 7 年（2025 年）度の建設産業の担い手確保・育成に向けた取り組みについて、以下に述べる。

---

<sup>20</sup> 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」「材料確認」「立会」を行うこと。

### 【建設産業ミライ振興支援事業補助金】

○建設業団体等が行う担い手確保・育成に資する取り組み（魅力発信、イベント開催、研修、セミナー、高校への出張講座等）に対し、補助対象経費の上限を100万円、下限を10万円として2分の1を補助している。令和7年（2025年）度は14団体に補助金交付を決定している。

### 【建設産業ふれあい展】

○毎年1月に札幌駅前通地下歩行空間で、建設産業の役割や魅力を伝えるイベントを北海道建設管理課および札幌市の主催により開催している。主に小学生向けの催しであり、今年で10回目を迎える。令和7年（2025年）度は、北海道建設管理課による絵本コーナーとドローンサッカー体験をはじめとして、全22団体が出展した。建設産業ふれあい展のポスターを図表3-66、状況写真を図表3-67に示す。

図表 3-66 建設産業ふれあい展（ポスター）

(出典) 北海道ホームページ「令和7年度（2025年度）『建設産業ふれあい展』」

図表 3-67 建設産業ふれあい展（状況写真）



（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

【若手建設産業就業者との意見交換会（工業系の高校に対する取り組み）】

○工業系高校に建設産業の若手就業者を派遣し、仕事のやりがいや入職後の実際の姿を直接伝えることで、建設産業の役割や魅力への理解を深めてもらうとともに、企業側の受け入れ環境づくりにも反映させることにより、将来の入職促進や離職防止につなげている。本取組は令和元年（2019年）度から毎年度継続して実施しており、令和7年（2025年）度で7年目となった。令和7年（2025年）度に旭川工業高校で実施した際の状況を図表3-68に示す。

図表 3-68 若手建設産業就業者との意見交換会（状況写真）

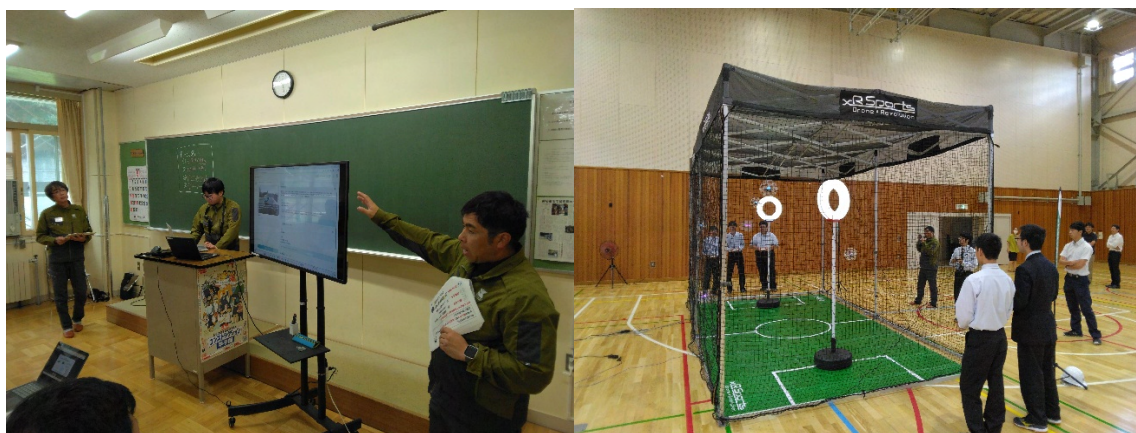


（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

### 【ICT 体験講習会（工業系の高校に対する取り組み）】

○高校生に建設産業の最新技術への理解と興味を深めてもらうことを目的として、ICT 活用の現状に関する座学やドローン操縦等の体験を提供する『ICT 体験講習会』を実施している。令和 7 年（2025 年）度は、地域の建設企業から講師を迎え、高校生がより身近に建設産業の技術や仕事に触れられる構成とした。本取組は平成 30 年（2018 年）度から毎年度継続しており、令和 7 年（2025 年）度で 8 年目となる。令和 7 年（2025 年）度に留萌高校で実施した際の状況を図表 3-69 に示す。

図表 3-69 ICT 体験講習会（状況写真）



（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

### 【建設産業理解促進セミナー】

○令和 7 年（2025 年）度から、普通科の生徒を対象に『建設産業理解促進セミナー』を新たに開催している。本セミナーでは、建設産業が“就職後に資格を取得しながら専門性を高め、活躍の幅を広げることができる産業”であることを紹介し、将来の進路選択の一つとして建設産業を考える契機とすることを目的としている。令和 7 年（2025 年）度には当別高校で実施しており、その際の状況を図表 3-70 に示す。

図表 3-70 建設産業理解促進セミナー（状況写真）





（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

【地域建設産業体質強化プロジェクト】

○地方地域における建設産業の担い手確保を支援するため、令和5年（2023年）度から『建設産業担い手確保支援セミナー』を開催している。本セミナーでは、地域に適した人材確保策の検討を目的に、中小企業診断士および行政書士の資格を有する講師を招き、Uターン・Iターン・Jターンを含む多様な手法による担い手確保の考え方を紹介している。令和7年（2025年）度は日高地域で開催し、その実施概要を図表3-71に示す。

図表 3-71 建設産業担い手確保支援セミナー


 


## 日高地域

# 建設産業担い手確保支援セミナー

### 地方の建設産業における人材の確保について ～ひと工夫

日時	2025年 <b>11月6日</b> （木）14:30～16:30（受付14時～）
会場	浦河町総合文化会館 2階 第3研修室 <span style="font-size: small;">※ 駐車の際は3階駐車場をご利用ください。</span> 〒057-0013 浦河郡浦河町大通3丁目52
定員	50名
参加費	無料

<p>講師：佐々木 孝幸 氏 中小企業診断士・行政書士</p> 	<h4 style="text-align: center;">セミナーの内容</h4> <p>【テーマ】 地方の建設産業における人材の確保について～ひと工夫 若者・Z世代の特徴、求人票のポイント、会社の魅力アピールなどについてご紹介します。</p> <p>【対象】 建設関連事業者の管理職及び人事・労務担当者、企業の担い手確保に興味のある方等</p> <p style="font-size: small;">※ 講演約90分、休憩約10分、質疑応答約10分を予定しています。</p>
---	---

<b>申 込 方 法</b>	<p><b>事前申込制です。</b> 右のQRコードもしくは下記URLからアクセスできる申込フォームよりお申し込みいただけます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"><a href="https://www.harp.lg.jp/ahtVt66y">https://www.harp.lg.jp/ahtVt66y</a></p> <p style="font-size: small;">※ メールまたはFAXから申し込む場合は次ページをご参照ください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"><span style="background-color: #FFD700; padding: 2px 10px;">申込期限</span> <b>10月30日(木)まで</b></div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申込フォーム</div>
----------------------------	--

■ お問い合わせ先：北海道 建設部 建設政策局 建設管理課 TEL：011-204-5810

（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

## 【SNSによる情報発信】

○閉庁日を除く毎日、行事案内や北海道の取組、事業報告などの情報を SNS で発信している。令和 6 年（2024 年）度には、公募により羊をモチーフとしたキャラクター『めえーぷる』を制作し、イラストや投稿素材として活用している。『めえーぷる』は、羊の鳴き声の“めえー”、Sheep の“しーぷ”、新 3K の“Hope（希望）”、建設業に引き寄せる“Pull（ふる）”を組み合わせた名称であり、建設産業のイメージ向上や小さな子どもへのアピール強化に寄与している（図表 3-72）。

図表 3-72 SNS による情報発信

北海道建設部公式  (旧Twitter)



建設産業の魅力や役立つ情報、北海道の取組などを毎日(閉庁日を除く)発信しています！

**フォローお願いします**

建設産業ミライ振興通信  
「道知るべ」  
@signpost\_ksk 

北海道建設部・建設産業応援キャラクター  
「めえーぷる」

北海道建設部 建設政策局 建設管理課 建設産業振興係

(出典) 北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

## 【建設産業北海道移住就労プロジェクト】

○令和7年（2025年）度から、北海道建設管理課として初めて首都圏等で開催される移住関連イベントへ出展し、北海道の建設産業の魅力を積極的に発信している。本取組は、道外からの移住希望者に向けて建設産業の職業的魅力や就労環境を紹介し、人材誘致の促進を図ることを目的としている。移住関連イベントの案内を図表3-73、出展時の状況を図表3-74に示す。

図表 3-73 移住関連イベントの案内

# 北海道 移住・交流フェア 2025 出展のご案内



大阪会場  
期日：2025年9月27日（土）【前夜26日（金）】  
場所：大阪OMMビル 2階 Cホール  
東京会場  
期日：2025年10月18日（土）【前夜17日（金）】  
場所：東京都立産業貿易センター台東館 6階

主催：（一社）北海道移住交流促進協議会 共催：北海道

（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課  
より提供

図表 3-74 移住関連イベント（状況写真）



（出典）北海道建設部建設政策局建設管理課より提供

#### 【建設業サポートセンターによるセミナーの実施】

○北海道建設管理課では、企業からの経営相談等を受け付ける窓口である「建設業サポートセンター」を設置している。建設業サポートセンターでは、令和7年（2025年）11月に「辞めない職場」の作り方をテーマとしたWebセミナーを実施した。このセミナーでは、上司の在り方や社員が辞めない職場環境について講義が行われ、入職前の人材確保だけでなく、離職防止や職場定着の取組の重要性が説明された。

#### (5) (4) の取り組みによって、これまでに得られた効果や効果を上げていくうえで苦労した点や工夫した点、取り組む上でネックとなっている課題

##### ① 得られた効果や苦労・工夫した点

○北海道では、平成5年（1993年）度をピークに建設投資額が減少に転じるなど、建設業を取り巻く経営環境が厳しさを増したことから、平成10年（1998年）度に『北海道建設業振興アクションプログラム』を策定し、各種支援策を展開してきた。さらに、平成30年（2018年）度から令和4年（2022年）度までは前プランである『北海道建設産業支援プラン2018』のもと、建設産業の基盤強化に取り組み、その成果として道内建設業の売上高営業利益率や月間現金給与額の向上が確認されている。

○また、受発注者双方の事務負担軽減と適切な設計変更の実現を図るため、入札時の設計図書を簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型」発注方式を導入するなど、発注業務の効率化に向けた工夫も行われている。

##### ② 取り組む上でネックとなっている課題

○一方で、高校生や子どもを対象とした取組は、効果が就職という将来の結果として現れるまで時間を要するため、短期的な成果を測定しにくいという課題がある。また、各種施策のニーズは多岐にわたるものの、限られた予算の中で優先順位を判断し、施策を取捨選択する必要がある点も、取組を進める上での大きな制約となっている。

## 第4章 まとめ

第3章において、徳島県および北海道における、建設業協会とその会員企業及び県（道）庁の建設管理課への取材結果を記載した。本章ではまず、取材結果を基に、徳島県および北海道における監理技術者数や建設技術者数の現状と課題、技術者確保に向けた取り組みについてまとめる。次に、全国における監理技術者数および建設技術者数の現状と課題について考察を行い、課題解決に向けた方策について、「国」「発注者（都道府県等）」「受注者（建設会社）」に分けて提言する。

## 4.1 徳島県における技術者数の現状と課題、技術者確保に向けた取り組み

本節では、第3章における徳島県建設業協会および徳島県建設管理課への取材結果を基に、徳島県における監理技術者数および建設技術者数の現状と課題、技術者確保に向けた取り組みについて整理する。

徳島県は人口規模が比較的小さく、建設市場も大都市圏に比べ限定的であるが、地域社会を支えるインフラ整備・維持管理の重要性は大都市圏と違いはない。その担い手である監理技術者や建設技術者の動向は、県内の社会基盤の持続可否と直結していると言える。

●建設技術者の高齢化が進む。工事件数の減少により、現状において監理技術者は不足していないが、将来的に不足する可能性は大きい

まず、監理技術者数および建設技術者数の現状について述べる。取材結果から明らかになったのは、技術者の高齢化が進行していることである。特に建設技術者においては、50歳以上の技術者が全体の6割以上を占めており、今後10年以内に大量退職が見込まれる状況にある。若手技術者は一定数存在するものの、監理技術者資格の取得までには1級の施工管理技士資格の取得や一定年数の実務経験を要するため、世代交代には時間的なギャップが生じる。このギャップにより、将来的な監理技術者の供給不足が懸念される。さらに、徳島県内の建設企業の多くは中小規模であり、各社の監理技術者数には余裕がない状況である。複数の工事を同時並行で受注する際には、専任配置要件を満たすための人員確保が大きな制約となる。新規学卒者の入職は一定程度確保されているものの、他産業との人材獲得競争が激化しており、長期的な定着率には課題がある。特に若年層にとって、建設業の労働環境や将来像が魅力的に映っているとは言い難い側面があり、これが人材基盤の拡大を阻んでいると考えられる。

### ○ヒアリングによる代表的な意見

- ・計画的な受注を行っているため、現時点で監理技術者や建設技術者の不足は感じていない。  
無理な人員増は仕事量減少時の負担となるため、喫緊の課題とは捉えていない。しかし、20代の建設技術者が少なく、将来的な不安を抱えている。
- ・仕事量自体が減少しているため、監理技術者や建設技術者は不足していない。ただし、高

高齢が進んでおり次世代の育成が不可欠であると認識している。

●**監理技術者・建設技術者の減少は、災害発生時の復旧工事への対応の遅れにつながる可能性がある。**

次に、監理技術者や建設技術者の不足が原因による不調や不落の頻度と課題について述べる。徳島県建設業協会およびその会員企業への取材では、監理技術者の確保の見通しが立たないことを理由に応札を見送る事例が少ないものの存在することが示された。応札者数の減少は競争性の低下を招き、結果として再公告や工期の調整を余儀なくされるケースもある。一方、徳島県においては発注の平準化等の取り組みを推進しており、不調・不落件数は年々減少している。

続いて、監理技術者や建設技術者が不足している、あるいは今後不足する恐れがあることによって生じる課題について整理する。第一の課題として、施工体制の安定性が損なわれる可能性が挙げられる。限られた人数の技術者に業務負担が集中しており、退職者のさらなる増加が懸念されている。第二の課題として、災害発生時の即応体制が弱体化する可能性が挙げられる。徳島県は地震・豪雨等の自然災害リスクが高く、地域建設業の技術者不足は地域の防災力確保の観点からも重大な課題である。

#### ○ヒアリングによる代表的な意見

- ・技術者が不足すると施工能力が低下し、発注者の求める工事レベルや工期に対応できなくなる恐れがある。その結果、不調・不落が増え、より簡単で利益の見込める工事だけを受注するケースが多くなると考えられる。
- ・現実には入札参加業者数は減少している。利益の出ない工事は不調・不落となる傾向がある。
- ・監理技術者だけでなく、建設業に従事する者が不足している。また、生コン工場等工事や災害復旧に欠かせない関連業種も社員不足により存続の危機になってきている。

●**採用・育成のためのさまざまな施策を行っているが、技術者の供給力は今後も減少していく恐れがある。**

さらに、技術者不足の解消に向けた取り組みと、取り組みによって得られた効果や取り組む上でネックとなっている課題について述べる。受注者側では、新規入職者の採用に向けた現場見学会やセミナーの実施、若手育成プログラムの整備、資格取得費用の補助、労働環境の整備などが進められている。発注者側では、1級土木施工管理技士の技術検定試験に向けた「受験準備講習会」の開催支援や、現場代理人や主任技術者等の兼務要件の緩和、週休2日を前提とした工期設定などの取り組みが実施されている。これらの施策は一定の効果を上げているものの、特に中小企業においては人材育成に必要な時間や費用を十分に確保することが難しく、それが大きな課題となっている。

徳島県では、技術者の年齢構成の偏りと企業規模の制約により、今後技術者の供給力が縮小していく恐れがある。こうした構造的な問題は、短期的には表面化しにくいだが、中長期的には

明確な需給ギャップを生む可能性が高いと考えられる。徳島県の建設企業の多くは地域密着型の中小企業であり、監理技術者の数自体が限られている。そのため、工事が特定の時期に集中すると、受注できる件数が物理的に制約される。とりわけ市町村発注工事は、年度末に集中する傾向があるため、その時期には技術者不足が顕著となる。企業側は無理な受注を避け、確実な履行を優先するため、応札を見送る判断を行う場合がある。これは企業単位では合理的な経営判断である一方、地域全体としてみれば入札の競争性を低下させる要因となっている。

#### ○ヒアリングによる代表的な意見

- ・監理技術者の負担が過重で、なり手がいない。技術者の高齢化が進んでおり、技術の継承に支障が出ている。今後さらに顕著になると思われる。
- ・監理技術者の配置要件の緩和により、会社として工事を受注する機会は増えているが、監理技術者一人当たりの仕事量が増えており、負担が大きくなってしまっている。退職者が出る可能性もある。時間外労働上限規制や働き方改革に相反していると思う。

さらに、監理技術者の専任制度は、品質確保の観点からは合理的であるものの、徳島県のように技術者の人数が限られた地域では、より柔軟な運用が求められる。近年、ICTの活用や遠隔臨場の導入により、必ずしも常駐しなくてもよい監理手法が徐々に広がりつつあるものの、まだ十分に浸透しているとは言い難い。

将来を見据えると、世代交代を円滑に進めることが大きな課題である。現在、業務の中核を担っている50代から60代の監理技術者が退職を迎えるに当たって、その技術や経験をいかに若手へ継承するかが重要である。単に資格保有者数を確保するだけでなく、知識に加えて現場での判断力や調整力といった実践的な能力の継承が不可欠である。取材においても、若手育成の重要性は広く認識されていることが確認できたが、日常業務の多忙さの中で教育に十分な時間を確保することが難しいとの声が聞かれた。

また、徳島県では将来的にインフラの維持管理需要が増加すると見込まれている。新設中心の時代から維持・更新中心の時代へ移行する中で、監理技術者に求められる能力も変化する。長寿命化対策、補修設計との連携、データ活用能力など、これまでとは異なるスキルが必要になると考えられる。この変化に対応するためには、資格制度の柔軟な運用や研修体系の見直しも検討課題となる。

一方で、徳島県の取り組みには前向きな側面も多い。発注者側は発注時期の平準化を意識し、特定時期への工事の集中を緩和する努力を重ねている。受注者側も、若手社員の資格取得支援を進め、将来の監理技術者候補の育成に力を入れている。こうした取り組みは確実に効果を上げつつあるが、その効果が十分に表れるまでには時間を要すると考えられる。

徳島県における監理技術者数や建設技術者数は、現時点では工事量に対して大きく不足しているわけではない。しかし、技術者の絶対数は着実に減少しており、このまま推移すれば、近い将来監理技術者や建設技術者の不足による施工体制の弱体化が明確な形で表れると考えら

れる。そのため、今から技術者不足の解消に向けた取り組みを積み重ねていくことが極めて重要である。

## 4.2 北海道における技術者数の現状と課題、技術者確保に向けた取り組み

本節では、第3章における北海道建設業協会および北海道建設管理課への取材結果を基に、北海道における監理技術者および建設技術者の現状と課題、技術者確保に向けた取り組みについて整理する。

北海道は面積が広大であり、各地域が広域に分散しているという地理的特性を有する。そのため、技術者不足の現れ方は徳島県とは異なる側面を持つが、根底にある構造的な課題には共通点も認められる。

●40代以下の建設技術者も一定数存在するが、地方部から都市部や道外への若年層流出が継続しており、地方部の人材確保は困難である。

まず、監理技術者数および建設技術者数の現状について述べる。北海道では、技術者数の地域間の偏在が顕著である。札幌市などの都市部には比較的技術者が集まりやすい一方、地方部では監理技術者の確保が厳しい状況が続いている。年齢構成についても、徳島県と同様に高齢化が進んでおり、50代・60代の技術者が中核を担い、40代以下の技術者は一定数はいるものの、将来的な世代交代を見据えると十分な人数とは言い難い。

### ○ヒアリングによる代表的な意見

- ・監理技術者の「数」としては不足していない。年間で受注する工事の件数に対し、監理技術者資格者証保有者は2倍程度いるが、受注するための条件（工事経験や表彰歴）を持っている監理技術者が不足している。
- ・地方部では特に高齢化が進んでおり、若手の監理技術者が少ない。札幌等の都市部も時間の問題で同じ状況になる可能性がある。
- ・監理技術者に不足はないが、入札時に工種ごとの同種性や表彰歴が重視されるため、監理技術者は常に同じ工種を歩み、他工種への入札ができない状態になっている。

●監理技術者や建設技術者の不足は、災害時に一気に顕在化する可能性がある。

次に、監理技術者や建設技術者の不足が原因で発生する不調や不落の頻度と課題について述べる。北海道では、工事件数が一定程度確保されている地域であっても、応札者が限定される事例が見られる。その理由として、監理技術者に求められる経歴や専任配置要件を満たすことが難しい点が挙げられる。特に工事が同一地域で同時期に重なる場合、各社は配置できる監理技術者が不足するため、受注可能な工事を慎重に選択せざるを得ない状況となる。

また、監理技術者や建設技術者が不足している、あるいは今後不足する恐れがあることによって生じる課題として、地方部においてインフラの維持管理や災害対応が困難となる恐れがあることが挙げられる。豪雪や地震等の災害に迅速に対応するためには、地域内に一定数の監理技術者やベテランの技術者が常に確保されていることが不可欠である。しかし、人口減少に伴う企業数の減少や統合が進む中、地域ごとの技術者数が不足する懸念が高まっている。平時には表面化しないものの、災害が発生するところの問題が一気に顕在化する可能性がある。さらに、北海道では地方部から都市部や道外への若年層が流出し続けており、地方での人材確保は一層困難になっている。

#### ○ヒアリングによる代表的な意見

- ・北海道の中でも札幌以外の地方都市は過疎化が著しく、仕事量が激減している。若者が地方から若者が都市部へ流出している中で、地域のインフラの維持管理や災害時の対応を担う建設会社をどのように守っていくかが課題である。
- ・稚内など、工業高校が閉校している地域もあり、このような地域でどのように建設業の担い手を確保していくかが課題である。
- ・工業高校の土木科や建築科の生徒であっても、親の意見で製造業などの他業種に入職してしまうケースもみられる。
- ・大学生は3割程度が道外出身者で、卒業後は道外の企業に就職してしまうことが多い。特に北海道大学は半分以上が道外出身者であり、本州の大手企業に就職してしまう事が多い。
- ・本州の大手建設会社が北海道の私立大学や工業高校に採用枠を広げている。道内の建設会社は、給与面で大手には敵わず若手技術者の採用に苦戦している。また、高卒の若手は採用してもすぐに辞めてしまうことが多く、定着率が低い。

●人材確保へ向けた取り組みを積極的に行っているが、将来を見据えた根本的な解決には至っていない。

技術者不足を解消するための取り組みとして、受注者側では若手技術者の採用強化や社内研修制度の充実が進められている。一方発注者側では、適切な工期設定や施工時期の平準化、適正な積算水準の確保、ICT活用による生産性向上など、企業が無理なく施工体制を構築できる環境整備が進められている。これらの取り組みは一定の効果を上げているが、課題も少なくない。ICT導入には初期投資が必要であり、特に地方部の中小企業にとっては大きな負担となる。また、少子化により技術者となる人材そのものが増えていない中で、各社・各地域が工夫して人材確保に向けた取り組みを行っても、「少ないパイを取り合っている」状況であり、根本的な解決には至っていないとの意見も見られた。

#### ○ヒアリングによる代表的な意見

- ・少子化で絶対的な分母が増えていない中で、各社・各地域が工夫して人材確保に向けた取り組みを行っても、「少ないパイを取り合っている」状況であり、根本的な解決には至っていない。

- ・子どもが建設業に関心を持って、親世代が建設業によいイメージを持っていないため、製造業などの他産業に若い人材が流れてしまっている。
- ・本州の大手ゼネコンに給与では勝てず、優秀な学生が本州に流れる。ある大学の土木系の学生では、50人中、道内企業に就職するのは5～6名しかいない。

先述した通り、北海道には各地域が広域に分散しているという地理的特性があり、北海道全体の監理技術者数だけでは、道内の各地域の技術者数の実態を把握できないため、地域ごとの人数を考慮した分析を行うことも有効であると考えられる。今後、インフラの老朽化対策や防災対策が本格化する中で、監理技術者や建設技術者の需要は引き続き高いと考えられ、技術者の確保に向けた取り組みの推進を継続していくことが求められる。

### 4.3 2 道県の調査から見た技術者数の現状と課題

本節では、第1節で整理した徳島県の実態および第2節で整理した北海道の実態を踏まえ、全国における監理技術者および建設技術者の現状と課題について考察する。

徳島県と北海道は地理条件や産業構造が大きく異なるものの、両者に現れている現象は、日本の建設業が直面している課題とも共通しているものであると考えられる。

第1章で述べたとおり、全国の建設業就業者数は減少を続けている。また、監理技術者資格者証保有者の高齢化が顕著であり、令和4年（2022年）現在、50歳以上が6割以上を占めている。これは、今後10年から15年の間に監理技術者の大量退職が起きる可能性が高いことを意味している。

かつて建設業は地域雇用の受け皿として機能していたが、近年は他産業との人材獲得競争が激化している。特に、地方部では人口流出が続いており、技術者の確保は一段と厳しい状況になっている。

監理技術者制度は、品質確保と責任体制の明確化に重要な役割を果たしてきたが、専任配置を原則とする制度設計は、技術者が十分に確保されていることを前提としている。しかし人口減少社会においてはその前提が崩れつつあり、徳島県および北海道で見られたように、応札への判断が技術者の有無によって左右される事例は、今後全国に拡大する可能性がある。

不調や不落の発生も、従来のように価格競争の結果だけでは説明できない局面が出てきている。技術者不足という人的制約が応札数を抑制し、それが競争性を低下させる一因となっている。競争性の確保と品質確保の両立を図るためには、技術者確保に向けた取り組みを継続的に進めることが不可欠である。

監理技術者および建設技術者の不足は単なる人数の問題ではなく、技術の継承や地域防災力の維持が困難になるという重大な問題を伴う。特に地方部においては、地域建設業が災害時の即応体制を担っており、技術者数の多寡は、平時の施工体制だけでなく、災害時の対応力にも

直結する。これは単なる産業政策の範囲を超えた、社会基盤の安全保障に関わる問題であると言える。

さらに、今後はインフラの維持更新需要が増加することが予想されている。高度経済成長期に整備された社会資本が更新期を迎える中で、補修・補強・長寿命化対策に対応できる技術者の需要は増大すると考えられる。この需要が増大する一方で供給基盤が縮小すれば、需給ギャップは拡大する。これは徳島県や北海道に限らず、全国に共通する課題である。

徳島県や北海道などの地方における監理技術者数や建設技術者数の不足は、人口構造の変化や、建設業の相対的な魅力の低下といった複数の要因が重なって生じた結果であると考えられる。短期的な対応だけでは課題解決は困難であり、中長期的な視点で継続的な技術者確保・育成に向けた取り組みを進めることが必要である。

## 4.4 監理技術者および建設技術者不足の解消に向けた方策

本節では、第1節における徳島県の実態、第2節における北海道の実態、そして第3節で整理した全国的課題を踏まえ、監理技術者および建設技術者不足の解消に向けて、国、発注者、受注者の三者が取り組むべき方策を提示する。ここでは、いずれか一者だけで完結するものではなく、相互補完的な取り組みが不可欠であるという前提に立ち、現実的かつ持続可能な方向性を示す。

### 4.4.1 国に求められる役割

監理技術者制度は長年にわたり品質確保の根幹を支えてきたが、人口減少社会における人的資源の制約を前提とした、制度の再設計が必要な段階に来ている。

専任配置要件の合理化については、品質確保を損なわない範囲で、ICT活用や遠隔臨場を前提とした柔軟な運用をさらに進めることが求められる。現場の実態に即した運用方法について、全国で統一することで、地域間のばらつきを抑制し、受注者の不安を軽減することが重要である。また、資格取得支援制度の体系的整備も不可欠である。若年層が監理技術者の資格取得を目指しやすい環境を整えるため、研修機会の拡充や費用負担軽減等の支援策の充実が必要となる。さらに、インフラ維持管理の時代に対応した新たな能力評価のあり方を検討し、更新・補修分野に強みを持つ技術者が適切に評価される仕組みを構築することも重要である。

#### 4.4.2 発注者（都道府県等）に求められる役割

徳島県および北海道の事例が示すように、発注時期の集中は技術者不足による不調・不落を顕在化させる一因となる。そのため、発注平準化を一層徹底し、年度末への偏在を緩和することが重要である。また、適正な予定価格の設定と積算の透明性確保により、企業が人材育成に投資できる経営環境を整備することも重要である。さらに、地域特性に応じた発注方式の工夫も検討すべきである。例えば、施工現場が広域に点在している場合、工区や工期の設定を柔軟に調整することで、監理技術者の配置負担を軽減できる可能性がある。

#### 4.4.3 受注者（建設会社）に求められる役割

技術者不足への対応は、外部環境の改善を待つだけでは不十分であり、企業自らの経営戦略として人材育成を中核に据えることが不可欠である。若手技術者の計画的育成、資格取得支援、働き方改革の推進等により、魅力ある職場環境を構築することが求められる。特に、監理技術者候補を複数人育成し、個人技術者に過度に依存しない体制を構築することが重要である。また、企業間連携や地域内での協力体制の構築も視野に入れるべきである。繁忙期における応援体制の調整や専門分野ごとの役割分担は、地域全体の施工能力の維持に資する可能性がある。競争と協調のバランスをいかに取るかが、今後の重要な経営課題となる。

#### 4.4.4 三者の取り組みの相互関係

国・発注者・受注者による取り組みは相互に関連している。国が制度を整備し、発注者が環境を整え、受注者が人材を育成する。この循環が機能して初めて、監理技術者および建設技術者の不足という構造的課題に対処することができる。三者が相互に補完し合うことで、持続可能な施工体制の確立が可能となるのである。

### 4.5 おわりに

本調査では、監理技術者資格者証保有者数の増減率が下位 2 位の徳島県並びに北海道について、地域のインフラ整備の担い手である地域建設業の対応に加え、災害発生時の主役となる技術者の必要性や、監理技術者に関する課題を洗い出すことを目的として取材を実施した。取材を通じて明らかになったのは、監理技術者数および建設技術者数の不足は、単なる一時的な人手不足ではなく、人口構造の変化や建設業の相対的な魅力の低下が複合的に作用して生じてい

る課題であるという点である。

全国的に見れば、監理技術者制度は品質確保の観点から重要な役割を果たしてきた一方で、その前提となる人的基盤が縮小局面にあることを認識しなければならない。インフラの維持更新需要が増加する時代において、技術者の量と質をいかに確保するかは、社会資本整備における重要な課題である。建設業は単なる産業の一分野ではなく、地域社会の安全と持続性を支える基盤である。その担い手が不足するという事は、社会全体の持続可能性に直結する。

本報告書が示した提言は、段階的かつ継続的な改善を積み重ねることの重要性を強調している。国は制度の方向性を示し、発注者は環境を整え、受注者は人材育成に取り組むことによって、それぞれの主体が自らの役割を自覚し、相互に連携することで構造的課題への対応が可能となる。

人口減少社会においては、量的拡大ではなく質的強化と効率化が鍵となる。ICTの活用、働き方改革、技術継承の体系化など、多様な取り組みを通じて、限られた人的資源を最大限に活かす体制を構築することが求められる。同時に、若年層にとって魅力ある産業像を提示し続ける努力も不可欠である。

また、若年層の入職者を増やすことについては、徳島県及び北海道の取り組みを見ると、発注者・受注者ともさまざまな取り組みを実施しており、一定の効果をもたらしていることから継続的に行う必要がある。しかし、近い将来を見据えた場合、建設業の役割を維持していくためには、入職者の拡大だけでなく、高齢技術者がやりがいを持って一年でも長く働き続けること、若手技術者に知見を継承していくことについても取り組む必要がある。高齢技術者の処遇改善や、個々に合わせた働き方の提案等、並行して行うことも不可欠である。

今年度は「中間とりまとめ」の調査であり、もっとも監理技術者の減少割合が高い徳島県並びに北海道を調査対象とした。令和8年(2026年)度は、さらに複数の県で取材を実施する予定である。

また、今年度調査を行った徳島県、北海道におけるデータも不十分な点については、今後も必要に応じて、追加、修正などを行っていくことを考えている。

最後に、今回の調査の実施にあたり、徳島県建設業協会および株式会社西村建設、株式会社大日、有限会社平田組、株式会社広瀬組、株式会社大竹組、徳島県県土整備部建設管理課、北海道建設業協会および岩田地崎建設株式会社、勇建設株式会社、伊藤組土建株式会社、北海道建設部建設政策局建設管理課の皆様には、取材実施及び内容確認、資料作成等に関して、長期にわたり多大なるご協力をいただいた。ここに厚く謝意を表す。

---

地域建設業における監理技術者数の現状と将来の増減予測並びに  
技術者確保へ向けた受発注者の取り組み(中間とりまとめ)

令和8年3月発行

---

**【発行】**

一般財団法人 建設業技術者センター

〒102-0084

東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア4階

TEL: 03-3514-1256 FAX: 03-3556-0340

URL: <https://www.cezaidan.or.jp/>

---

本書の全部又は一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法で定める例外を除き、  
禁じられています。